# 第５編

# 大規模事故等応急対策計画

# 第５編　大規模事故等応急対策計画もくじ

**第１章　基本方針** ..... 1
第１款　応急対策計画の目標
第２款　応急対策計画の構成

**第２章　組織と職員配備** ..... 4
第１節　組織の設置 ..... 4
第１款　防災体制の判断基準
第２款　災害対策（警戒）本部の設置
第３款　災害対策本部の組織と事務分掌
第４款　災害対策本部の標識
第２節　職員の配備 ..... 10
第１款　配備指令の伝達
第２款　防災体制下の職員の行動
第３節　職員の初動 ..... 12
第４節　市長権限の委譲 ..... 13
第５節　職員の健康管理 ..... 13

**第３章　情報の収集と伝達** ..... 14
第１節　通信機器の確保 ..... 14
第２節　防災関係機関の伝達体制 ..... 15
第３節　情報の収集 ..... 16
第１款　気象予警報の発表基準
第２款　気象予警報の伝達系統
第３款　神戸地方気象台との連携
第４款　被害情報の収集と通報の対応
第４節　情報の伝達 ..... 18
第１款　防災情報の伝達
第２款　避難情報の発令
第３款　警戒区域の設定
第４款　報道機関への情報の発信
第５款　県への報告
第６款　庁内の情報共有

**第４章　広域応援要請及び派遣** ..... 28
第１節　自衛隊の災害派遣要請 ..... 28
第２節　消防防災ヘリコプターの出動要請 ..... 30
第３節　緊急消防援助隊の要請 ..... 31
第４節　国や県、他市町村への応援要請及び派遣 ..... 32
第１款　指定地方行政機関に対する応援要請
第２款　国や県、市町村間の協定に基づく応援要請及び派遣
第３款　民間事業者等との協定に基づく応援要請
第５節　災害ボランティアの要請と受入れ ..... 37

**第５章　被災者の応急救助** ..... 39
第１節　災害救助法による救助 ..... 39
第２節　避難対策 ..... 41
第１款　避難と避難誘導
第２款　避難所の開設と運営

第３款　愛玩動物の対策
第３節　要配慮者の支援 …… 48
第４節　孤立集落対策 …… 49
第５節　救助救急、医療対策 …… 51
第１款　救出対策
第２款　住民からの安否確認に対する回答
第３款　医療、助産対策
第４款　行方不明者の捜索
第６節　旅行者への対策 …… 54
第７節　物資（食料と生活必需品）の供給対策 …… 54
第８節　給水対策 …… 57
第９節　住宅対策 …… 58
第１款　住宅対策の種類と優先順
第２款　住宅の応急修理
第３款　住居の障害物除去
第４款　仮設住宅の建設
第10節　感染症対策 …… 60
第１款　消毒
第２款　ねずみ、昆虫等の駆除
第３款　生活用水の供給等
第４款　報告
第５款　災害時感染症対策完了後の措置
第11節　健康対策 …… 62
第12節　遺体の収容と火葬 …… 63
第１款　行方不明者の捜索
第２款　遺体の安置と引き渡し
第３款　遺体の埋火葬

**第６章　交通輸送対策 …… 65**
第１節　交通応急対策 …… 65
第２節　緊急輸送対策 …… 66
第１款　緊急輸送の対象
第２款　道路の啓開
第３款　車両の撤去
第４款　車両の確保と緊急交通路の通行

**第７章　ライフライン対策 …… 68**
第１節　ライフライン事業者との連携 …… 68
第２節　給水対策 …… 69

**第８章　生活支援対策 …… 70**
第１節　総合相談窓口の開設 …… 70
第２節　罹災証明書の発行と被災者台帳の作成 …… 70
第３節　被災者の支援制度 …… 77
第４節　義援金の受入れと配分 …… 81

**第９章　雪害対策 …… 83**
第１節　道路の除雪対策 …… 83
第２節　住宅の雪害対策 …… 84
第３節　雪崩対策 …… 84

**第10章　大規模火災対策 …… 85**

**第11章　危険物等事故の対策** ..... 86
第１款　危険物等の事故における連絡系統
第２款　危険物事故の対策
第３款　高圧ガス事故の対策
第４款　火薬類事故の対策
第５款　毒物劇物事故の対策

**第12章　突発重大事案の対策** ..... 91

**第13章　道路災害対策** ..... 93
第１款　危険物等への対策
第２款　雑踏事故の対策

**第14章　原子力事故対策** ..... 96
第１節　情報の収集と伝達 ..... 96
第２節　緊急時モニタリングの実施 ..... 97
第３節　防護対策 ..... 99
第４節　救急医療対策 ..... 101
第１款　救急対策
第２款　スクリーニングによる医療対策
第３款　健康相談の実施
第５節　消火対策 ..... 103
第６節　飲食物の摂取制限 ..... 106
第７節　汚染の除去 ..... 108
第８節　県外からの避難者の受入れ ..... 109
第９節　環境放射線モニタリング ..... 112
第10節　制限の解除と風評被害対策 ..... 113
第11節　心身の健康相談体制の整備 ..... 113

# 第１章　基本方針

第２編の災害予防計画では「平常時の備え」を示したが、本編では①雪害、②大規模火災、③危険物等事故、④突発重大事案、⑤原子力事故の５つの災害を覚知した時点から復興に向かうまでに市などの防災関係機関が実施すべき応急対策を示す。

**第１款　応急対策計画の目標**

本大規模事故等応急対策計画は住民や地域、職員の初動を明確化し、それぞれが迅速に減災活動と被災者の救済措置を実施できるようにするための計画である。

**第２款　応急対策計画の構成**

前１款に掲げた目標を達成するための本大規模事故等応急対策計画の構成は、次のとおりである。

１　組織と職員配備･･･第２章

防災体制の判断基準や各対策部の事務分掌、職員の参集方法など、主に災害対策本部を設置するまでに必要となる事項を示す。

（１）組織の設置
（２）職員の配備
（３）職員の初動
（４）市長権限の委譲
（５）職員の健康管理

２　情報の収集と伝達･･･第３章

非常通信機器の活用方法のほか、防災関係機関との通信手段について示す。

（１）通信機器の確保
（２）防災関係機関の伝達体制
（３）情報の収集
（４）情報の伝達

３　広域応援要請及び派遣･･･第４章

法令等に基づく要請のほか、市が結ぶ協定に基づく要請を行う場合に必要な手続きなどを示す。

（１）自衛隊の災害派遣要請
（２）消防防災ヘリコプターの出動要請
（３）緊急消防援助隊の要請
（４）国や県、他市町への応援要請及び派遣
（５）災害ボランティアの要請と受入れ

４　被災者の応急救助･･･第５章

被災者を救援するために必要な法的手続きや避難対策、救護対策など、おおむね応急期に実施する対策を示す。

（１）災害救助法による救助
（２）避難対策
（３）要配慮者の支援
（４）孤立集落対策
（５）救助救急、医療対策
（６）旅行者への対策
（７）物資（食料と生活必需品）の供給対策
（８）給水対策
（９）住宅対策

（10）感染症対策
（11）健康対策
（12）遺体の収容と火葬

５　交通輸送対策･･･第６章
道路や橋梁が損壊する被害が発生した場合の交通規制や患者の緊急搬送など、緊急輸送路の確保に必要な対策を示す。
（１）交通応急対策
（２）緊急輸送対策

６　ライフライン対策･･･第７章
電話や電気、ＬＰガスの事業者との連携手段や、市が管理する水道や下水道の復旧手段など、住民の生活を支えるライフラインの応急対策について必要な事項を示す。
（１）ライフライン事業者との連携
（２）給水対策（再掲）

７　生活支援対策･･･第８章
被災者の生活再建のために必要となる支援策を示す。
（１）総合相談窓口の開設
（２）罹災証明書の発行
（３）被災者の支援制度
（４）義援金の受入れと配分

８　雪害対策･･･第９章
雪害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に必要となる応急対策を示す。
（１）道路の除雪対策
（２）住宅の雪害対策
（３）雪崩対策

９　大規模火災対策･･･第10章
大規模火災が発生した場合に必要となる応急対策を示す。

10　危険物等事故の対策･･･第11章
危険物等の事故が発生した場合に必要となる応急対策を示す。

12　突発重大事案の対策･･･第12章
航空機事故や大規模交通事故などの突発的な災害が発生した場合に必要となる応急対策を示す。

13　道路災害対策･･･第13章
雑踏事故が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に必要となる応急対策を示す。

14　原子力事故対策･･･第14章
第１編第８節に想定する原子力事故が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に必要となる応急対策を示す。
（１）情報の収集と伝達
（２）緊急時モニタリングの実施
（３）防護対策
（４）救急医療対策
（５）消火対策
（６）飲食物の摂取制限
（７）汚染の除去

（８）県外からの避難者の受入れ
（９）環境放射線モニタリング
(10) 制限の解除と風評被害対策
(11) 心身の健康相談体制の整備

# 第２章　組織と職員配備

災害応急対策を迅速に展開するためには、全ての職員が緊急時の組織体制や職員配備、各対策部の業務を理解しておく必要がある。本章では防災体制の判断基準や各対策部の事務分掌、職員の参集方法など、災害対策本部を設置するまでに必要となる事項を示す。

※　以下表中の対策部とは、災害発生時に、役割に応じた迅速な対応を行うため、宍粟市災害対策本部に加え、主に関係する公的機関、関係団体等の組織及び個人を記載。

| 対策部 | 全対策部 |
|---|---|

## 第１節　組織の設置

災害に警戒が必要な場合の市の防災体制は、大きく３つの段階に区分できる。第１段階は消防防災担当課が主に情報を収集する「準備体制（連絡員待機、警戒待機）」、第２段階は初期に必要となる避難行動要支援者支援などにあたる「災害警戒本部体制（１号配備）」、第３段階は全ての対策部が応急対策活動にあたる「災害対策本部体制（２号、３号配備）」である。本節では災害が発生、又はそのおそれがある場合に市が整える防災体制について定める。

### 第１款　防災体制の判断基準

防災体制は次の基準と被害情報などから、市長が総合的に判断し決定する。

防災体制の判断基準

<table>
<tr><th>体制</th><th>職員配備</th><th>判断の基準</th><th>配備人員</th></tr>
<tr><td>準備体制</td><td>連絡員待機</td><td>1　大雪又は暴風雪の警報又は特別警報のいずれかが発表され、被害が生じるおそれが高まったとき<br>2　火災警報を発する基準に達し、住民への注意喚起が必要になったとき<br>3 防災担当部長が必要と認めるとき</td><td>消防防災担当部局職員<br><br>※建設課のあらかじめ指定された職員を除く</td></tr>
<tr><td>災害警戒本部体制</td><td>1号配備</td><td rowspan="3">1　大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合<br>2　災害救助法の適用基準に達するおそれがあるとき（住家の除雪：障害物の除去を含む）<br>3　消防庁「火災・災害等即報要領」の即報基準に達する被害が生じたとき（要領は資料編に掲載）<br>4 市長が必要と認めるとき</td><td>全職員の2割程度（主に副課長以上）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">災害対策本部体制</td><td>2号配備</td><td>全職員の6割程度（主に係長以上）</td></tr>
<tr><td>3号配備</td><td>全職員</td></tr>
<tr><td>通常体制</td><td>解除</td><td>1 災害応急対策が完了したとき<br>2 災害が発生するおそれが解消したとき<br>3 市長が必要と認めるとき</td><td>－</td></tr>
</table>

### 第２款　災害対策（警戒）本部の設置

災害予防及び災害応急対策を実施する必要があると市長が認めるときは、災害対策基本法第23条及び宍粟市災害対策本部条例（平成17年条例174号）に基づき、宍粟市災害対策本部を宍粟市役所及び各市民協働センターに設置する。なお、災害対策本部が設置される前で、被害状況によって警戒体制を強化する必要がある場合にあっては、災害警戒本部（災害対策本部を準用）を宍粟市役所に設けて対処するものとする。

１　設置場所

災害対策本部は宍粟市役所３階に置く。なお、災害対策本部を設置したときは、所在を明確にするため「宍粟市災害対策本部」の掲示を行う。

２　設置、廃止の基準

災害対策本部は、前１款の防災体制の判断基準により市長が設置する。なお、廃止する時期は、災害応急対策が完了したとき、又は本部長が前１款の防災体制の判断基準をもとに災害発生のおそれが解消したと認めるときとする。

３　設置及び廃止の公表

災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに防災関係機関と住民にその旨を公表する。

４　本部長の職務代理者

市長が登庁できない場合、又は登庁に時間を要する場合は、登庁した者の中から次の順位で職務代理者を決め、災害応急対策にあたる。

その順位は次のとおりとする。

| | |
|---|---|
| 第１順位 | 副市長 |
| 第２順位 | 教育長 |
| 第３順位 | 防災担当部長 |
| 第４順位 | その場における最高責任者 |

### 第３款　災害対策本部の組織と事務分掌

災害対策本部の組織と事務分掌は、それぞれ次のとおりとする。なお、本部長が応急対策に要すると判断する場合は、必要な人材を本部員に加えることができる。

災害対策本部の組織図

| | |
|---|---|
| 本部長 | 市長 |
| 副本部長 | 副市長<br>教育長 |

**災害対策本部（宍粟市役所）**

| 部局名 | 対策部名 | 本部員 |
|---|---|---|
| 市長公室 | 本部室 | 市長公室長 |
| 総務部<br>議会事務局 | 総務対策部 | 総務部長<br>議会事務局長 |
| 市民生活部 | 市民生活対策部 | 市民生活部長 |
| 健康福祉部 | 健康福祉対策部 | 健康福祉部長 |
| 産業部<br>農業委員会事務局 | 産業対策部 | 産業部長<br>農業委員会事務局長 |
| 建設部 | 土木水道対策部 | 建設部長 |
| 会計課 | 会計対策部 | 会計管理者 |
| 教育委員会事務局 | 教育対策部 | 教育部長 |
| 公立宍粟総合病院 | － | 事務部長 |
| 消防団 | － | 消防団長　副団長<br>山崎支団長 |
| 西はりま消防組合<br>宍粟消防署 | － | 署長 |
| 宍粟警察署 | － | 署長 |
| 市民局（復旧期のみ） | － | 市民局長 |

**現地災害対策本部（各市民局）**

| 部局名 | 本部員 |
|---|---|
| 一宮市民局<br>三方町出張所 | 市民局長<br>市民局副局長<br>課長<br>消防一宮分署長<br>消防団一宮支団長<br>警察官 |
| 波賀市民局 | 市民局長<br>市民局副局長<br>北部事務所長<br>課長<br>消防波賀出張所長<br>消防団波賀支団長<br>警察官 |
| 千種市民局 | 市民局長<br>市民局副局長<br>課長<br>消防千種出張所長<br>消防団千種支団長<br>警察官 |

災害対策本部（本庁）の事務分掌

| 主管部局 | 主管課等 | 事務分掌 |
|---|---|---|
| 市長公室 | 危機管理課 | 1 本部の設置、運営に関すること<br>2 情報の収集に関すること<br>3 消防団の配備に関すること<br>4 配備指令とその伝達に関すること<br>5 避難情報の発表に関すること<br>6 警戒区域の設定に関すること<br>7 県や警察、自衛隊など、関係機関との連絡に関すること<br>8 広域応援要請に関すること<br>9 被害状況の総括に関すること<br>10 市民局との連絡調整に関すること<br>11 災害救助法の適用申請事務に関すること<br>12 罹災届出証明書の発行に関すること<br>13 災害復旧に係る借入金利子補給金交付制度（市単）に関すること<br>14 被災者生活再建支援制度に関すること |
| 市長公室 | 秘書政策課<br>地域創生課 | 1 指定避難所開設の確認に関すること<br>2 避難者数の市内集計に関すること<br>3 自治会の被害状況調査の市内集計に関すること<br>4 支援制度の取りまとめ、周知に関すること<br>5 市長のメッセージと避難所訪問に関すること<br>6 宍粟市災害見舞金及び義援金の配分、支給に関すること |
| 総務部<br>議会事務局 | 広報情報課 | 1 避難情報の伝達に関すること<br>2 交通情報の伝達に関すること<br>3 避難状況の伝達に関すること<br>4 報道機関の対応に関すること<br>5 写真の撮影と映像の保存、広報に関すること |
| | 総務課<br>財務課<br>議会事務局 | 1 通報（電話）対応と本部情報整理に関すること<br>2 緊急通行車両の確保に関すること<br>3 行政支援の調整と動員計画に関すること<br>4 職員の健康管理に関すること<br>5 安否情報に関すること |
| 市民生活部 | まちづくり推進課<br>人権推進課 | 1 一時避難所等開設の確認に関すること（山崎地域）<br>2 広域避難所以外の避難者数の集計に関すること（山崎地域）<br>3 自治会の被害状況調査に関すること（山崎地域）<br>4 自治会との連絡調整に関すること（山崎地域） |
| | 税務課 | 1 家屋被害認定調査に関すること<br>2 罹災証明書の発行に関すること<br>3 被災者台帳の作成に関すること |
| | 市民課<br>生活衛生課 | 1 防疫に関すること<br>2 廃棄物の収集と処理に関すること<br>3 遺体の処置、安置に関すること<br>4 遺体の埋火葬に関すること<br>5 し尿の収集と処理に関すること<br>6 避難所仮設トイレの設置に関すること |
| 健康福祉部 | 社会福祉課<br>高年福祉課<br>障がい福祉課<br>福祉相談課<br>保健福祉課<br>子育て支援課 | 1 要配慮者の支援に関すること<br>2 社会福祉協議会との調整に関すること（災害ボランティアセンターの設置など）<br>3 災害弔慰金、災害障がい見舞金、災害援護資金に関すること<br>4 被災者生活復興資金貸付制度に関すること<br>5 被災者の健康管理に関すること<br>6 救護所の開設に関すること<br>7 応急医療に関すること<br>8 食品衛生対策、感染症対策に関すること<br>9 福祉避難所の運営に関すること |

| 主管部局 | 主管課等 | 事務分掌 |
| --- | --- | --- |
| 産業部<br>農業委員会事務局 | 農業振興課<br>森林環境課<br>商工観光課<br>農業委員会事務局 | 1 河川の監視に関すること<br>2 農産物、家畜、農業施設などの被害調査に関すること<br>3 山林の被害調査と復旧に関すること<br>4 林道の被害調査と復旧に関すること<br>5 風呂の無料開放に関すること<br>6 一時宿泊所の確保に関すること |
| 建設部 | 建設課<br>住宅土地政策課 | 1 道路の巡視と交通規制に関すること<br>2 緊急輸送路の確保に関すること<br>3 道路、橋梁、河川、堤防などの被害調査と応急対策、復旧に関すること<br>4 道路上の支障となる放置車両の移動に関すること<br>5 応急危険度判定に関すること<br>6 住宅の応急修理に関すること<br>7 住宅の障害物除去に関すること<br>8 仮住宅の確保（市営、県営住宅）に関すること<br>9 仮設住宅の建築に関すること<br>10 住宅災害復興融資利子補給制度に関すること<br>11 高齢者住宅再建支援制度に関すること<br>12 ひょうご住宅災害復興ローン制度に関すること |
| | 水道管理課<br>上下水道課 | 1 応急給水に関すること<br>2 上下水道の被害調査と復旧に関すること |
| 教育委員会事務局 | 教育総務課<br>学校教育課<br>こども未来課<br>施設整備課<br>社会教育文化財課<br>山崎給食センター | 1 避難所の開設支援（開設担当者の支援）に関すること<br>2 避難所の運営に関すること<br>3 避難所の物資、食料の調達に関すること<br>4 救援物資の確保と配送に関すること<br>5 児童生徒の保護、施設利用者の安全確認に関すること（管理下にある場合）<br>6 応急教育に関すること |
| 会計課 | 会計管理者<br>会計課 | 1 災害対策本部の支援に関すること<br>2 義援金の募集に関すること<br>3 義援金の送金に関すること（他市町の支援） |
| 公立宍粟総合病院 | － | 1 患者の安全確保に関すること<br>2 応急医療に関すること<br>3 重病患者や人工透析患者などの対応に関すること<br>4 医療機関との連絡調整に関すること |
| 消防団本部 | － | 1 消防団員の出動命令に関すること<br>2 警戒活動に関すること<br>3 水防活動に関すること<br>4 避難誘導に関すること<br>5 救助活動に関すること<br>6 消火活動に関すること<br>7 広報活動に関すること<br>8 行方不明者の捜索に関すること<br>9 本部室との連絡調整に関すること |
| 西はりま消防組合 | － | 1 被害情報の収集と本部室との連絡調整に関すること<br>2 救急救助活動に関すること<br>3 消火活動に関すること<br>4 兵庫県消防防災ヘリコプター及びドクターヘリコプターの出動要請に関すること<br>5 ヘリコプター臨時離着陸場適地の開設に関すること<br>6 緊急消防援助隊の派遣要請に関すること<br>7 行方不明者の捜索に関すること |

※各対策部はこの事務分掌表によるもののほか、通常所管する施設の被害調査、及び本編第13章第３節に示す各種支援制度の実施にもあたるものとする。

現地災害対策本部（市民局）の事務分掌

| 主管課等 | 事務分掌 | 本庁部局 |
|---|---|---|
| まちづくり推進課<br>三方町出張所 | 1 現地本部の設置、運営に関すること<br>2 情報の収集に関すること<br>3 消防団の配備に関すること<br>4 配備命令に関すること<br>5 避難情報の発令と伝達に関すること<br>6 警察など、関係機関との連絡に関すること<br>7 本部室との連絡調整に関すること<br>8 罹災届出証明書の発行に関すること | 市長公室<br>市民生活部 |
| | 1 避難所開設の確認に関すること<br>2 避難者数の集計に関すること<br>3 自治会の被害状況調査に関すること<br>4 ２、３の報告に関すること<br>5 自治会との連絡調整に関すること<br>6 被災者生活再建支援制度に関すること | |
| | 1 通報（電話）対応と本部情報整理に関すること<br>2 緊急通行車両の確保に関すること | 総務部<br>議会事務局 |
| | 1 罹災証明書の発行に関すること | 市民生活部 |
| | 1 防疫に関すること<br>2 廃棄物の収集と処理に関すること<br>3 遺体の処置、安置に関すること<br>4 遺体の埋火葬に関すること<br>5 し尿の収集と処理に関すること<br>6 避難所仮設トイレの設置に関すること | |
| | 1 住宅の応急修理に関すること<br>2 住宅の障害物除去に関すること | 建設部 |
| | 1 避難所の開設支援（開設担当者の支援）に関すること<br>2 避難所の運営に関すること | 教育委員会<br>事務局 |
| 保健福祉課 | 1 要配慮者の支援に関すること<br>2 災害弔慰金、災害障がい見舞金、災害援護資金に関すること<br>3 被災者の健康管理に関すること<br>4 救護所の設置に関すること<br>5 応急医療に関すること<br>6 福祉避難所の運営に関すること | 健康福祉部 |
| 北部事務所 | 1 河川の監視に関すること<br>2 農産物、家畜、農業施設などの被害調査に関すること<br>3 山林の被害調査と復旧に関すること<br>4 林道の被害調査と復旧に関すること | 産業部 |
| | 1 道路の巡視と交通規制に関すること<br>2 緊急輸送路の確保に関すること<br>3 道路、橋梁、河川、堤防などの被害調査と応急対策、復旧に関すること<br>4 応急給水に関すること<br>5 上下水道の被害調査と復旧に関すること | 建設部 |
| 給食センター | 1 避難所の物資、食料の調達に関すること<br>2 施設利用者の安全確認に関すること | 教育委員会<br>事務局 |
| 診療所 | 1 患者の安全確保に関すること<br>2 応急医療に関すること<br>3 重病患者や人工透析患者などの対応に関すること<br>4 医療機関との連絡調整に関すること | 健康福祉部 |

| 主管課等 | 事務分掌 | 本庁部局 |
|---|---|---|
| 消防支団本部 | 1 消防団員の出動命令に関すること<br>2 警戒活動に関すること<br>3 水防活動に関すること<br>4 避難誘導に関すること<br>5 救助活動に関すること<br>6 消火活動に関すること<br>7 広報活動に関すること<br>8 行方不明者の捜索に関すること<br>9 本部との連絡調整に関すること | 市長公室<br>市民生活部 |
| 宍粟消防署<br>一宮分署<br>波賀出張所<br>千種出張所 | 1 被害情報の収集と本部との連絡調整に関すること<br>2 救急救助活動に関すること<br>3 消火活動に関すること<br>4 兵庫県消防防災ヘリコプター及びドクターヘリコプターの出動要請に関すること<br>5 ヘリコプター臨時離着陸場適地の開設に関すること<br>6 行方不明者の捜索に関すること | 西はりま<br>消防組合 |

**第４款　災害対策本部の標識**

本部長、副本部長、各対策部局長、本部連絡員は、災害時において非常活動に従事するときは、原則として次の腕章を着用するものとする。

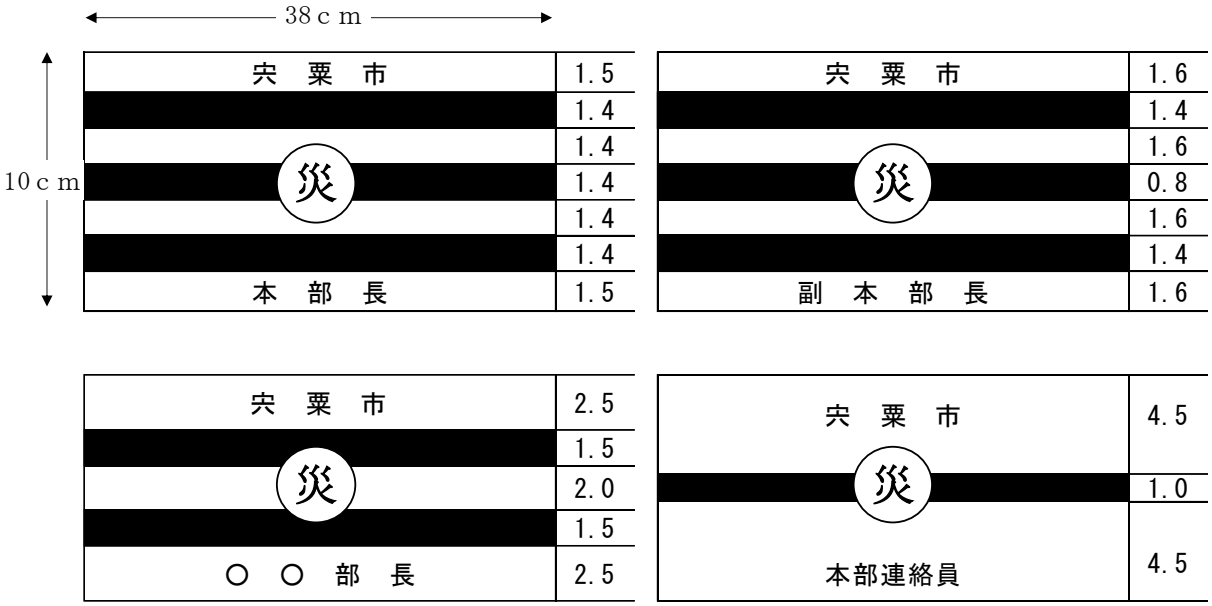


仕様

1　品質はビニール製とする。

2　白地に赤線、文字は黒とする。ただし、本部連絡員は青線を用いる。

| 対策部 | 全対策部 |
|---|---|

## 第２節　職員の配備

市長が配備指令を発令した場合に、又は配備指令がない場合でも被害が生じるおそれのある場合に職員がとるべき行動を示す。なお、職員それぞれの配備先は、「職員配備計画」に定めるものとする。

**第１款　配備指令の伝達**

配備指令は前節第１款の「防災体制の判断基準」に基づき市長が発令し、本部室が電子メールで一斉に職員へ配信する。なお、限られた対策部の職員を招集する場合や、電子メールが使用できない状況にある場合は、電話や口頭で伝達する。この場合の伝達系統は次のとおりとする。

１　勤務時間内の伝達系統（メールが配信できない場合）

勤務時間内は市長と本部室が協議の上、本部室が備えるべき防災体制と配備指令を各部局長へ伝達する。部局長は所属課長を通じて各職員へ配備指令を伝達し、職員を招集する。

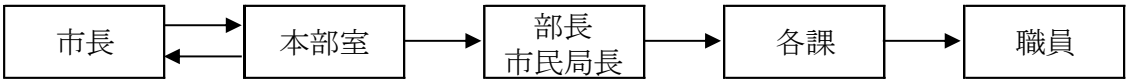


２　勤務時間外の伝達系統（メールが配信できない場合）

勤務時間外は、西はりま消防組合の情報指令員が異常の発生を防災担当課長へ伝達する。防災担当課長は防災担当部長へ、防災担当部長は市長と協議の上、備えるべき防災体制を副市長、教育長、各部局長へ伝達する。部局長は所属課長を通じて各職員へ配備指令を伝達し、職員を招集する。

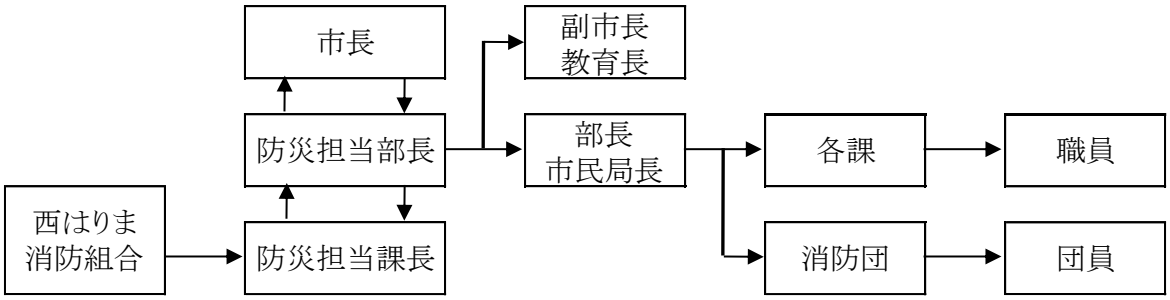


**第２款　防災体制下の職員の行動**

１　参集時の行動

原則として職員は地域で活動せず、防災体制を整えるために配備に就くものとする。地域での救助活動には、別に定める職員配備計画で消防団員として活動することがあらかじめ定められている職員があたる。交通路の断絶など、計画配備に就けない事情がある場合は、配備先の上司に連絡の上市民協働センターや指定避難所など、直近の防災拠点で配備に就くものとする。なお、参集途上に確認した被害状況は、必ず災害対策本部へ報告する。

参集時の留意事項
１　原則、地域で活動せず参集する
２　計画配備に就けない場合は、直近の職場へ向かう
３　参集途上に確認した被害状況は、必ず災害対策本部へ報告する

※職員配備が優先できるよう平常時から家族や近隣、地域と有事の体制を話し合う必要がある。

２　参集直後の行動

職員は所属する対策部の「災害時の職員初動マニュアル」や本応急対策計画に従い、業務を迅速かつ的確に実施し、その結果を対策部長に報告する。各対策部長は状況の把握に努めるとともに、現活動状況や対策に必要な人員、広域応援要請の要否を災害対策本部に報告する。

３　突発的な災害で配備指令がない場合の行動

配備指令の有無にかかわらず被害が生じるおそれがある場合、職員は職員配備計画に基づき、自ら配置に就くものとする。突発的な災害である場合、参集時に災害対策本部が開設されていない状況も想定される。この場合、参集した職員が初動班を立ち上げ、災害対策本部を設置する。初動は被害状況の把握に努めるとともに、人命救助を最優先に応急対策を進めるものとする。

| 対策部 | 全対策部 |
|---|---|

## 第３節　職員の初動

各対策部が実施する災害応急対策は、本章第１節の事務分掌表に示したが、これらの対策のうち発災後の初動期に必要となる可能性があるものを次に示す。各対策部は次節に示す「市長権限の委譲」もふまえ、迅速に初動対策にあたるものとする。なお、事故種別ごとに必要となる個別の対策は本編第９章に示す。

時系列に示す職員の初動（大規模事故等）

| 経過 | 対策期 | 対策 | 指揮 | 連携 |
|---|---|---|---|---|
| ６時間 | 救助期 | 組織（災害対策本部）の設置 | 本部室 | |
| | | 避難所の運営と職員配置 | 教育対策部 | |
| | | 通信機器の確保 | 本部室 | 総務対策部 |
| | | 通報の対応と情報整理 | 総務対策部 | 本部室 |
| | | 人命救助、消火活動 | 西はりま消防組合 | |
| | | 応急医療 | 公立宍粟総合病院 | |
| | | 避難情報の伝達 | 本部室 | 総務対策部 |
| | | 広域応援要請（防災ヘリ・協定消防本部・緊急消防援助隊） | 西はりま消防組合 | |
| | | 広域応援要請（自衛隊・県・協定市町村） | 本部室 | |
| | | 要配慮者の支援 | 健康福祉対策部 | |
| | | 交通規制 | 土木水道対策部 | |
| | | 緊急輸送道路の確保 | 土木水道対策部 | |
| | | 緊急通行車両の確保 | 総務対策部 | |
| 24時間 | 応急期 | 被害情報の収集と伝達 | 本部室 | 全対策部 |
| | | 応援隊との調整 | 総務対策部 | 本部室 |
| | | 家屋の被害状況調査（→被害認定調査） | 本部室 | |
| | | 応急給水 | 土木水道対策部 | |
| | | 上下水道の復旧 | 土木水道対策部 | |
| | | ライフライン事業者との連携 | 本部室 | |
| | | 災害ボランティアセンターの設置 | 健康福祉対策部 | |
| | | 救援物資の確保と避難所への配送 | 教育対策部 | 健康福祉対策部 |
| | | 避難所仮設トイレの設置 | 市民生活対策部 | |
| | | 廃棄物の収集と処理 | 市民生活対策部 | |
| | | 遺体の安置 | 市民生活対策部 | |
| 48時間 | 応急期 | 救護所の開設 | 健康福祉対策部 | 公立宍粟総合病院 |
| | | 防疫 | 市民生活対策部 | |
| | | 食品衛生と感染症対策の指導 | 健康福祉対策部 | |
| | | 義援金の受入と配分 | 会計対策部 | |
| 72時間 | 復旧期 | 罹災証明書の発行と被害認定調査（火災は消防本部） | 市民生活対策部 | |
| | | 支援制度の整理と周知 | 本部室 | |
| | | し尿の収集と処理 | 市民生活対策部 | |
| | | 住居の障害物除去（原則10日以内に完了） | 土木水道対策部 | |
| 72時間以降 | 復旧期 | 住宅の応急修理（原則1か月で完了） | 土木水道対策部 | |
| | | 仮住宅の確保 | 土木水道対策部 | |
| | | 仮設住宅の建築（原則20日以内に着工） | 土木水道対策部 | |
| | | こころのケア | 健康福祉対策部 | |
| | | 職員の健康管理 | 総務対策部 | 健康福祉対策部 |
| | | 遺体の埋火葬 | 市民生活対策部 | |

| 対策部 | 全対策部 |
|---|---|

## 第４節　市長権限の委譲

大規模災害が発生した場合、権限の多くを市長に集中する方式では、処理限界を超える情報が集中し、迅速に被災者を救済するという目的が阻害されることが予想される。この問題を軽減するため、初動期においては事前に権限を各対策部に委譲し、市長は大局的な観点から指示や調整を行うものとする。なお、市長が保持する権限はおおむね次に掲げるものを想定する。これらに属さない権限に関する業務は、本応急対策計画のほか、「災害時の職員初動マニュアル」をもとに各対策部で即時に対応するものとする。

市長が保持する権限

| 権限の種類 | 根拠法令等 |
|---|---|
| 柔軟な財政措置に関する意思決定と各部署への周知 | |
| 活動優先順の決定（人命救助、緊急輸送路確保、被害認定調査等） | |
| 職員の配備調整 | |
| 初動活動期における消防、警察、自衛隊など人命救助機関との調整 | |
| 避難指示、警戒区域の設定 | 災害対策基本法第60条、63条関係 |
| 知事に対する緊急消防援助隊の要請 | 緊急消防援助隊運用要綱 |
| 知事等に対する応援の要請 | 災害対策基本法第68条関係 |
| 知事に対する自衛隊の災害派遣要請 | 災害対策基本法第68条の2関係 |
| 他市町村長等への応援要請 | 災害対策基本法第67条関係 |
| 放送事業者等に対する放送の要請 | 災害対策基本法第57条関係 |
| 災害救助法特別基準の知事への適用要請 | |
| 報道機関への広報対応と住民へのメッセージ | |

| 対策部 | 本部室・総務対策部・健康福祉対策部・現地災害対策本部 |
|---|---|

## 第５節　職員の健康管理

本部室は職員の参集状況により、人員を要する対策部へ職員を配置するほか、絶対的な人員が不足する場合は、県や他市町職員の支援を要請する。また、災害対応が長期にわたる場合、職員のこころのケアや健康管理に努めるものとする。

１　適切な人員配備

総務対策部は、各対策部から応援要請がある場合や今後の活動において人員の不足を生じるおそれがあると判断した場合は、災害対策本部と協議の上、各対策部の活動に支障を生じさせないよう応援要請のあった対策部へ職員を異動させるなどの措置を行う。

２　広域応援要請

本部室は絶対的な人員が不足する場合、市長と協議の上県や他市町の職員の派遣を求める。この場合、各対策部で不足する人員と支援を希望する業務などを総務対策部が取りまとめ、本部室が西播磨県民局総務企画室を通じて要請する。なお、広域応援要請に必要な事項は本編第４章に示す。

３　職員の健康管理

総務対策部は職員を交代で休息させるため、職員の異動や広域応援要請など、あらゆる手段を講じ適切な人員配備に努める。健康福祉対策部は職員のこころのケアなどの健康管理を行い、休暇を取得させるなどの助言を総務対策部に対して行う。また、総務対策部は全職員が公平に休暇を取得できるように配慮した勤務ローテーションを組むよう各対策部に指示する。感染症禍においては、職員の定期的な検温の実施やマスクの着用など感染予防措置を徹底する。

# 第３章　情報の収集と伝達

災害から住民を守るためには、正確な情報に基づく避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を迅速に伝達することが重要である。本章ではその情報源となる通信機器の活用方法のほか、防災関係機関との通信手段を示す。

| 対策部 | 本部室・総務対策部・現地災害対策本部 |
|---|---|

## 第１節　通信機器の確保

対策部は電話やＦＡＸ（一斉同報機能含む）、フェニックス防災システム、しーたん通信、庁内ウェブなどの機能が良好な状態にあることを確認し、防災関係機関相互の通信と住民への伝達手段を確保する。また、停電に備え、各庁舎の自家発電装置が使用できるよう運転準備を行う。

災害時の通信手段は平常時と変わらず一般加入電話とＩＰ電話（市役所内部）を活用するが、その通信手段が断たれた場合は、次表に示す非常通信機器を活用する。なお、災害時に連携が必要となる県内機器設置機関の電話番号は、資料編に掲載する。

非常時に使用する通信機器

| 通信機器 | 機器設置機関 | | 番号簿等 |
|---|---|---|---|
| 衛星電話・衛星ＦＡＸ（兵庫衛星通信ネットワーク）<br>※専用システムのため機器設置機関との通信のみ可 | 市内 | 宍粟市役所<br>宍粟事業所（龍野土木）<br>引原ダム管理所 | 電話機に備え付け<br><br>県内は資料編に掲載 |
| | 県内 | 兵庫県庁<br>県民局ほか県機関<br>西はりま消防組合<br>各市町<br>各消防本部 | |
| | 国内 | 都道府県機関<br>各市町村<br>各消防本部 | |
| テレビ電話（フェニックス防災システム）<br>※専用システムのため機器設置機関との通信のみ可 | 市内 | 宍粟市役所 | テレビ画面で検索 |
| | 県内 | 兵庫県庁<br>県民局ほか県機関<br>県内各市町 | |
| 衛星携帯電話（ＮＴＴドコモ）<br>※一般加入電話と通信可 | － | 宍粟市役所 | 080-2411-9109<br>080-2411-9110 |
| | | 一宮市民協働センター | 080-2411-9111 |
| | | 三方町出張所 | 080-2411-9114 |
| | | 波賀市民協働センター | 080-2411-9112 |
| | | 千種市民協働センター | 080-2411-9113 |
| 通信設備の優先使用（災害対策基本法第79条ほか） | 市内 | 宍粟消防署<br>宍粟警察署<br>姫路河川国道事務所<br>アマチュア無線局 | － |

| 対策部 | 本部室・総務対策部・現地災害対策本部 |
|---|---|

## 第２節　防災関係機関の伝達体制

防災関係機関等、相互の情報伝達は、次図に示すとおり行う。図中の細い実線で結ぶ間は電話やＦＡＸなどの有線通信を、太い実線は衛星電話（兵庫衛星通信ネットワーク）を、二重線はフェニックス防災システムを、点線は無線通信をそれぞれ示す。円滑に災害応急対策を進めるには、図に表記のある機関全てが、情報を共有する必要があるため、新たな情報がある場合は、相互に伝達するよう努める必要がある。

情報伝達体制図

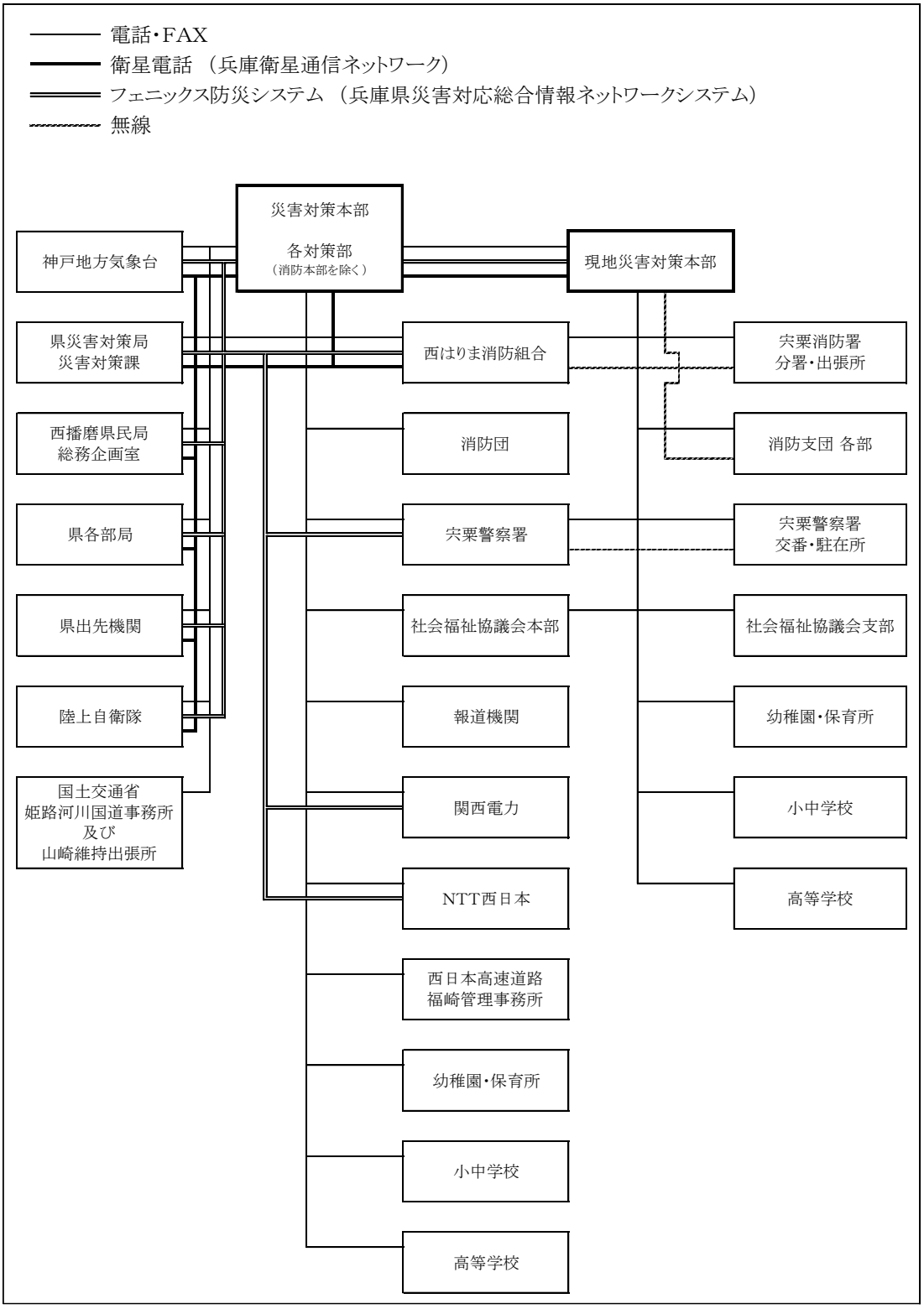

| 対策部 | 全対策部 |
|---|---|

# 第３節　情報の収集

災害応急対策にあたる上で最初に必要となる気象情報や被害状況などの情報収集手段について必要な事項を示す。

## 第１款　気象予警報の発表基準

気象庁や市が発する警報や注意報の発表基準を示す。

１　警報と注意報の発表基準

気象庁は気象の状況が次表に示す値に達すると予想される場合に、気象業務法に基づく警報や注意報を発表する。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 宍粟市 | 府県予報区 | 兵庫県（県内の発表区域図は資料編に示す） | |
| | 一次細分区域 | 南部 | |
| | 市町村等をまとめた区域 | 播磨北西部 | |
| 警報 | 暴風雪 | 平均風速 | 20m／ｓ　雪を伴う |
| | 大雪 | 平地の降雪の深さ | 12時間20ｃｍ |
| | | 山地の降雪の深さ（宍粟市） | 12時間50ｃｍ |
| 注意報 | 風雪 | 平均風速 | 12m／ｓ　雪を伴う |
| | 大雪 | 平地の降雪の深さ | 12時間10ｃｍ |
| | | 山地の降雪の深さ（宍粟市） | 12時間25ｃｍ |
| | 乾燥 | 最小湿度40％で実行湿度60％ | |
| | 雪崩 | ① 積雪の深さ70ｃｍ以上あり降雪の深さ20ｃｍ以上<br>② 積雪の深さ50ｃｍ以上あり最高気温９℃以上又は24時間雨量10ｍｍ以上※ | |
| | 低温 | 最低気温-4℃以下※ | |
| | 霜 | 4月以降の晩霜　神戸地方気象台で最低気温４℃以下、姫路特別地域気象観測所で最低気温２℃以下 | |
| | 着雪 | 24時間降雪の深さ：20ｃｍ以上<br>気温：2℃以下※ | |

※ 気温は神戸地方気象台、姫路特別地域気象観測所、洲本特別地域気象観測所の値

２　火災警報の発令基準

消防法第22条第３項に基づく火災警報は、知事から通報を受けた場合のほか、気象の状況が次のいずれかに該当する場合（西はりま消防組合火災予防規則第５条）に管理者が発令する。

（１）実効湿度が60％以下で、最低湿度が40％以下であり、かつ、最大風速が７ｍ以上となると予想されるとき。

（２）現に風速10ｍ以上であるとき、又は風速10ｍになると予想されるとき。ただし、降雨、降雪の場合は除く。

## 第２款　気象予警報の伝達系統

気象庁や市が発する警報や注意報などの伝達経路を示す。

１　警報と注意報の伝達系統

神戸地方気象台から発表される警報や注意報などの情報は、複数の方法と経路で市へ伝達される。ＦＡＸでは兵庫衛星通信ネットワークとＮＴＴ回線で、電子端末ではフェニックス防災システムと、ひょうご防災ネットを通じて届けられる。

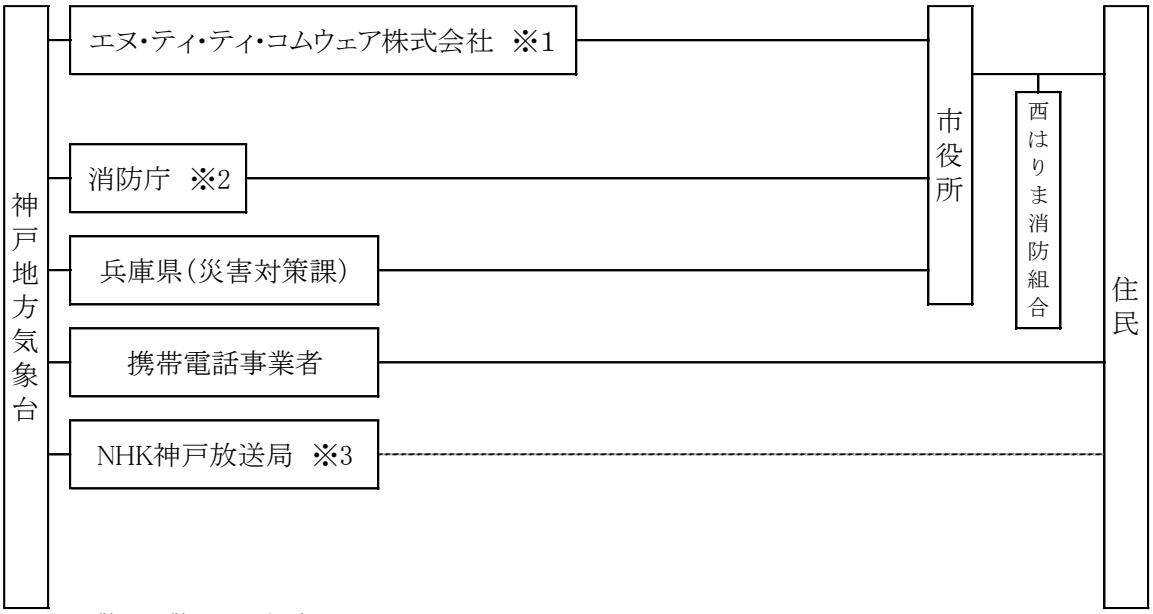


※1 特別警報、警報のみ伝達する。
※2 全国瞬時警報システム（Ｊアラート）による。
※3 ９時から21時の間、通知する。その他の時間は、ＮＨＫ大阪拠点放送局に通知する。

２　火災警報の伝達系統

火災警報の発令に伴う通報は、神戸地方気象台から県を通じて市へ伝達される。

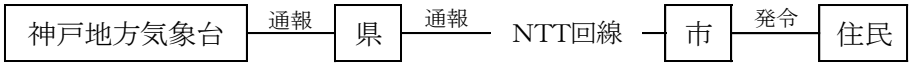


**第３款　神戸地方気象台との連携**

通信機器による気象情報のほか神戸地方気象台と連携し、より詳細な情報を得る。

**第４款　被害情報の収集と通報の対応**

各対策部は自らが管轄する施設や構造物などの被害状況や、通報のあった緊急事案を本部室へ報告する。また、総務対策部は住民から通報のあった緊急事案を災害対応記録票に記入の上、総務対策部と本部室の両ホワイトボードに転記、又は掲示するとともに、本部室に対策の決定を求める。なお、各対策部（現地災害対策本部を含む）も同手法により通報に対応する。

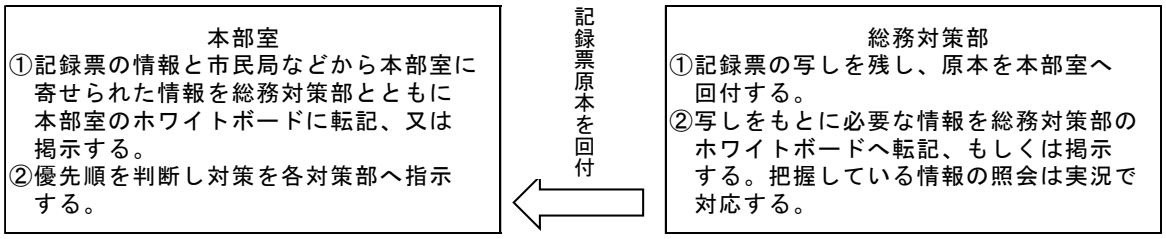


１　通報の受信に必要な用具

（１）災害対応記録票（資料編に掲載）
（２）ホワイトボード
（３）ボードマーカー

２　記録票に記入せずに対応する情報

これまでに寄せられた情報をもとに回答できる問合せに関しては、災害対応記録票に記入せず、受信者が即時に回答する。交通規制箇所や避難所開設状況、被害状況など、本部ホワイトボードに記載された事項などが考えられる。

３　通報受信時の注意事項

（１）報道機関から未確認情報の照会があった場合は、確認中である旨を伝え記録票に記入する。本章第４節第４款に示す会見の時刻が定まっている場合は、その時刻もあわせて伝える。

（２）災害時には一時に通報があるため、通報者の氏名や連絡先などの情報が曖昧であれば、本部室が判断する緊急出動の優先順を下げる可能性がある。冷静に対応し、記録票に事実を正確に記入する。

（３）記録票は総務対策部に写しを残し、原本を速やかに本部室へ回付する。

（４）総務対策部の職員のうち最低２人は、電話対応に必要な情報をホワイトボードに転記、又は掲示し情報を整理するとともに、本部室との調整にあたる。

４　直後に収集する被害情報

大規模な災害が発生した場合、各対策部が通常時に所管する業務の範囲にとらわれず、参集した人員をもとに効率的に被害の全容を把握する必要がある。発生の直後は住民からの通報による情報のほか、各対策部はおおむね次表に示す区分により被害情報を収集するものとする。

なお、通報のない地域は被害が甚大であるものと想定し、早期に職員を派遣するなどの措置を行う。

収集する被害情報と主な対策部

| 情報の種類 | 対策部 |
|---|---|
| 救急救助要請に関する情報 | 本部室・総務対策部・現地災害対策本部・西はりま消防組合・会計対策部 |
| 火災の発生状況 | 本部室・総務対策部・現地災害対策本部・西はりま消防組合・会計対策部 |
| 負傷者の受入状況 | 公立宍粟総合病院 |
| 避難所の開設状況と避難状況 | 教育対策部・健康福祉対策部 |
| 家屋の被害 | 土木水道対策部・市民生活対策部 |
| 道路の被害 | 土木水道対策部・産業対策部 |
| ライフラインの状況 | 本部室・現地災害対策本部・土木水道対策部 |

## 第４節　情報の伝達

住民と防災関係機関、報道機関への防災情報の伝達手段などについて、必要な事項を示す。

| 対策部 | 本部室・総務対策部・現地災害対策本部 |
|---|---|

### 第１款　防災情報の伝達

対策部は気象や防災体制、被害状況などの防災情報を迅速に発表するよう努める。

１　伝達すべき防災情報の種類

伝達すべき防災情報を次表に示す。発表する情報は、避難行動を行うに当たっての判断基準となるため、その情報に至った理由もあわせ、簡潔に伝達できるよう努める必要がある。

| 時期 | 種類 | 備考 |
|---|---|---|
| 警戒期 | 気象情報 | ① 気象予警報　② 土砂災害警戒情報　③ 記録的短時間大雨情報<br>④ 特別警報 |
| | 河川水位の状況 | |
| | 市の防災体制 | ① 災害警戒本部の設置　② 災害対策本部の設置 |
| | 避難所の開設情報 | |
| | 避難情報 | ① 高齢者等避難　② 避難指示　③ 緊急安全確保 |
| | 警戒区域の設定 | |
| | 避難者数 | 発災当日は避難所開設から1時間おきに集計し発表する |
| | 交通情報 | 道路状況・交通規制状況及び各種輸送機関の運行状況 |
| 応急期 | 被災状況と応急措置の状況 | |
| | 避難者数 | 1日1回、時間を定めて集計し発表する |
| | 交通情報 | |
| | ライフラインの状況 | ① 電気　② 電話　③ 水道 |
| | 人的被害、家屋被害の状況 | |
| | 医療機関の状況 | |
| | 感染症対策活動の実施状況 | |
| | 物資の供給状況 | ① 食料　② 生活必需品　③ 燃料 |
| | その他住民や事業所のとるべき措置 | ① 火災・土砂災害・危険物施設等に対する対応<br>② 電話の利用制約　③ 食料・生活必需品の確保 |
| 復旧期 | 被災者支援情報 | ① 罹災証明　② 支援制度　③ 義援金　など |

２　防災情報の伝達手段

対策部は次表に示す複数の伝達手段を活用し、前１に定める防災情報を伝達する。避難情報の発令が決定された場合、本部室はフェニックス防災システムで県へ報告する。次に避難情報の発令情報を印字し、優先順２位以下の発信用原稿として活用できるよう総務対策部へ回付する。なお、避難情報の発令様式は資料編に掲載する。

| 順 | 伝達手段 | 伝達対象 | 対策部 |
|---|---|---|---|
| 1 | フェニックス防災システム | 県、警察署ほか端末設置機関<br>※同時に、Lアラート（災害情報共有システム）を介して下記報道機関へ伝達される。<br>① テレビデータ放送視聴者（ＮＨＫ・サンテレビ）<br>② ラジオ聴者（ラジオ関西）<br>③ Ｙａｈｏｏ！ＪＡＰＡＮ（防災速報・天気・災害） | 本部室 |
| 2 | しーたん通信 | 市内加入者 | 総務対策部 |
| 3 | しそう防災ネット | システム登録者 | 本部室 |
| | 緊急速報メール | 携帯電話契約者　ＮＴＴドコモ、ａｕ、ソフトバンク、ワイモバイル | |
| 4 | 一斉同報ＦＡＸ | ① 自治会<br>② 要配慮者関連施設<br>③ 報道機関（平常時用・県情報伝達体制連絡会用）<br>④ 宍粟警察署<br>⑤ 兵庫県（災害対策課・西播磨県民局総務防災課）<br>⑥ 龍野土木事務所（管理課・宍粟事業所）<br>⑦ 姫路河川国道事務所（道路管理第二課・山崎維持出張所）<br>⑧ 西日本高速道路㈱関西支社福崎高速道路事務所（運転手配付用）<br>⑨ ㈱ウイング神姫　山崎営業所<br>⑩ 関西電力送配電　姫路本部<br>⑪ ＮＴＴ西日本　兵庫支店災害対策室 | 総務対策部 |
| 5 | 電子メール | 自治会 | |
| 6 | しそうチャンネルＬ字放送 | 市内契約者 | |
| 7 | 市ホームページ | 全地域 | |
| 8 | 市公式ＳＮＳ | システム登録者<br>（フェイスブック、Ｘ、ＬＩＮＥ、ユーチューブ） | |
| 9 | 広報車 | 全地域 | |
| 10 | ひょうご防災ネット | システム登録者 | 本部室 |

| 対策部 | 本部室・現地災害対策本部 |
|---|---|

**第２款　避難情報の発令**

情報収集で得た防災情報をもとに、市長は被害を受けるおそれがある地域の住民を対象に避難情報の発令を行う。以下にその基準を示すとともに、避難情報の意味合いや、通信が断たれた場合にその判断を行う者を示す。

１　発令要件と求める行動

避難情報は災害対策基本法に規定される。このほか、避難指示のみを規定する法律には水防法、地すべり等防止法、警察官職務執行法、自衛隊法、原子力災害対策特別措置法などがある。

以下に市が発令を判断する基準と住民へ求める行動を示す。ただし、原子力事故に関しては特別な避難行動を要することから、本編第13章第３節の「防護対策」に別記する。

（１）発令基準

① 降雪による二次被害が発生するおそれがあるとき
② 雪崩により住民の生命に危険が及ぶと認められるとき
③ 火災の拡大により住民の生命に危険が及ぶと認められるとき
④ その他災害の状況により、市長が必要と認めるとき

（２）住民に求める行動

| 種別 | 住民へ求める行動 | 非常持出品 |
|---|---|---|
| 高齢者等避難 | 危険な場所にいる高齢者や介助の必要な人は、避難を開始する。その家族や近隣の住民は、避難の支援を開始する。通常の避難行動ができる人は、家族との連絡、非常持出品の用意と避難準備を開始する。<br>高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。<br>※法的な強制力はない | 避難行動の障害にならないようリュックサックなどに入れて携行する。<br>・懐中電灯<br>・携帯電話と充電器<br>・携帯ラジオ<br>・飲料水<br>・非常食<br>・医薬品<br>・衣類<br>・貴重品 |
| 避難指示 | 危険な場所にいる全員が、直ちに避難を開始する。避難所までの道のりに危険な場所がある場合や、避難に余裕がない場合は、近くの丈夫な建物の2階以上に避難する（堤防の隣接地でない浸水想定深が3m未満の地域の場合）。<br>※拘束力は高くなるが法的な強制力はない | |
| 緊急安全確保 | すでに災害が発生又は切迫している状況で、避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険であるため、その場において命が助かる最善の方法をとる。<br>※拘束力は高くなるが法的な強制力はない | |

（３）発令要件

| 実施責任者 | 災害別 | 要件 | 根拠法令 |
|---|---|---|---|
| 市長(指示等) | 全災害 | 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき | 災害対策基本法第60条 |
| 水防管理者(指示) | 洪水 | 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき | 水防法第29条 |
| 知事(指示等) | 全災害 | 市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき | 災害対策基本法第60条 |
| 知事又はその命を受けた職員(指示) | 洪水 | 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき | 水防法第29条 |
| | 地すべり | 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき | 地すべり等防止法第25条 |
| 警察官(指示) | 全災害 | 市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき | 災害対策基本法第61条 |
| | | 人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合 | 警察官職務執行法第4条 |
| 自衛官(指示) | 全災害 | 災害派遣を命じられた部隊の自衛官において、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合 | 自衛隊法第94条 |

２　非常時における発令の判断

原則として避難情報は、現地災害対策本部（市民局長）と災害対策本部（市長）が協議の上発令するが、通信が断たれた場合や緊急を要する場合は、現地災害対策本部の判断により発令できるものとする。ただし、その場合にあっても現地災害対策本部は災害対策本部との連絡確保に努め、後に災害対策本部に発令の事実を報告するものとする。なお、避難に関する情報の発信は、ホットラインを通じた気象台の助言、防災気象情報システムの活用、現場の巡視、通報などを参考に総合的かつ迅速に行うものとする。

３　避難情報の内容

避難情報を発令する際、以下の事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

（１）高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保が発令された地域名

（２）避難経路及び避難先

（３）避難時の服装、携行品

（４）避難行動における注意事項

| 対策部 | 本部室・現地災害対策本部 |
|---|---|

**第３款　警戒区域の設定**

災害により住民の生命が危ぶまれる場合、市長は災害対策基本法に基づき危険のある地域を「警戒区域」に設定し、その区域への立入りを制限したり、禁止したり、又はその区域からの退去を命令したりできる。これらの立入制限や立入禁止、退去命令には法的な拘束力がある。また、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

警戒区域は市長のほか、知事や警察官、消防職員、消防団員、自衛官も設定することができる。それぞれが警戒区域を設定するために必要とする要件は次表のとおりである。

警戒区域の設定要件

| 設定権者 | 設定の要件（各法令条文の抜粋） | 根拠法令 |
|---|---|---|
| 市長 | 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。 | 災害対策基本法<br>第63条第1項 |
| 知事 | 知事は、県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が第六十三条第一項、第六十四条第一項及び第二項並びに第六十五条第一項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。 | 災害対策基本法<br>第73条第1項 |
| 水防団員<br>消防機関に属する者 | 水防上緊急の必要がある場所においては、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。 | 水防法<br>第21条第1項 |
| 警察官 | 前項の場合において、市長若しくはその委任を受けて同項に規定する市長の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市長の職権を行うことができる。この場合において、同項に規定する市長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。 | 災害対策基本法<br>第63条第2項 |
| | 前項の場所においては、消防団長、消防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。 | 水防法<br>第21条第2項 |
| 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 | 第一項の規定は、市長その他同項に規定する市長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。）の職務の執行について準用する。 | 災害対策基本法<br>第63条第3項 |

| 対策部 | 本部室・総務対策部 |
|---|---|

**第４款　報道機関への情報の発信**

対策部は責任者を副本部長(副市長)とし、防災情報を積極的に報道機関へ提供し、住民への周知を図る。伝達手段は前１款に示すとおりであるが、本款では市が所有する情報伝達設備が麻痺した場合や大規模な災害が発生した場合の伝達手段について必要な事項を定める。

１　放送の要請

市が所有する放送伝達設備が麻痺した状況下で、緊急を要する災害対策基本法第56条の規定に基づく予報や警報、通知を伝達する必要がある場合、市長は同法第57条の規定により、基幹放送事業者に放送を行うことを求めることができる。なお、放送の形式は放送事業者がその都度決定する。

（１）放送要請の手続き

県が放送事業者と結ぶ「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、やむを得ない場合を除き市は県を通じて要請を行う。放送の要請を行う場合は、次の事項を明らかにする必要がある。

① 放送要請の理由
② 放送事項
③ 放送希望日時
④ その他必要な事項（連絡責任者等）

（２）協定締結放送事業者

県と協定を結ぶ放送事業者は、日本放送協会（ＮＨＫ）、ラジオ関西、サンテレビジョン、兵庫エフエム放送、毎日放送、朝日放送、関西テレビ放送、読賣テレビ放送、大阪放送（ラジオ大阪）、ＦＭ８０２である。

２　緊急警報放送の要請

電波法施行規則第２条第１項第84条の２号に定める緊急警報信号による「緊急警報放送」は、緊急かつ多くの人命や財産に重大な影響のある災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、市長が日本放送協会（ＮＨＫ）に対して要請する。

（１）緊急警報放送を要請できる事項

緊急警報放送による放送を要請できる事項は次のとおりである。

① 住民への警報、通知等
② 災害時における混乱を防止するための指示等
③ 知事が特に必要と認めるもの

（２）緊急警報放送の要請手続き

県が日本放送協会と結ぶ「緊急警報放送の要請に関する覚書」に基づき、やむを得ない場合を除き市は県を通じて要請を行う。放送の要請を行う場合は、次の事項を明らかにする必要がある。

① 放送要請の理由
② 放送事項
③ 放送希望日時
④ 災害の状況（災害の種類、災害発生日時、災害の発生場所、その他）
⑤ その他必要な事項（連絡責任者等）

３　記者会見の開催

対策部は大規模な被害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合、速やかに記者控室を兼ねる記者会見場を市役所４階の会議室に開設する。記者会見場には記者席と会見者席を設け、記者用の電源（コードリール）や資料を掲示するホワイトボードなどを準備する。

市長は住民の生命に関する情報（人的被害、行方不明者など）や住家被害、公共土木施設被害、避難所、ライフラインの状況など、その時点で把握できている情報を定時に発表する。発災直後は２、３時間ごとの定期に発表する必要がある。

会見で発表する情報の例示

| 初動時 | 応急復旧時 |
|---|---|
| ① 災害の発生状況<br>② 災害対策本部の設置<br>③ 安否情報<br>④ 被害状況の概要<br>⑤ 避難所などの情報<br>⑥ 救援活動の状況<br>⑦ 二次災害防止に関する情報<br>⑧ 災害応急対策の実施状況<br>⑨ 医療機関の活動状況<br>⑩ 水や食料などの物資供給状況<br>⑪ ボランティア受入情報　等 | ① ライフラインの被害状況と復旧見込み<br>② 生活必需品の供給状況<br>③ 道路・交通情報<br>④ 医療情報<br>⑤ 教育関連情報<br>⑥ 災害ごみの処理方法<br>⑦ 相談窓口の開設状況<br>⑧ 罹災証明書、義援金関連情報<br>⑨ 住宅関連情報<br>⑩ 各種貸付、融資制度などの支援情報<br>⑪ 各種減免措置などの状況<br>⑫ 復興関連情報　等 |

| 対策部 | 本部室（雪害・突発重大事案）・西はりま消防組合（大規模火災・危険物等事故・原子力事故などの即報基準該当災害） |
|---|---|

**第５款　県への報告**

本部室は各対策部や防災関係機関などから報告のある被害を取りまとめ、県へ報告する。なお、被害の詳細が把握できない場合であっても、確認できた状況を報告するものとする。

１　報告の基準

市は原則として、災害対策本部を設置したすべての災害について、県へ状況を報告する。なお、被害状況などから判断する報告の基準は次のとおりとする。

（雪害）

（１）雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（２）道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

（火災）

（３）交通機関の火災

航空機又は自動車の火災で次に掲げるもの。

（例）・航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）

・トンネル内の車両火災

（４）その他

特殊な対応態様の火災等の消防上特に報告の必要があると思われるもの。

（例）消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

（危険物等に係る事故）

（５）危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等の運搬に係る事故のうち、周辺地域住民に影響を与えるもの又はそのおそれがあるもの、その他大規模なもの

（例）・死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）

・負傷者が５名以上発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）

・爆発により周辺に被害を及ぼしたもの（及ぼすおそれがあるものを含む。）

・周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの

・河川への危険物等流出事故

・高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

（救急・救助事故）

（６）死者５名以上の救急事故

（７）死者が発生して、かつ死者及び負傷者の合計が30名以上の救急事故

（８）要救助者が５名以上の救助事故

（９）覚知から救助完了までの所要時間が５時間以上を要した救助事故

（10）その他社会的に影響度が高い救急・救助事故

（例）・バスの転落による救急・救助事故
・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

（災害）

(11) 災害救助法の適用基準に合致すると判断される災害

(12) 災害対策本部を設置した災害

(13) 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害

(14) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害

(15) 前記（１）～（３）に定める災害になるおそれのある災害

２　報告の内容

（１）緊急報告

次の場合、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告することとする。

① 交通機関の火災（航空機火災（火災の発生のおそれのあるものを含む。）、トンネル内車両火災）

② 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

③ 救急・救助事故

死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死者及び負傷者が30名以上発生し又は発生するおそれのある救急・救助事故で次にあげるもの

(ｱ)バスの転覆等による救急・救助事故

(ｲ)ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防組合への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁、西播磨県民局それぞれに対し報告する。

消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告する報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やＦＡＸ等最も迅速な方法で行う。

（２）災害概況即報（災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分に把握できていない場合）

報告すべき災害を覚知したとき、直ちに第一報を県（災害対策本部、地方本部経由）に報告し、災害の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、「災害概況即報」の様式により把握できた範囲から逐次、西播磨県民局へ連絡する。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を西播磨県民局へ報告する。

災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報で足りることとする。至急の報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やＦＡＸ等最も迅速な方法で行う。

（３）被害状況即報

被害状況に関する情報を収集し、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星通信やＦＡＸ等最も迅速な方法で、「被害状況即報」の様式により、西播磨県民局に報告する。

県は、被害状況に関する情報をとりまとめる時間を指定するが、市は内容が重要と判断される情報を入手したときは、随時報告する。

（４）災害確定報告

応急措置完了後速やかに西播磨県民局に文書で災害確定報告を行う。

（５）その他

本計画に定めるほか、災害に関する報告事項については、災害報告取扱要領（昭和45年４月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行う。

人命救助要請や孤立集落がある場合などは、広域応援要請を行うための情報として、県への報告（要請）が必要となる。その詳細は本編第４章に示す。

３　報告の系統

被害状況の報告は原則、西播磨県民局を通じて県災害対策センター（県庁）へ行う。なお、県との通信が途絶えた場合は、消防庁応急対策室へ報告するが、この場合も県との連絡に努め、後に報告する。報告すべき災害は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

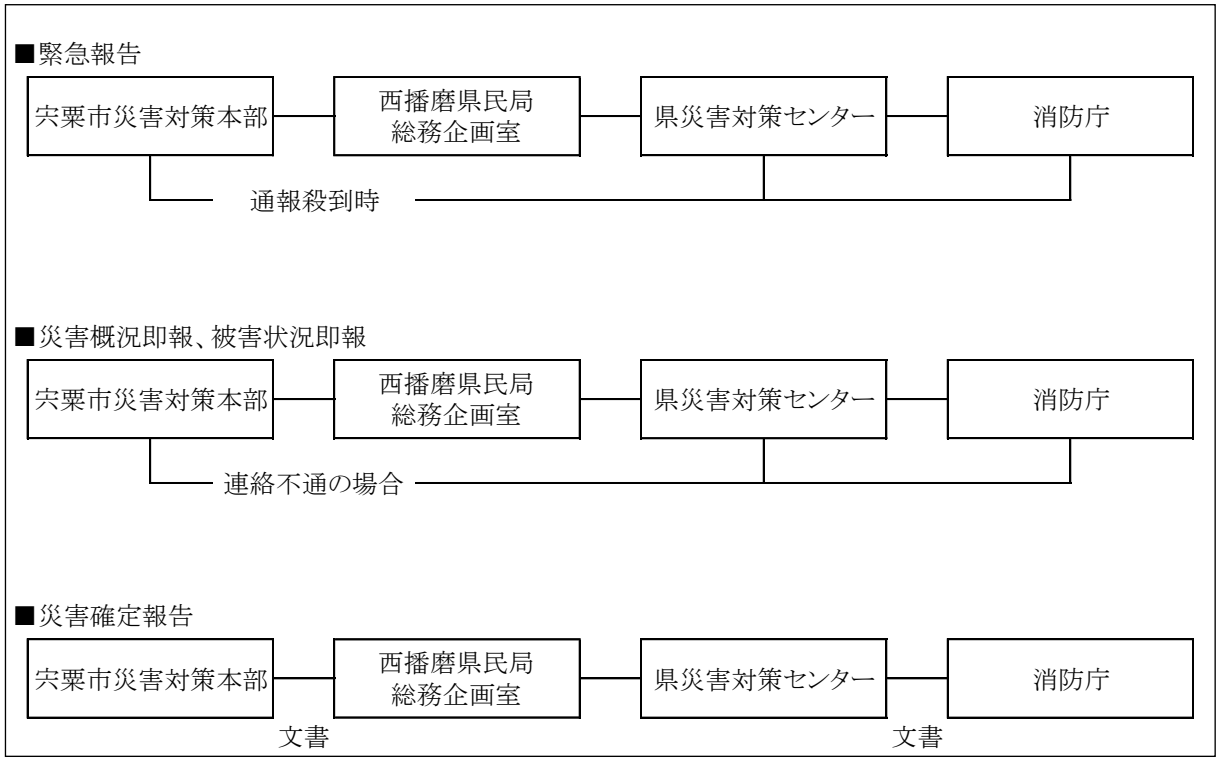


| 報告先 | 衛星電話 | 一般加入電話 | ＦＡＸ |
|---|---|---|---|
| 西播磨県民局　総務企画室 | 7-15187-189-1124 | 0791-58-2112 | 0791-58-2328 |
| 兵庫県危機管理部　災害対策課 | 7-151-3140 | 078-362-9988 | 078-362-9911 |
| 兵庫県災害対策本部 | － | － | － |
| 消防庁応急対策室 | 7-048-500-9043421 | 03-5253-7527 | 03-5253-7537 |
| 消防庁休日夜間（宿直室） | 7-048-500-9049101 | 03-5253-7777 | 03-5253-7553 |

４　報告の手段

あらかじめ県が指定する時間ごとに市域の災害情報をとりまとめ、フェニックス防災端末に入力する。

西播磨県民局への被害状況の報告は原則、フェニックス防災システムで行う。システムが不通である場合は、一般加入電話やＦＡＸによるが、これらも不通である場合は、本章第１節に示す衛星電話や衛星ＦＡＸ、テレビ電話をもって行う。

必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保することとする。

すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努める。

| 対策部 | 本部室・総務対策部・市民生活対策部 |
|---|---|

**第６款　庁内の情報共有**

対策部は前１款の１「伝達すべき防災情報の種類」のうち、応急期の情報（避難者数、交通情報、ライフラインの状況、人的被害と家屋被害の状況、医療機関の状況）と復旧期の情報（被災者支援情報）を庁内ウェブや市ホームページ、館内放送などを用いて周知し、職員間で共有化する。なお、罹災台帳（罹災証明書の発行のための住宅被害調査結果をベースにした基礎資料）などの個人情報を含むものは、庁内ウェブ回覧板機能などを活用し伝達する。

# 第４章　広域応援要請及び派遣

市単独では災害応急対策が不可能であると判断した場合、市長はさまざまな機関や団体に支援を要請できる。本章では次表に示す法令等に基づく要請のほか、市が結ぶ協定に基づく要請を行う場合に必要な手続きなどを示す。

法令等に定めのある応援要請

| 要請先 | 要請ができる事項 | 根拠法令等 |
|---|---|---|
| 指定地方行政機関の長 | 職員の派遣要請 | 災害対策基本法第29条第2項 |
| 県知事 | 自衛隊の災害派遣要請 | 自衛隊法第83条第1項 |
| | 兵庫県消防防災ヘリコプターの出動要請 | 兵庫県消防防災ヘリコプター運航管理要綱 |
| | 緊急消防援助隊の要請 | 緊急消防援助隊運用要綱 |
| | 指定地方行政機関の職員の派遣のあっせん要請 | 災害対策基本法第30条第1項 |
| | 他の地方公共団体の職員の派遣のあっせん要請 | 災害対策基本法第30条第2項 |
| | 応援の要求と応急措置の実施要請 | 災害対策基本法第68条 |
| | 職員の派遣要請 | 地方自治法第252条の17 |
| 市長 | 応援の要求 | 災害対策基本法第67条 |
| | 職員の派遣要請 | 地方自治法第252条の17 |

| 対策部 | 本部室・総務対策部 |
|---|---|

## 第１節　自衛隊の災害派遣要請

市長は災害の発生に際し、市の組織だけでは事態を収拾することができない場合、又は事態が急変し緊急を要する場合に、自衛隊法第83条に基づく自衛隊の災害派遣を知事に求める。

１　自衛隊の活動範囲

市長は次表に示す応急対策に自衛隊の支援を要すると判断した場合、西播磨県民局長と宍粟警察署長に協議の上、知事に自衛隊の災害派遣を求める。

| 項目 | 活動内容 |
|---|---|
| 被害状況の把握 | 車両、航空機等状況に適した手段による情報収集 |
| 避難の援助 | 避難者の誘導、輸送等 |
| 遭難者等の捜索、救助 | 行方不明者、負傷者等の捜索、救助 |
| 水防活動 | 堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬 |
| 消防活動 | 利用可能な消防車、その他の防火用具による消防機関への協力 |
| 道路や水路の障害物の除去 | 施設の損壊又は障害物がある場合の除去等 |
| 応急医療、救護及び防疫 | 被災者の応急診療、大規模な伝染病等の発生に伴う応急衛生等 |

| 項目 | 活動内容 |
|---|---|
| 通信支援 | 自衛隊の通信連絡に支障のない範囲における通信支援 |
| 人員及び物資の緊急輸送 | 救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 |
| 炊飯及び給水支援 | 被災者への炊飯、給水支援 |
| 救援物資の無償貸付又は譲与 | 「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」（昭和33年総理府令1号）による。 |
| 危険物の保安及び除去 | 火薬類、爆発物等危険物について能力上可能な範囲での保安措置及び除去 |
| その他 | 知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なもの |

２　支援要請の手続き

市長は次の事項を明らかにし知事（県災害対策課、設置時は県災害対策本部）に対して自衛隊の災害派遣を要請する。なお、知事に要請ができない場合には直接、自衛隊（中部方面特科連隊）に通知することができる。この場合、後に速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

（１）災害の状況及び派遣を要請する理由
（２）派遣を希望する期間
（３）派遣を希望する区域及び活動内容
（４）要請責任者の職氏名
（５）災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
（６）派遣地への最適経路
（７）連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

自衛隊の出動要請先

| 区分 | 要請先 | 電話番号 | ＦＡＸ番号 |
|---|---|---|---|
| 勤務時間内外 | （災害対策本部設置時）<br>災害対策本部事務局 | 078-362-9900 | 078-362-9911～9912 |
| | | 7-151-3140 | 7-151-6380 |
| 勤務時間内 | （災害対策本部未設置時）<br>兵庫県　災害対策課<br>（防災・危機管理班） | 078-362-9988 | 078-362-9911～9912 |
| | | 7-151-5361 | － |
| 勤務時間外 | | 078-362-9900 | 078-362-9911～9912 |
| | | 7-151-5361 | － |
| 県と不通の場合<br>（勤務時間内） | 陸上自衛隊姫路駐屯地<br>中部方面特科連隊 | 0792-22-4001<br>内線：650、238 | 0792-22-4001<br>内線：239 |
| | | 7-984-31～33 | 7-984-61 |
| 県と不通の場合<br>（勤務時間外） | 陸上自衛隊姫路駐屯地<br>中部方面特科連隊 | 0792-22-4001<br>内線：302(当直司令) | 0792-22-4001<br>内線：398 |
| | | 7-984-31～33 | 7-984-61 |

※下段は兵庫衛星ネットワークの専用番号

自衛隊災害派遣の要請系統図

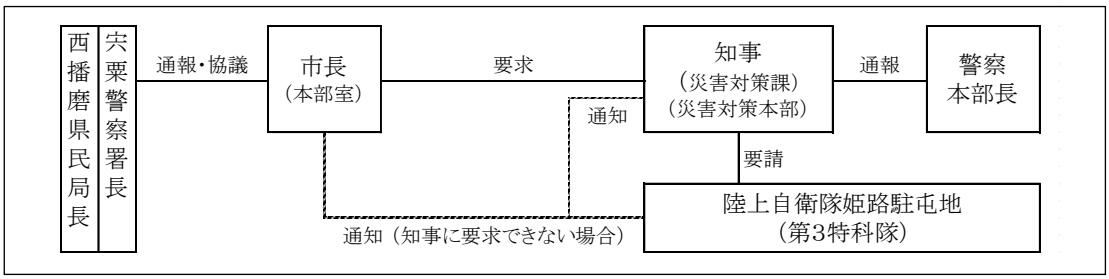

３　自衛隊の自主派遣

自衛隊は災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。なお、この場合にはできる限り早急に知事に連絡し、所要の手続きをとるものとする。自主派遣の判断基準は次のとおりである。

（１）災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

（２）災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長等から災害に関する通報を受け、又は、部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

（３）航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合

（４）その他災害に際し、上記（１）から（３）に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

４　受入体制と準備

本部室は自衛隊の応急対策が迅速かつ効果的に実施できるように、次の事項についてあらかじめ体制を整える。

（１）作業実施期間中の現場責任者と連絡方法の確認

（２）派遣部隊の作業に必要な資機材の準備（自衛隊の装備に係るものを除く）

（３）派遣部隊の宿泊施設、又はキャンプ設営適地（小中高等学校グラウンドやスポーツ施設）などの受入拠点の準備と活用するヘリコプター臨時離着陸場適地（第２編第２章第５節）の決定

５　撤収の要請

市長は作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなったと認めるときは、関係機関の長、派遣部隊の長等と協議の上、知事に自衛隊の撤収の要請を行う。

６　経費の負担区分

自衛隊が救援活動に要した次の経費は、原則として市が負担するものとする。

（１）派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借上料及び修繕費

（２）派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

（３）派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水道費及び電話料等

（４）派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する補償費（自衛隊装備に係るものを除く。）

| 対策部 | 本部室・西はりま消防組合 |
|---|---|

## 第２節　消防防災ヘリコプターの出動要請

災害による被害を最小限に抑えるため、市長は県と神戸市が所有する消防防災ヘリコプターによる救助を要請する。なお、同ヘリコプターの運航は原則、夜明けから日没までの間に限られる。

１　消防防災ヘリコプターの活動範囲

（１）救急活動

① 医師の同乗による緊急患者の搬送及び病院への搬送

② 緊急傷病者発生地への医師の搬送及び医療資機材等の輸送

（２）救助活動

被災者の捜索及び救助

（３）災害応急対策活動

① 災害等の状況把握並びに監視

② 緊急物資、医薬品等の輸送及び対策要員、医師等の搬送
（４）火災防御活動
（５）情報収集活動

２　支援要請の手続き
消防防災ヘリコプターの出動要請は、西はりま消防組合を介し「兵庫県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」に基づき行う。西はりま消防組合は、次に示す事項を明らかにした上で、兵庫県消防防災航空隊へ緊急出動を要請し、事後速やかに兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運行要請書を県（消防防災航空隊）へ提出する。なお、県災害対策本部が設置された場合は、同組合を通じて出動要請を行う。
（１）災害の発生場所、発生時間、内容、原因
（２）要請を必要とする理由
（３）活動内容、目的地、搬送先
（４）現場の状況、受入体制、連絡手段
（５）現地の気象条件
（６）現場指揮者
（７）その他必要な事項

消防防災ヘリコプターの出動要請先

| 区分 | 要請先 | 電話番号(昼間) | ＦＡＸ番号(昼間) |
|---|---|---|---|
| 県災害対策本部非設置時 | 西はりま消防組合 | 0791-76-7300 | 0791-72-7119 |
| 県災対本部設置時 | 兵庫県災害対策本部事務局 | 078-362-9900 | 078-362-9911 |

※市から要請した場合、西はりま消防組合に連絡することとする。（場外離着陸場の警戒が必要）

要請者において措置する事項

| | |
|---|---|
| 1 | 離発着場の選定 |
| 2 | 離発着場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導） |

患者の搬送については、医師が承認し、同乗するよう措置する。併せて受入先の病院、窓口責任者等について体制の整備を図っておく。

３　受入体制と準備
対策部は消防防災ヘリコプターの受入れに当たり、次の事項についてあらかじめ体制を整える。
（１）患者が離着陸場に至るまでの交通手段を確保する。
（２）着陸すべき場所に適当な人員を配置し、危険防止のための措置を行う。
（３）現地責任者を離着陸場に待機させ、必要に応じ機長との連絡にあたる。
（４）緊急輸送の場合、患者の航空機輸送について医師が承認していることを明らかにする。
（５）活用するヘリコプター臨時離着陸場適地（第２編第２章第５節、本編第６章第４節）と可能である場合はＧＰＳによるヘリコプター駐機地点とホイスト昇降地点を明らかにする。

| 対策部 | 本部室・西はりま消防組合 |
|---|---|

## 第３節　緊急消防援助隊の要請

市長が災害の状況や市の消防力、県内の消防応援力だけでは十分な対応がとれないと判断した場合は、速やかに知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請する。この場合において、知事と連絡がとれない場合には直接、消防庁長官に対して要請するものとする。

緊急消防援助隊の出動要請先

| 区分 | 要請先 | 電話番号 | ＦＡＸ番号 |
|---|---|---|---|
| 平日の昼間 | 兵庫県危機管理部　消防保安課 | 078-362-9824 | 078-362-9915 |
| | | 7-151-3417 | 7-151-6384 |
| 休日と夜間 | 兵庫県災害対策センター（宿日直） | 078-362-9900 | － |
| | | 7-151-5361 | － |

※下段は兵庫衛星ネットワークの専用番号

## 第４節　国や県、他市町村への応援要請及び派遣

市単独での災害応急対策が困難である場合、市長は法令に基づき国の指定地方行政機関や県、市町村の応援を求めることができる。本節では、これら法令に基づく要請や市が結ぶ協定に基づく要請を行うために必要な手続きを示す。

| 対策部 | 本部室・総務対策部 |
|---|---|

### 第１款　指定地方行政機関に対する応援要請

市長は災害対策基本法第29条第２項に基づき、必要がある場合は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請することができる。また、災害対策基本法第30条第１項に基づき、知事に指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。これらの派遣の要請やあっせんを求める場合は、災害対策基本法施行令第15条及び第16条の規定により、次の事項を記載した文書をもって行う必要がある。

１　派遣を要請する文書に記載する事項
（１）派遣を要請する理由
（２）派遣を要請する職員の職種別人員数
（３）派遣を要請する期間
（４）派遣される職員の給与その他の勤務条件
（５）その他職員の派遣に必要な事項

２　派遣のあっせんを求める文書に記載する事項
（１）派遣のあっせんを求める理由
（２）派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
（３）派遣のあっせんを求める期間
（４）派遣される職員の給与その他の勤務条件
（５）その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

| 対策部 | 本部室・総務対策部・市民生活対策部・土木水道対策部・公立宍粟総合病院 |
|---|---|

### 第２款　国や県、市町村間の協定に基づく応援要請及び派遣

市が他の市町村などと結ぶ協定（消防署の業務を除く）は、次表のとおりである。市長が必要と認める場合、これらの協定を活用する。なお、応援要請を行うに当たっては、食料や宿泊所の確保を応援側で手配するよう依頼するとともに、次に示す事項を伝達する必要がある。

1　国県や市町村間で結ぶ協定（消防署の業務を除く）

| 名称 | 主な内容 | 締結相手 | 要請先 |
|---|---|---|---|
| 兵庫・岡山両県境隣接市町村間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定 | 1 資機材及び物資の提供<br>2 職員の派遣<br>3 被災者の受入れ | 赤穂市、上郡町、佐用町、備前市、美作市、西粟倉村 | 各市町村防災担当課 |
| 西播磨地域災害時等相互応援に関する協定 | 1 資機材及び物資の提供<br>2 職員の派遣<br>3 被災者の受入れ | 西播磨5市6町 | 姫路市　危機管理室 |
| 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定 | 1 資機材及び物資の提供<br>2 職員の派遣<br>3 被災者の受入れ | 県、県内全市町 | 西播磨県民局総務企画室<br>兵庫県災害対策本部 |
| 災害時相互応援協定 | 1 資機材及び物資の提供<br>2 職員の派遣<br>3 被災者の受入れ | 八頭町、若桜町 | 各町防災担当課 |
| 播磨広域連携防災協定 | 1 資機材及び物資の提供<br>2 職員の派遣<br>3 被災者の受入れ | 播磨地域13市9町 | 連絡主管：姫路市<br>連絡副主管：たつの市 |
| 災害時相互応援協定 | 1 資器材及び物資の提供<br>2 職員の派遣<br>3 被災者の受入れ | 千葉県匝瑳市 | 匝瑳市 |
| 兵庫･岡山･鳥取三県境隣接市町村災害時相互支援に関する協定 | 1 資機材及び物資の提供<br>2 職員の派遣<br>3 被災者の受入れ | 上郡町、佐用町、美作市、西粟倉村、智頭町 | 各市町村防災担当課 |
| 兵庫県水道災害相互応援に関する協定 | 1 応急給水作業<br>2 応急復旧工事<br>3 資機材、車両等の提供 | 県、県内市町、県内水道企業団、日水協県支部、県簡水協会 | 西磨ブロック代表市町 |
| 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定 | 1 資機材の提供<br>2 職員の派遣<br>3 焼却、破砕等の中間処理 | 県、県内市町、一部事務組合 | 西播磨県民局　環境課<br>若しくは近隣市町 |
| 災害時等の応援に関する申し合わせ | 1 情報収集（情報連絡員リエゾン派遣、ヘリコプターの活用）<br>2 職員、専門家の派遣<br>3 通信機器の提供<br>4 災害対策用機械の提供 | 国土交通省<br>近畿地方整備局 | 近畿地方整備局<br>姫路河川国道事務所 |
| 災害時の協力に関する覚書 | 1 被害情報の収集・伝達<br>2 災害時の食料等の調達及び備蓄品の提供<br>3 避難場所の提供及び公有地の使用 | 近畿地方整備局<br>姫路河川国道事務所 | ― |
| 兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定 | 1 医療救護チームの派遣<br>2 患者の受入れ<br>3 医師や看護師、医療技術職員、事務職員の派遣<br>4 応急医薬品等の提供 | （神戸市）、（兵庫県）西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、相生市、赤穂市、神河町、たつの市、香美町、新温泉町、（公立豊岡病院組合管理者）、（公立八鹿病院組合管理者） | 1 公立神崎総合病院<br>2 相生市民病院 |
| 指定避難所に関する覚書 | 1 避難所の開設<br>2 避難所の運営支援 | 県立伊和高等学校 | 県立伊和高等学校 |
| 指定避難所に関する覚書 | 1 避難所の開設<br>2 避難所の運営支援 | 県立千種高等学校 | 県立千種高等学校 |
| 指定避難所に関する覚書 | 1 避難所の開設<br>2 避難所の運営支援 | 県立山崎高等学校 | 県立山崎高等学校 |

| 名称 | 主な内容 | 締結相手 | 要請先 |
|---|---|---|---|
| 新型コロナウイルス濃厚接触者専用避難所に関する覚書 | 感染症等の濃厚接触者等に関する専用避難所 | 県立山崎高等学校 | 県立山崎高等学校 |

２　応援を要請する場合に明らかにする事項
（１）被害の状況と応援を求める理由
（２）希望する物資や資機材の品名と数量
（３）派遣を希望する職員の職種と必要人員
（４）応援の場所とその経路
（５）応援を必要とする期間　など

３　応援職員等の拠点確保
応援職員等の受入れの際には、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。さらに、地方公共団体は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

| 対策部 | 本部室・土木水道対策部・産業対策部・教育対策部 |
|---|---|

**第３款　民間事業者等との協定に基づく応援要請**

市が民間事業者等と結ぶ協定は次表のとおりである。市長が必要と認める場合、これらの協定を活用する。

民間事業者等との協定

| 名称 | 主な内容 | 締結相手 | 要請先 |
|---|---|---|---|
| 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書 | 指定避難所への特設公衆電話回線の設置並びに無償利用 | 西日本電信電話株式会社　兵庫支店 | 西日本電信電話株式会社　兵庫支店 |
| 災害時における応急対策業務に関する協定 | 1　河川決壊を防ぐための築堤、土のう積<br>2　道路の障害物除去、仮ガードレールの設置<br>3 市が必要とする応急作業 | 宍粟防災組合 | 同組合会長 |
| 災害時における緊急測量業務等に関する協定 | 1　復旧工法の検討に必要な測量作業<br>2 被災状況の写真撮影<br>3　市が必要とする緊急測量作業 | 宍粟市測量・設計災害対策協力会 | 同協会会長 |
| 災害に係る情報発信等に関する協定 | 1　ヤフーサービス上への市ホームページキャッシュサイトの掲載<br>2　避難情報、避難所状況等のヤフーサービス | ヤフー株式会社 | ヤフー株式会社　ソーシャルアクション室 |
| 災害時等における相互協力に関する協定 | 1　道路施設の損傷等の調査及び復旧に関する技術的支援<br>2 資機材及び物資の提供<br>3 敷地、施設の提供<br>4　緊急開口部を活用した緊急車両の通行 | ＮＥＸＣＯ西日本関西支社福崎管理事務所 | 同事務所長 |
| 覚書(テレビ再放送サービスに関する覚書) | 指定避難所でのテレビ再放送サービス | 姫路ケーブルテレビ株式会社 | 姫路ケーブルテレビ株式会社 |
| 災害等相互応援に係る協定 | 1　配給水管と給水装置の復旧<br>2 資機材と人員の確保 | 宍粟市管工事組合 | 同組合会長 |

| 名称 | 主な内容 | 締結相手 | 要請先 |
|---|---|---|---|
| 災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携･協力に関する覚書 | 1　電力設備の復旧のための優先的な道路啓開の実施<br>2　道路啓開にあたり障害となる電力設備の適切な処置 | 関西電力送配電株式会社 | 関西電力送配電株式会社 |
| 災害時における障害物除去等の協力に関する協定 | 1　人命救助、道路交通確保のための障害物除去<br>2 市が必要とする応急作業 | 兵庫県自動車整備振興会西播北支部 | 同会西播北支部長 |
| 災害時における障害物除去等の協力に関する協定 | 1 人命救助、道路交通確保のための障害物除去<br>2 市が必要とする応急作業 | (株)八木木材 | (株)八木木材 |
| 災害時における障害物除去等の協力に関する協定 | 1　人命救助、道路交通確保のための障害物除去<br>2 市が必要とする応急作業 | (株)宮辻造林 | (株)宮辻造林 |
| 災害時における食糧・生活必需品の確保に関する協定 | 食料品、日用品の供給と運搬 | マックスバリュ西日本(株) | 同社各店舗 |
| 災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定 | 1　食料品、日用品の供給と運搬<br>2 避難場所(駐車場)の提供 | 山崎商業開発(株)<br>イオン(株)西日本カンパニー | 山崎商業開発(株)<br>イオン山崎店 |
| 災害時等における「山崎町」と「山崎町区内郵便局」との相互協力に関する覚書 | 被害、避難情報の提供 | 山崎町区内郵便局代表　播磨山崎郵便局 | 同左 |
| 播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定 | 1 災害時における相互協力<br>2 地域見守り支援<br>3 不法投棄の情報提供<br>4 道路損傷等による危険個所の情報提供<br>5　その他、地域の活性化・住民サービスの向上に関すること | 播磨広域連携協議会（姫路市、加古川市、たつの市、小野市、高砂市、西脇市、三木市、加西市、加東市、相生市、赤穂市、稲美町、播磨町、多可町、神河町、市川町、福崎町、太子町、上郡町、佐用町）、日本郵便株式会社近畿支社 | 日本郵便(株) |
| 災害時における情報の収集及び伝達の応援に関する協定 | 1 被害、避難情報の提供<br>2 救急救助情報の提供 | 山崎アマチュア無線クラブ | 同クラブ会長 |
| 緊急時における生活物資の確保に関する協定 | 食料品、日用品の確保と供給 | 生活協同組合コープこうべ | 第6地区本部長 |
| 災害時における物資供給に関する協定書 | 作業用品、日用品の確保と供給 | ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター | (株)コメリ |
| 災害時等における段ボール製品の供給に関する協定書 | 段ボールベッド、段ボール製品の確保と供給 | 山崎紙器(株)<br>セッツカートン(株) | 山崎紙器(株)<br>セッツカートン(株) |
| 災害時等における救助用物資の供給等に関する協定 | 避難所等への災害救助用物資の供給、運搬 | ゴダイ(株) | ゴダイ(株)管理本部本部長 |
| 災害時における物資供給に関する協定 | 避難所等への災害救助用物資の供給、運搬 | (株)ナフコ | (株)ナフコ |
| 災害時における救援物資の輸送等に関する協定 | 救援物資の輸送等 | 一般社団法人兵庫県トラック協会 | 一般社団法人兵庫県トラック協会 |
| 災害時における物資供給(ユニットハウス等)に関する協定 | 避難所等へのユニットハウス等の供給、運搬 | 三協フロンテア(株) | 三協フロンテア(株) |

| 名称 | 主な内容 | 締結相手 | 要請先 |
|---|---|---|---|
| 災害時における地図製品等の供給等に関する協定 | 住宅地図の貸与と地図複製利用許可、地図製品の供給 | (株)ゼンリン | (株)ゼンリン |
| 災害時における物資供給に関する協定 | 避難所等への災害救助用物資の供給 | 株式会社ナンバホームセンター | 株式会社ナンバホームセンター |
| 災害時等における福祉避難所の開設等に関する協定書 | 福祉避難所の開設、要配慮者の受入れ | 社会福祉法人正榮会、社会福祉法人正久福祉会、社会福祉法人波賀の里、社会福祉法人千種会、医療法人社団翠輝会、有限会社信翁会、社会福祉法人ひょうご障害福祉事業協会、社会福祉法人恩徳福祉会、株式会社すまいる、医療法人社団山中医院、社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会 | 各施設 |
| 災害時における施設利用支援に関する協定 | 1 避難場所としての利用<br>2 管理施設での飲食物の提供<br>3 支援物資の提供<br>4 その他、対応可能な支援 | 有限会社伊沢の里<br>播磨いちのみや株式会社<br>宍粟メイプル株式会社 | 各運営事業者 |
| 災害時における宍粟市と宍粟市社会福祉協議会のボランティア活動等に関する協定書 | 災害ボランティアセンターの開設、運営 | 社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会 | 社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会 |
| 災害時におけるボランティア支援に関する協定 | ボランティアへの資機材等の提供 | 山崎ライオンズクラブ | 同会会長 |
| 災害時におけるボランティア支援に関する協定 | ボランティアへの資機材等の提供 | はりま一宮ライオンズクラブ | 同会会長 |
| 災害時におけるLPガス等支援協力に関する協定書 | LPガス及び燃焼機器等の機材の優先的供給、運搬 | 一般社団法人兵庫県LPガス協会西播東支部 | 一般社団法人兵庫県LPガス協会西播東支部 |
| 災害時における支援協力に関する協定 | 1 緊急通行車両等への優先的給油<br>2 給油取扱所を一時休憩所として水道水及びトイレの提供<br>3 避難所へ石油類燃料を可能な限り優先的に供給 | 兵庫県石油商業組合 | 兵庫県石油商業組合 |
| 大規模災害時における被災者支援協力に関する協定 | 行政書士による被災支援の相談窓口の設置 | 兵庫県行政書士会 | 兵庫県行政書士会 |
| 災害時における被災者相談業務の実施に関する協定 | 1 相続に関する相談<br>2 不動産登記及び商業、法人登記に関する相談<br>3 不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談<br>4 成年後見制度に関する相談<br>5 その他司法書士に定める業務に関する相談 | 兵庫県司法書士会 | 兵庫県司法書士会 |
| 災害時における連携協力に関する協定 | 1 被災者に対する弁護士による相談<br>2 被災者の生活再建、被災地域の復旧復興その他被災者に有益な情報の提供 | 兵庫県弁護士会 | 兵庫県弁護士会 |

| 名称 | 主な内容 | 締結相手 | 要請先 |
|---|---|---|---|
| 災害時における医療救護活動に関する協定 | 1 傷病者に対する応急措置<br>2 トリアージ<br>3 後方医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定<br>4 軽症患者、搬送困難な患者等に対する医療<br>5 死亡の確認<br>6 その他医療救護活動に関すること | 宍粟市医師会 | 同会会長 |
| 災害時における医療救護活動に関する協定 | 1 市が設置する救護所での医師の処方に基づく調剤及び服薬指導<br>2 救護所における医薬品等の供給管理<br>3 衣料品等集積所における医薬品等の仕分け及び管理<br>4 災害医療救護班長（責任者）が指示する事項<br>5 その他医療救護活動に関すること | 兵庫県薬剤師会西播支部宍粟市薬剤師会 | 同会会長 |
| 災害時における歯科医療救護活動に関する協定 | 1 歯科医療を要する傷病者に対する応急措置<br>2 救護所及び避難所等における歯科巡回診療等の実施<br>3 その他歯科医療救護活動に関すること | 宍粟市歯科医師会 | 同会会長 |

| 対策部 | 本部室・健康福祉対策部・社会福祉協議会 |
|---|---|

## 第５節　災害ボランティアの要請と受入れ

ボランティア活動は、被災した住民の生活の安定と再建に重要な役割を担う。発災時に広くボランティアの協力を得るためには、対策部内の連携による活動環境やボランティアの受入体制を整えることが重要である。本節ではボランティア活動が、円滑に行われるために必要な対策について定める。

１　災害ボランティアセンターの開設

対策部は被害状況などから、災害ボランティアセンターの要否を判断する。開設が必要な場合、健康福祉対策部は社会福祉協議会にセンターの開設を要請する。社会福祉協議会は、健康福祉対策部などから寄せられた被害状況をもとに、原則として被災地に隣接する支部に地域災害ボランティアセンターを、本部に宍粟市災害ボランティアセンターを開設するものとする。ただし、市全域に被害が生じた場合などについては、各支部が独立してセンターを運営することも検討が必要である。なお、健康福祉対策部は必要に応じて調整を行う職員と運営資機材をセンターに提供し、開設を支援するものとする。

感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底し、ボランティア関係機関に対し、感染症予防措置の周知徹底を図る。

（１）宍粟市災害ボランティアセンターの役割

関係行政機関やボランティア団体相互の連絡調整、一般ボランティアの受入れ、派遣先調整、市全域のボランティアニーズの総合調整を行う。

（２）地域災害ボランティアセンターの役割

被災状況に合わせて設置し、被災者のボランティアニーズの受付、被災現場へ派遣されたボランティアの支援等を行う。

２　スタッフの確保

大規模な災害により、センターの運営スタッフが不足する場合、対策部は日本赤十字社兵庫県支部や他市町社会福祉協議会の職員の派遣を要請する。また、市内で運営ボランティアを募ることも検討する。

３　センターが担う業務

社会福祉協議会はセンターの開設にあわせ、次の業務を行うものとする。

（１）道路案内看板の設置（主要道路）
（２）被災者ニーズの把握
（３）ボランティアの募集
（４）ボランティアの受入れと保険加入手続き
（５）ボランティアと支援を必要とする住民とのコーディネート
（６）被災状況の把握と市役所等への情報提供、支援要請
（７）障がいのある人や高齢者などの要配慮者の状況確認
（８）その他、被災状況や時期により必要と認められるもの

４　ボランティアの募集方法

社会福祉協議会は、被害規模に応じてボランティアを市内のみで募集するか、広域で募集するかを判断する。市内のみで募る場合はその旨をホームページで告知するとともに、しーたん通信などを活用し周知する。広域で募る場合は、ホームページに募集記事を掲示するとともに報道機関などを活用し周知する。なお、どちらの場合においても、市と社会福祉協議会のホームページの連携が必要である。ボランティアの募集に当たり、社会福祉協議会と健康福祉対策部がそれぞれのホームページに掲示すべき事項は次のとおりである。

（１）ホームページに明記する事項
① 必要とするボランティアの種類
② 活動場所
③ 個人で準備する物品
④ 活動にかかる注意事項
⑤ ボランティア保険の個人加入の要否
⑥ センターの連絡先

（２）募集に当たり注意が必要な事項
① 被災者のニーズは時期により変化する。また、交通路の断絶などで被災地へ派遣できない場合もあるため、必要とする活動や人数を正確に発信する必要がある。
② ボランティアは休日に集中し、平日に不足する傾向がある。平日に活動できるボランティアのみを募集することも検討する。

（３）各機関との調整

被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ・ＮＧＯ等のボランティア団体及びＮＰＯ等との連携を図るとともに、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

# 第５章　被災者の応急救助

本章では、被災した住民やそのおそれのある住民を救援するために必要な法的手続きや避難対策、救護対策など、おおむね応急期に実施する対策を示す。

| 対策部 | 全対策部 |
|---|---|

## 第１節　災害救助法による救助

災害救助法は生活の糧を奪われた被災者を応急的に救うための法律で、基準を超える被害が生じた場合に知事が適用する。この場合、同法による救助には知事があたり、市長はこの補助を行うことになるが、現地での対策は知事から委任を受けた市長があたることになる。

１　適用基準

災害救助法は原因が同一の災害による被災者が救助を要する状態にあり、次表の基準のいずれかに該当する場合に適用される。なお、人口要件は直近の国勢調査確定値（宍粟市が３万人以上５万人未満、兵庫県が３百万人以上）が用いられる。

| 災害救助法の適用基準 | 根拠 |
|---|---|
| 住家の滅失が市内に60世帯以上あるとき | 災害救助法施行令<br>第1条第1項第1号 |
| 住家の滅失が県内に2,500世帯以上、かつ市内に30世帯以上あるとき | 災害救助法施行令<br>第1条第1項第2号 |
| 住家の滅失が県内に12,000世帯以上あるとき | 災害救助法施行令<br>第1条第1項第3号の前段 |
| 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情※がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき<br><br>※被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること（平成25年10月1日内閣府令第68号第1条） | 災害救助法施行令<br>第1条第1項第3号の後段 |
| 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準※に該当するとき<br><br>※災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること（平成25年10月1日内閣府令第68号第2条第1号）<br>※被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること（平成25年10月1日内閣府令第68号第2条第2号） | 災害救助法施行令<br>第1条第1項第4号 |

備考１　半壊と半焼は２世帯で１滅失、床上浸水は３世帯で１滅失
備考２　令和２年国勢調査確定値は市内が34,819人、県内が5,465,002人

２　適用手続き

前１の基準に該当する見込みがある場合、対策部は西播磨県民局（総務企画室）へ被害状況の報告と災害救助法の適用を要請する。なお、西播磨県民局への伝達系統が断たれた場合は、県災害対策センター（災害対策課）に行う。

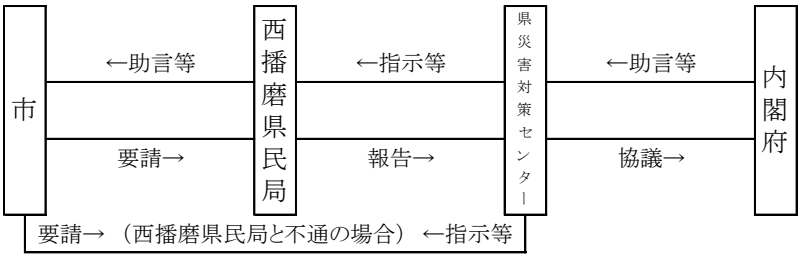

３　救助の実施

地域における公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全を保持するため、市長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施するとともに、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施することができる。

４　救助の内容

災害救助法による救助の種類とその実施期間は、次表のとおりである。知事は救助を実施するとともに、その一部を市長に委任する。市長は救助の補助にあたるとともに、委任のあった救助を実施する。

災害救助法による救助の種類

| 種類 | 実施期間（延長可） | 市の対策部 |
|---|---|---|
| 避難所の設置 | 原則7日以内 | 教育対策部 |
| 応急仮設住宅の供与 | 原則20日以内に着工 | 土木水道対策部 |
| 炊き出しその他による食品の給与 | 原則7日以内 | 教育対策部 |
| 飲料水の供給 | 原則7日以内 | 土木水道対策部 |
| 被服、寝具その他生活必需品の提供又は貸与 | 原則10日以内 | 教育対策部 |
| 医療及び助産 | 原則14日以内<br>原則分娩の日から7日以内 | 健康福祉対策部<br>公立宍粟総合病院 |
| 被災者の救出 | 原則3日以内 | 西はりま消防組合 |
| 被災した住宅の応急修理 | 原則1か月以内 | 土木水道対策部 |
| 学用品の給与 | 原則教科書等1か月以内<br>原則文房具等15日以内 | 教育対策部 |
| 埋葬 | 原則10日以内 | 市民生活対策部 |
| 遺体の捜索 | 原則10日以内 | 本部室（消防団）<br>総務対策部 |
| 遺体の処理 | 原則10日以内 | 市民生活対策部 |
| 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 | 原則10日以内 | 土木水道対策部 |

５　災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間等は資料編に掲載しているが、この基準により実施することが困難な場合は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て知事が定める基準により実施することとする。

６　実施期間の延長

市長は前４に示す実施期間で救助を実施することが困難であると判断する場合は、知事に期間の延長を要請する。

## 第２節　避難対策

市が防災体制下で発する避難情報の発令から避難所の開設に至るまでの避難対策について、必要な事項を示す。

| 対策部 | 住民・自主防災組織・消防団 |
|---|---|

### 第１款　避難と避難誘導

市は本編第３章第４節第２款に示す発令基準に基づき、避難情報を住民へ伝達する。住民は「安全な場所」へ早めの避難行動を心がけるものとする。自主防災組織と消防団、避難支援等関係者は連携して避難誘導にあたるとともに、要配慮者の避難を支援する。職員は避難誘導には原則あたらず、自助と共助による避難行動を支援する。なお、市は消防団員でもある職員は原則、消防団員としての活動を優先する配備を計画するものとする。

| 対策部 | 本部室・教育対策部・避難所担当職員・小中高等学校・健康福祉対策部 |
|---|---|

### 第２款　避難所の開設と運営

市長は事前に指定する避難所から必要な避難所を選定し、開設を指示する。職員配備計画に示す避難所担当職員は、しそう防災ネットを通じてメールで配信される避難所開設指令を受けた場合、直ちに避難所を開設するとともに、避難者の受入れにあたる。なお、市長は被害の状況に応じて、事前に指定する避難所のほか、自治会施設や民間施設に協力を求め、これらの施設の中から、事後に避難所を指定することができる。また、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

1　指定緊急避難場所と指定避難所を兼ねる施設（◎災害の種別や程度によって開設できない場合もある）

| 番号 | 校区 | 指定避難所 | 収容人員（人） | 洪水時 | 河川氾濫時の浸水想定深 | 土砂災害警戒区域 | 地震時 | 大規模火災時 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 山崎西中 | 山崎小学校 | 200 | △ | 0.5～3.0m | － | ○ | ○ |
| 2 | | 山崎西中学校 | 200 | △ | 3.0～5.0m | － | ○ | ○ |
| 3 | | 宍粟防災センター | 100 | ○ | － | － | ○ | × |
| 4 | | 県立山崎高等学校 | 200 | ○ | － | 該当 | ○ | ○ |
| 5 | | 相生学院宍粟校（旧土万小学校） | 100 | ○ | － | － | ○ | ○ |
| 6 | | 山崎西小学校 | 200 | ○ | － | 該当 | ○ | ○ |
| 7 | 山崎南中 | 城下小学校 | 200 | △ | 3.0～5.0m | － | ○ | ○ |
| 8 | | 山崎南中学校 | 200 | △ | 3.0～5.0m | － | ○ | ○ |
| 9 | | 戸原小学校 | 100 | △ | 3.0～5.0m | 該当 | ○ | ○ |
| 10 | 山崎東中 | 河東小学校 | 200 | △ | 5.0～10.0m | 該当 | ○ | ○ |
| 11 | | 神野小学校 | 200 | △ | 3.0～5.0m | 該当 | ○ | ○ |
| 12 | | 山崎東中学校 | 200 | ○ | － | 該当 | ○ | ○ |
| 13 | | 蔦沢小学校 | 100 | ○ | － | 該当 | ○ | ○ |
| 14 | | 旧都多小学校 | 100 | △ | 0.5～3.0m | 該当 | ○ | ○ |
| 15 | | 生涯学習センター学遊館 | 100 | △ | 0.5m未満 | 該当 | ○ | ○ |
| 16 | 一宮南中 | はりま一宮小学校 | 200 | △ | 0.5～3.0m | － | ○ | ○ |
| 17 | | 一宮南中学校 | 200 | △ | 0.5～3.0m | － | ○ | ○ |
| 18 | | スポニックパーク一宮 | 200 | ○ | － | － | ○ | ○ |
| 19 | | 県立伊和高等学校 | 200 | △ | 3.0～5.0m | － | ○ | ○ |
| 20 | | 県立森林大学校（旧染河内小学校） | 100 | ○ | － | 該当 | ○ | ○ |
| 21 | 一宮北中 | 旧下三方小学校 | 100 | ○ | － | 該当 | ○ | ○ |
| 22 | | 一宮北中学校 | 200 | △ | 0.5～3.0m | 該当 | ○ | ○ |
| 23 | | ゲストハウス繁盛校（旧繁盛小学校） | 100 | △ | 0.5～3.0m | － | ○ | ○ |
| 24 | 波賀中 | 波賀中学校 | 200 | △ | 0.5～3.0m | 該当 | ○ | ○ |
| 25 | | 波賀小学校 | 200 | ○ | － | 該当 | ○ | ○ |
| 26 | | 波賀Ｂ＆Ｇ海洋センター | 100 | △ | 5.0～10.0m | 該当 | ○ | ○ |
| 27 | | 旧野原小学校 | 100 | △ | 5.0～10.0m | － | ○ | ○ |
| 28 | 千種中 | 千種小学校 | 200 | △ | 0.5～3.0m | － | ○ | ○ |
| 29 | | 千種中学校 | 200 | ○ | － | － | ○ | ○ |
| 30 | | 県立千種高等学校 | 200 | △ | 0.5～3.0m | － | ○ | ○ |
| 合　　計 | | | 4,900 | | | | | |

○：使用可　△：状況により使用可　×：使用不可

２　指定緊急避難場所

公園・広場等

| 番号 | 指定避難場所 | 収容人員（人） | 洪水時 | 河川氾濫時の浸水想定深 | 土砂災害警戒区域 | 地震時 | 大規模火災時 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 夢公園 | － | × | 5.0～10.0m | － | ○ | ○ |
| 2 | 本多公園グラウンド | － | × | 5.0～10.0m | － | ○ | ○ |
| 3 | 城の子公園 | － | × | 3.0～5.0m | － | ○ | ○ |
| 4 | かみかわ緑地公園 | － | × | 3.0～5.0m | － | ○ | ○ |
| 5 | 神野運動公園 | － | × | 0.5～3.0m | 該当 | ○ | ○ |
| 6 | 山崎スポーツセンター | － | × | 0.5～3.0m | 該当 | ○ | ○ |
| 7 | 土万運動公園 | － | × | 0.5m未満 | － | ○ | ○ |
| 8 | 菅野防災広場 | － | × | 0.5～3.0m | － | ○ | ○ |
| 9 | 御形公園広場 | － | × | 0.5～3.0m | － | ○ | ○ |
| 10 | 家原遺跡公園 | － | ○ | － | － | ○ | ○ |
| 11 | みかた四季公園 | － | ○ | － | 該当 | ○ | ○ |
| 12 | 波賀総合スポーツ公園 | － | × | 3.0～5.0m | 該当 | ○ | ○ |
| 13 | 波賀市民グラウンド | － | ○ | － | － | ○ | ○ |
| 14 | エーガイヤ屋内運動施設 | － | × | 0.5～3.0m | － | ○ | ○ |

◎地震及び大規模火災時においては公園や野球場、学校のグラウンド等を指定する。

３　受入対象者

避難所に受入れる対象者は、次に定めるとおりとする。ただし、発災前後は条件を満たすか否かの判断が困難であるため、厳密に区分することなく受入れるものとする。

（１）災害による被災者

① 住家が被害を受け居住の場所を失った人

② 災害に遭遇し避難が必要な旅行者

③ 道路等が通行できず帰宅できない人

（２）災害により被害を受けるおそれがある人

① 避難情報等の発令のある区域の人

② 緊急に避難する必要のある人

４　教職員等の応援

市立小中学校の教職員等は、災害対策本部の要請に基づき、市の避難所担当職員の補助にあたる。なお、市の避難所担当職員に事故があるときは、避難所の開設と運営に自らあたるものとする。

５　開設期間の延長

避難所の開設期間はおおむね７日以内とするが、被害の状況や避難者数等を考慮し、県と協議の上開設期間を延長する。

６　避難所の開設

避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告する。

避難所での３密（密閉・密集・密接）を回避することにより、指定避難所等だけでは、想定収容人員の不足が生じる等の場合には、ホテルや旅館等の避難所としての活用等を検討する。また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやしーたん通信、市公式ＳＮＳ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

７　避難所の開設手順

避難所担当職員と小中学校の協力職員は、次の手順で避難所を開設するものとする。なお、女性の参画を推進するとともに、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、自主防災組織、専門知識を有するＮＰＯ・ボランティア等の外部支援者とも連携して、円滑な初動対応を図る。

| 順 | 項目 | 内容 |
|---|---|---|
| 1 | 事前準備 | 災害対策本部から開設指令がある前に、携帯電話の充電を完了させるとともに、「避難所開設・運営マニュアル（各様式含む）」、筆記具、懐中電灯、携帯電話充電器などを準備し、リュックサックなどで携行する。 |
| 2 | 施設の解錠と開門 | 門を大きく開き、敷地内の全ての照明（外灯を含む）を点灯させる。体育館などは暗幕カーテンを開き、夜間でも避難経路が明るく照らされるようにする。 |
| 3 | 避難者への協力要請 | 避難者に対して協力を呼びかけ、手分けして開設準備にあたる。 |
| 4 | 施設の安全確認 | 建物と周囲に異常がないかを目視で確認する。柱や壁、周囲の崖に亀裂があるなど、危険な要素がある場合は、他の避難所へ移動させるなどの措置を検討するとともに、本部室（現地災害対策本部）へその旨を連絡する。 |
| 5 | 開設の報告 | 開設準備が整えば、本部室（現地災害対策本部）へ報告する。また、避難所までの経路に危険な箇所があった場合にはその旨もあわせて連絡する。 |
| 6 | 避難者の受入れ | 高齢者や障がいのある人などの要配慮者を優先して避難所へ誘導するとともに、世帯ごとに避難者名簿を配付し記入を依頼する。 |
| 7 | 避難者数の報告 | 世帯から回収した避難者名簿をもとに、避難者数を集計する。初動期における本部室（現地災害対策本部）への報告は、開設直後から1時間おきに行う。翌日からは本部室が指定する時刻（おおむね1日1回）に報告する。<br>なお、避難者の中に治療を要する人がある場合は、本部室へ救援を要請する。 |
| 8 | 居住組（班）の編成 | 共同生活を行う単位となる居住組（班）を編成する。原則として隣保を1つの単位とし、それぞれ組（班）長を選出する。避難生活が続く場合、居住組がリーダーの選出や避難所のルール作りに役立つ。なお、旅行者などの地域外の人はまとめて一つの居住組とする。 |
| 9 | 居住場所の割当 | 居住組ごとに居住場所を割り振る。高齢者や障がいのある人、妊婦や乳幼児などは、施設の1階にある和室や空調設備の整った部屋を優先して割り振る。 |
| 10 | 避難所運営委員会の設置 | 住民による運営が行えるよう居住組の組長からなる避難所運営委員会を設置し、リーダーを選出する。発災直後は1日1回、夕食時に開き前夜の会議以降に生じた問題点について協議する。はじめの会議では、避難所の基本的なルール作りや各班の役割、災害対策本部への要請事項などが議題となる。 |
| 11 | 購入物品の記録 | 避難所が独自に購入した生活用品などは、後に災害対策本部から代金を支払うため、購入物品の記録を残すようにする。様式は「避難所開設・運営マニュアル」に示す。 |
| 12 | 支援物資の記録 | 避難所へ直接的に提供のあった支援物資などは、物品名や数量、提供者の住所、氏名、連絡先などを記録する。 |

８　感染症対策

避難所開設に当たり、事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の確保、衛生物資等の設置を行う。避難者の受入れに当たっては、避難者受付前に健康チェック・検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離など感染症対策に留意した避難所運営を行う。

避難所運営に当たっては、感染症予防のための手洗い・うがいの徹底や清掃等の衛生対策に努める。また、感染症の発生、拡大がみられる場合は、危機管理課と健康福祉部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

９　女性及び要配慮者への配慮

要配慮者や子育て家庭に対して個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

女性のニーズ例

| |
|---|
| 女性専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、生理用品や女性用下着の女性による配付、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付、トイレや安全確保への配慮、女性が相談できる場作り　等 |

指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

10　仮設トイレの確保

避難所施設内のトイレが使用できない場合、教育対策部はその復旧措置を図るとともに、応急仮設トイレの設置を市民生活対策部へ要請する。なお困難が続く場合は、県に仮設トイレの確保を要請する。

11　入浴対策

避難生活が長期に及ぶ場合、教育対策部は指定避難所に仮設風呂と洗濯機の設置を進めるものとする。なお、応急的な入浴対策は、官民入浴施設の開放や自衛隊への協力要請により行う。

12　生活環境対策

避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。

13　大災害における措置

大規模な災害により市内の施設では被災者を収容できない場合には、隣接市町の施設の利用について、県に要請するものとする。この場合、被災者を輸送する手段についてもあわせて検討する。

14　福祉避難所の開設

一般の指定避難所は、必ずしも高齢者や障がいのある人、妊産婦に配慮した構造ではないほか、常に介助を要する人にとっては避難生活を続けることが困難な場所である。これらの住民には、それぞれの特性に応じた専用の避難所である福祉避難所の開設が必要となる。健康福祉対策部は被害の程度や教育対策部の要請に応じて、福祉避難所を開設する。なお、事前に指定する福祉避難所は次に示すとおりであるが、必要に応じて民間の高齢者福祉施設や社会福祉施設に受入れを求めるなどの措置も必要となる。

（１）市が事前に指定する福祉避難所

| 地域 | 施設名 | 収容人数 | 浸水想定深 | 土砂災害警戒区域 |
|---|---|---|---|---|
| 山崎地域 | 宍粟防災センター3階、4階 | 60人 | 0.5m未満 | － |
| 一宮地域 | 一宮市民協働センター | 15人 | 5.0m～10.0m | 該当 |
| 波賀地域 | 波賀市民協働センター | 50人 | 0.5m～3.0m | － |
| 千種地域 | 千種保健福祉センター | 20人 | 0.5m～3.0m | － |

（２）市との災害応援協定に基づき指定する福祉避難所

| 地域 | 施設名 | 浸水想定深 | 土砂災害警戒区域 |
|---|---|---|---|
| 山崎地域 | 特別養護老人ホームありがとう | 5.0m～10.0m | 該当 |
| 山崎地域 | 養護老人ホームだんだん | 5.0m～10.0m | 該当 |
| 山崎地域 | 特別養護老人ホームやまさき白寿園 | 0.5m～3.0m | 該当 |
| 山崎地域 | 特別養護老人ホームしそうの杜 | 3.0m～5.0m | － |
| 山崎地域 | グループホームやまなか | － | － |
| 山崎地域 | 小規模多機能型居宅介護施設すまいる | 5.0m～10.0m | 該当 |
| 山崎地域 | しそう自立の家 | 0.5m～3.0m | － |
| 一宮地域 | 特別養護老人ホームまどか園　※1 | － | 該当 |
| 一宮地域 | グループホームまどか園 | － | 該当 |
| 一宮地域 | はりま自立の家 | － | 該当 |
| 一宮地域 | やすらぎ介護センター | 5.0m～10.0m | 該当 |
| 波賀地域 | 特別養護老人ホームかえで園 | － | 該当 |
| 波賀地域 | 老人保健施設むつみ園 | － | 該当 |
| 波賀地域 | グループホームささゆり | 0.5m～3.0m | － |
| 千種地域 | 特別養護老人ホームちくさの郷 | － | － |

※1　一宮地域　特別養護老人ホームまどか園は、令和７年４月１日に山崎地域に移転予定で、浸水想定深、土砂災害警戒区域共に非該当となる。

（３）福祉避難所の対象者

福祉避難所の対象者は高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児、病弱者など、避難所生活において何らかの配慮を必要とする人とする。なお、一時的な避難については、通常の指定避難所に避難を求め、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。

（４）福祉避難所の支援要請

健康福祉対策部は、前（１）に定めるもののほか、民間施設に協力を求め、福祉避難所を開設する。なお、市内の施設だけでは対応が困難な場合は、県や他の市町村に受入れを要請する。この場合の要請は、前第４章「広域応援要請及び派遣」に基づき、本部室が行う。

15　要配慮者への配慮

（１）多様な避難所の確保

要配慮者に配慮して、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

（２）相談窓口の設置

避難所等において要配慮者用の窓口を設け、要配慮者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行う。

（３）食料、生活必需品の供給

市は、粉ミルク、やわらかい食品、おむつやポータブル便器等要配慮者のニーズに対応した食料、生活必需品の供給に配慮する。

（４）福祉サービスの提供

市は、県と連携し、福祉サービスが必要な要介護高齢者や障がいのある人等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、訪問介護員の派遣等、きめ細かな対応に努める。その際、避難所においても介護保険サービス及び障がい福祉サービスの利用が可能であることに留意する。

（５）快適な空間の確保

要介護高齢者や妊産婦、障がいのある人等が静養しやすいよう、専門スペースの確保に努める。

16　避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等、必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援拠点の利用者に対しても提供する。

車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を、車中泊避難を行うためのスペースを避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

17　広域避難・広域一時滞在

（１）県内における広域避難及び広域一時滞在

① 本市が被災した場合

被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町域における広域避難又は広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告の上、予測される被災状況又は具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受入れを直接協議することができる。

また、県に対し、広域避難又は広域一時滞在の協議先とすべき市町及び当該市町の受入能力（施設数、施設概要等）その他広域避難又は広域一時滞在に関する事項について助言を求める。

② 協議を受けた場合

協議を受けた場合は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れ、避難所を提供する。

（２）県外における広域避難及び広域一時滞在

① 本市が被災した場合

被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県と協議の上、他の都道府県域における広域避難又は広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入れを協議するよう求めることができる。

なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

② 協議を受けた場合

協議を受けた場合は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れ、避難所を提供する。

| 対策部 | 市民生活対策部・県・避難所担当者 |
|---|---|

**第３款　愛玩動物の対策**

１　放置された愛玩動物の対応

市民生活対策部は、災害で被災放置された動物の収容対策を県に要請する。県は、獣医師会及び動物愛護団体に「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、愛玩動物の収容

対策を依頼する。必要に応じ獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策を実施する。

２　避難所等における愛玩動物の対応

指定緊急避難場所や指定避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。市は、必要に応じ、動物救援本部に対し、動物の受入状況等について情報提供する。

| 対策部 | 健康福祉対策部・避難支援等関係者・民生委員・児童委員・自主防災組織・消防団 |
|---|---|

## 第３節　要配慮者の支援

健康福祉対策部は、第２編第３章第13節の「要配慮者対策への備え」に基づき、避難行動要支援者の安否を確認の上、避難支援等関係者や自主防災組織などと連携し避難行動を支援する。本節では再度、避難行動要支援者の定義を確認するとともに、その避難誘導手段を示す。

１　要配慮者と避難行動要支援者の定義

要配慮者とは適切な避難行動を一人で行うことが困難な人のことで、一般的には高齢者や障がいのある人、乳幼児、妊産婦、難病患者、日本語に不慣れな外国人などのことをいう。一方で避難行動要支援者とは前述の要配慮者のうち、生活の基盤が自宅にあり、自力で避難する事が困難な人をいう。市は真に支援を要する避難行動要支援者を次のとおり定義し、重点的に避難対策にあたる。

市が定義する「避難行動要支援者」

| |
|---|
| 生活の基盤が自宅にあり、避難時に支援を要する次の（1）～（6）の人<br>（１）要介護認定3～5<br>（２）身体障がい者手帳1、2級<br>（３）療育手帳Ａ<br>（４）精神障がい者保健福祉手帳1級<br>（５）難病認定者（県から情報提供がある人）<br>（６）市又は自主防災組織などが支援の必要性を認める人 |

２　避難誘導体制

健康福祉対策部は避難情報の発令状況や避難所開設状況を把握した上で、個別避難計画に基づく避難行動要支援者の避難誘導を行う。地域の連絡窓口は①避難支援等関係者、②民生委員・児童委員、③自主防災組織連絡員、④自主防災組織の会長が担うものとする。不在者を想定し複数のルートを設けるが、状況に応じて一部の構成員に過度な負担をかけないよう配慮する必要がある。特に自主防災組織の会長は避難行動を総括する立場にあるため、できるだけ①避難支援等関係者、又は②民生委員・児童委員を優先する。

なお、避難支援等関係者や自主防災組織で対応できない事態が生じた場合は、地元の消防団、又は消防本部へ救助を要請する。

３　専門家による支援

市は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、栄養士、介護福祉士、保健師、臨床心理士、セラピスト、訪問介護員等の専門家による支援チームを設置するなどして必要な支援を迅速に行うとともに、必要に応じて医療機関等へ適切につなぎ、中長期に支援する体制を構築する。

４　外国人への情報伝達等

外国人市民、訪日外国人等の被災情報を把握するとともに、外国語等による情報提供、相談を行う。

（１）外国人の被災情報の把握

県、県警察本部、外国人団体等と相互に連絡して安否確認（外国人の死亡者数確認）を行う。また、外国人団体等に照会してニーズを把握する。

（２）外国人への情報提供

外国人相談窓口を開設するよう努める。

５　社会福祉施設の被害状況調査の実施、福祉相談窓口の設置

市は、県と連携し、社会福祉施設の被害状況調査を行う。また、コミュニケーション手段に配慮した、福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置する。

６　災害障がい者（災害で障がいを負った方）への対応

市は、県と連携し、災害で障がいを負った方の把握に努め、必要に応じてこころのケア等の支援を行うとともに、医療や支援に関する情報の提供、総合的な相談を実施する。

災害で障がいを負った方は入院等で被災地外に移動する場合があり、また、障がいが固定するまでに数年を要する場合もあることを考慮して所在の把握や支援を行う必要がある。

７　災害遺児（災害で親（保護者）を亡くした子ども）への対応

（１）災害遺児の把握と支援の実施

市は、県と連携し、災害遺児の把握に努め、必要に応じて保護やこころのケア等の支援を行うとともに、保護者に対して、育児や就学に関する情報提供・相談や、必要に応じてこころのケアを行う。

災害遺児の把握・支援に際しては、死者の住所地が被災地内に限らないことを考慮し、全県体制を整備する。

（２）民間支援団体等との連携

災害遺児に対する支援を行う民間支援団体等との連携を図る。

８　その他必要な事項

要配慮者の避難所生活に必要な対策や必要な事項は、第２編第３章第13節の「要配慮者対策への備え」に示す。

| 対策部 | 本部室・西はりま消防組合・現地災害対策本部・土木水道対策部・産業対策部 |
|---|---|

## 第４節　孤立集落対策

土砂災害などで集落が孤立した場合に必要となる応急対策を示す。なお、被害が甚大な地域ほど情報が入らないものであるため、孤立する可能性がある集落については、特に市が情報を収集するよう努める必要がある。

１　孤立可能性集落

災害により孤立するおそれがある孤立可能性集落は、次表のとおり22集落を想定している。土木水道対策部は緊急輸送道路のほか、これら集落へのアクセス道路についても巡視を強化する。なお、同集落の自主防災組織や消防団は、特にアクセス道路の状況を市へ通報するとともに、平常時から第２編第３章第８節の「家庭内備蓄の推進」に示す物資のほか、ジャッキやバール、ロープなどの救助用資機材の整備に努める必要がある。

孤立する可能性がある集落

| 集落名 | 集落のおおよその中心位置 | | ヘリコプターの駐機スペース | | | | 事前に想定するホイスト地点 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 緯度 | 経度 | 使用できる機種 | 使用条件 | 緯度 | 経度 | 緯度 | 経度 |
| 大谷 | N35° 03’16.68″ | E134° 31’41.99″ | ― | ― | ― | ― | N35° 03’14.38″ | E134° 31’34.64″ |
| 上ノ上 | N35° 06’10.14″ | E134° 30’09.11″ | ― | ― | ― | ― | N35° 05’50.84″ | E134° 30’04.57″ |
| 梯 | N35° 03’30.84″ | E134° 32’29.51″ | 小型機 | 災害時 | N35° 03’02.52″ | E134° 32’34.69″ | N35° 03’02.52″ | E134° 32’34.69″ |
| 三谷 | N35° 01’09.24″ | E134° 34’17.51″ | 小型機 | 災害時 | N35° 01’04.10″ | E134° 33’51.59″ | N35° 01’04.10″ | E134° 33’51.59″ |
| 小茅野 | N35° 06’29.61″ | E134° 28’53.51″ | 小型機 | 災害時 | N35° 06’27.84″ | E134° 29’30.88″ | N35° 06’27.84″ | E134° 29’30.88″ |
| 塩田 | N35° 03’21.99″ | E134° 28’53.51″ | 小型機 | 災害時 | N35° 03’20.04″ | E134° 28’53.94″ | N35° 03’21.10″ | E134° 28’55.02″ |
| 上ノ下の一部 | N35° 04’32.79″ | E134° 30’26.39″ | ― | ― | ― | ― | N35° 04’31.37″ | E134° 30’19.48″ |
| 深河谷 | N35° 08’38.82″ | E134° 35’22.31″ | 小型機 | 災害時 | N35° 08’39.70″ | E134° 35’22.74″ | N35° 08’24.48″ | E134° 35’36.78″ |
| 倉床の一部 | N35° 14’46.98″ | E134° 39’00.47″ | ― | ― | ― | ― | N35° 14’08.21″ | E134° 39’00.25″ |
| 千町 | N35° 11’48.21″ | E134° 41’23.03″ | 小型機 | 災害時 | N35° 11’25.73″ | E134° 41’05.10″ | N35° 11’25.73″ | E134° 41’05.10″ |
| 草木 | N35° 11’19.89″ | E134° 39’30.71″ | 小型機 | 災害時 | N35° 11’01.48″ | E134° 40’02.68″ | N35° 11’01.48″ | E134° 40’02.68″ |
| 福知の一部 | N35° 09’39.00″ | E134° 39’24.23″ | ― | ― | ― | ― | N35° 09’35.46″ | E134° 39’30.28″ |
| 西公文の一部 | N35° 13’57.42″ | E134° 36’29.27″ | ― | ― | ― | ― | N35° 14’15.82″ | E134° 36’21.92″ |
| 黒原の一部 | N35° 12’48.39 | E134° 40’18.23″ | ― | ― | ― | ― | N35° 12’58.65″ | E134° 40’17.36″ |
| 河原田の一部 | N35° 13’07.86″ | E134° 34’56.39″ | ― | ― | ― | ― | N35° 13’05.73″ | E134° 34’58.98″ |
| 音水 | N35° 13’45.03″ | E134° 31’26.87″ | ― | ― | ― | ― | N35° 13’44.67″ | E134° 31’29.24″ |
| 野尻の一部 | N35° 11’09.27″ | E134° 31’29.03″ | ― | ― | ― | ― | N35° 11’05.02″ | E134° 31’23.63″ |
| 日ノ原 | N35° 13’16.71″ | E134° 31’44.15″ | ― | ― | ― | ― | N35° 13’14.41″ | E134° 31’52.14″ |
| 鹿伏の一部 | N35° 15’36.54″ | E134° 33’10.55″ | ― | ― | ― | ― | N35° 15’35.30″ | E134° 33’13.36″ |
| 岩野辺の一部 | N35° 09’31.92″ | E134° 29’12.95″ | ― | ― | ― | ― | N35° 09’29.44″ | E134° 29’09.28″ |
| 西河内の一部 | N35° 12’14.76″ | E134° 25’52.07″ | ― | ― | ― | ― | N35° 12’10.69″ | E134° 25’51.20″ |
| 七野の一部 | N35° 07’47.49″ | E134° 25’58.55″ | ― | ― | ― | ― | N35° 07’45.01″ | E134° 25’57.25″ |

２　ヘリコプターの出動要請

孤立集落に緊急医療が必要な患者がある場合やアクセス道路の復旧に目途が立たたない場合は、本部室、又は西はりま消防組合が県消防防災ヘリコプターや自衛隊機の出動を要請する。この場合、現地の活動地点などは、ＧＰＳを利用し座標を取得する。前１の表中に示す数字は、孤立可能性集落のＧＰＳによる位置情報のほか、同集落内に想定するヘリコプターの駐機スペースとホイスト地点を示す。現地にＧＰＳを示す端末がない場合は、住所のほか、表中に想定する緯度・経度を要請先に伝えるものとする。なお、ヘリコプターの出動要請手続きは、前第４章の「広域応援要請及び派遣」に示す。

３　道路の啓開

土木水道対策部と産業対策部は、アクセス道路の応急復旧工事を実施し、３日以内の孤立解消をめざす。なお、応急復旧工事は市が直営で行うほか、前第４章第４節第４款に示す協定締結事業者に応援を要請し実施するものとする。

４　通信機器の確保

一般加入電話や携帯電話などの通信が断たれた場合、県消防防災ヘリコプターや自衛隊機により孤立する集落へ本編第３章第１節に示す衛星携帯電話を持ち込み、現地との通信を確保するものとする。この場合、現地集落が救助を要請する可能性もあることから、位置情報を示すＧＰＳ端末もあわせて携行する。

５　ヘリコプター臨時離着陸場適地（再掲）

市が県に登録するヘリコプター臨時離着陸場適地は次のとおりである。前１に示す駐機スペースとあわせ必要に応じて活用する。

ヘリコプター臨時離着陸場適地

| 番号 | 適地名 | 所在地 | 管理 | 連絡先 | 最大対応機種 | 敷地の広さ |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 西161 | 山崎スポーツセンター野球場 | 山崎町下町1 | 山崎スポーツセンター | 62-1880 | 川崎CH-47J | 90m×90m |
| 西162 | 本多公園グラウンド | 山崎町中井26-1 | まちづくり推進課 | 63-3000 | 川崎バートルKV-107 | 110m×60m |
| 西163 | かみかわ緑地公園 | 山崎町岸田521 | 住宅土地政策課 | 63-3000 | 川崎CH-47J | 150m×95m |
| 西166 | スポニックパーク一宮グラウンド | 一宮町東市場1090-3 | 指定管理者<br>同施設管理棟 | 72-1331 | 川崎バートルKV-107 | 120×120m<br>扇形 |
| 西168 | 伊和高等学校グラウンド | 一宮町安積616-2 | 同校事務室 | 72-0240 | 川崎CH-47J | 100×140m |
| 西　播285 | 家原遺跡公園「三方の里」 | 一宮町三方町624-1 | 三方町出張所 | 74-0001 | 川崎バートルKV-107 | 90m×50m |
| 西169 | 波賀市民グラウンド | 波賀町上野164-6 | 同指定管理者 | 75-3811 | 川崎CH-47J | 50m×60m |
| 西170 | 鹿伏くるみの里グラウンド | 波賀町鹿伏175-10 | 委託先<br>同施設管理棟 | 73-0348 | 川崎バートルKV-107 | 60m×70m |
| 西171 | 波賀総合スポーツ公園 | 波賀町有賀97-1 | 同指定管理者 | 75-3811 | 川崎バートルKV-107 | 140m×140m<br>扇形 |
| 西172 | 谷　山村広場 | 波賀町谷179-13 | 波賀市民協働センター | 75-2220 | AS332L1 | 50m×60m |
| 西173 | 千種中学校運動場 | 千種町河呂60-1 | 教育総務課 | 63-3000 | 川崎CH-47J | 125m×80m |
| 西174 | ちくさ高原ネイチャーランド駐車場 | 千種町西河内1047 | 委託先<br>同施設管理室 | 76-3555 | 川崎CH-47J | 80m×170m |

## 第５節　救助救急、医療対策

救助期に行う救出活動から安否確認、行方不明者の捜索までを示す。

| 対策部 | 西はりま消防組合・消防団 |
|---|---|

### 第１款　救出対策

被災者の救出活動は、西はりま消防組合と消防団が主にその役割を担い、自主防災組織がその補助にあたる。救出が困難な事態がある場合、西はりま消防組合は県消防防災ヘリコプターの出動を県消防防災航空隊へ要請するとともに、本部室にその旨を伝達する。また、救出要請が対応能力を超えると判断する場合は、消防長が「兵庫県広域消防相互応援協定」による応援隊の派遣を姫路市消防局長に、市長が自衛隊及び緊急消防援助隊の災害派遣を知事に、それぞれ要請するものとする。

なお、これらの要請に関する手続きや要請側が備えるべき事項は、前第４章の「広域応援要請及び派遣」に示す。

| 対策部 | 総務対策部・現地災害対策本部 |
|---|---|

### 第２款　住民からの安否確認に対する回答

大規模な災害が発災した直後は、住民の安否を確認する通報が市役所へ殺到する。対策部は警察署や避難所などから寄せられる情報を整理し、被災者等の権利利益を侵害することのないよう配慮しながら安否の問合せに対応する。特にＤＶにより所在を伏せているものの取扱いに注意する。（災害対策基本法第86条の15）

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために、安否不明者等の氏名等を原則公表する。
あわせて、市は、県の定める基本方針に基づき対応することとする。

１　受付体制の整備
大規模な災害が発生した直後の混乱期には、被災者の家族や親戚などから安否を確認する問合せが殺到することが予想される。対策部は安否確認に関する住民からの照会を他の通報と区分して整理するとともに、受付簿を作成し状況によっては対策部内に専属班を設け対応するものとする。

２　安否情報の範囲
発災直後に詳細な安否情報を把握するのは困難であるため、この時期は警察署から寄せられる身元が判明した死亡者の情報のみを取り扱うものとする。生存者の安否は各避難所へ照会するよう伝えるとともに、混乱した状況が治まり次第、各避難所の避難者名簿を整理し対応する。
適切な情報提供のために必要な場合は、警察等にも依頼し情報の収集に努める。

３　安否情報の回答
被災者の安否情報の問合せに対しては、照会者から身分証明書の提示を求めるものとし、原則電話での問合せには対応しないものとする。
照会者と被災者との関係により回答できる内容は以下のとおりとする。
（１）被災者の同意を得ている場合や同居の親族である場合は、安否、負傷状況、居所等
（２）被災者の親族又は職場の関係者等である場合は、安否、負傷状況
（３）被災者の知人である場合は、安否情報

４　安否確認手段の伝達
安否を確認する手段として、「災害用伝言ダイヤル」や「災害用伝言板」などがある。対策部はこれらの手段を試すよう問合せで対応するものとする。ただし、当人同士が事前にこれらの存在を知らない場合は、安否の確認ができる可能性は低いと思われる。

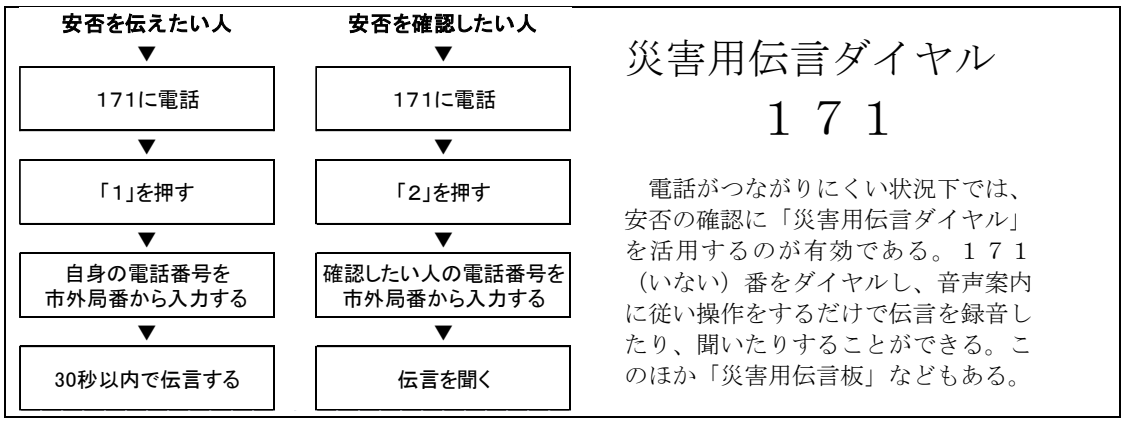


| 対策部 | 健康福祉対策部・公立宍粟総合病院 |
|---|---|

**第３款　医療、助産対策**
医療機関だけでは医療及び助産対策が困難と判断した場合、健康福祉対策部は、救護所を開設し、公立宍粟総合病院及び宍粟市医師会等に救護班の編成と派遣を要請する。なお不足する場合は、直ちに県や自衛隊に医療チームの派遣を要請するものとする。要請に関する手続きや要請側が備えるべき事項は、前第４章の「広域応援要請及び派遣」に示す。

１　救護所の設置基準
（１）医療機関が被害を受け、医療機能が低下したとき
（２）患者が多数で医療機関の対応が困難であるとき

（３）被災地と医療機関の距離、傷病者数と搬送能力などから、被災地での医療が必要なとき

市内の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、宍粟市医師会と協議の上、救護所を廃止する。

２　災害時を想定した医療体制の検討

健康福祉対策部は、公立宍粟総合病院、宍粟市医師会、宍粟市歯科医師会及び宍粟市薬剤師会等と調整し、災害時に必要となる次の事項について、連携した受援体制の構築を図る。

（１）救護班の編成
（２）救護所の設置
（３）医薬品の備蓄（調達）
（４）トリアージの実施（トリアージタッグの備蓄）
（５）重症患者の搬送体制
（６）その他必要な事項

３　救護所の設置予定場所と収容人員

救護所は原則として被災地に隣接する公共施設に開設するものとする。想定する施設は次のとおりである。ただし、屋内施設が確保できない場合は、小中学校のグラウンドや公園スペースなどを活用するものとし、救護テントなどの資機材の確保を医療チームの派遣要請とあわせ行う。

救護所設置予定施設

| 設置予定施設名 | 収容人員(人) | 備考 |
|---|---|---|
| 指定避難所 | － | 公共施設のみを想定 |
| 宍粟市山崎文化会館 | 100 | |
| 一宮市民協働センター | 50 | |
| 波賀市民協働センター | 50 | |
| 千種保健福祉センター | 50 | |
| その他公共施設 | － | 被災地近隣施設 |

４　医薬品の供給

健康福祉対策部は、公立宍粟総合病院、宍粟市医師会、宍粟市歯科医師会及び宍粟市薬剤師会等と連携し、必要な医薬品の確保に努めるとともに、不足するものについては、本章第７節に示す方法により県機関や被災地域外の企業などから協力を求める。

５　書籍類及び帳簿等の整備

医療及び助産を施した場合は、次の書類、帳簿等を整備及び保存しなければならない。

（１）救助実施記録日計票
（２）医薬品衛生材料受払簿
（３）救護班活動状況
（４）病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類
（５）医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類
（６）助産台帳
（７）助産関係支出証拠書類

| 対策部 | 本部室・総務対策部・消防団・西はりま消防組合・宍粟警察署 |
|---|---|

**第４款　行方不明者の捜索**

対策部は受け付けた捜索願や自主防災組織から寄せられる情報をもとに、行方不明者リストを作成し、警察署に提供する。消防団は警察署と連携し行方不明者の捜索を実施する。なお、不足する場合は、自衛隊の災害派遣など本編第４章に示す「広域応援要請及び派遣」を活用するものとする。

１　捜索期間
災害救助法では行方不明者の捜索は災害発生の日から10日以内とされる。通常４日目以降の生存率は極端に下がることから、３日目までは救出のための捜索、４日目以降は遺体の捜索として扱う。

２　捜索期間の延長
災害発生の日から11日以上が経過しても、なお遺体を捜索するやむを得ない事情がある場合は、知事に期間の延長を求める。

３　行方不明者を発見した場合の措置
捜索中に行方不明者を発見した場合、直ちに警察署と本部室、西はりま消防組合に発見日時や場所、状況などを連絡する。

４　捜索のために支出する費用
捜索のために支出する費用は、災害救助法が適用された場合、兵庫県災害救助法施行細則に定められた限度内において県の負担となるが、その他の場合は市が負担する。捜索のために支出する費用の範囲は、重機その他捜索に必要な機械や器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、その額は限度内における実費とする。

５　書籍及び帳簿等の整備
捜索を行った場合は、次の書類、帳簿等を整備及び保存しなければならない。
（１）救助実施記録簿
（２）物資受払状況（被災者救出用等機械器具及び燃料等）
（３）被災者救出状況等記録簿
（４）救出用等関係支払証拠書類

| 対策部 | 本部室・現地災害対策本部・消防団・西はりま消防組合・宍粟警察署 |
|---|---|

## 第６節　旅行者への対策

対策部は警察や交通機関の管理者などと協力し、宿泊施設の旅行者や自力で帰宅することが困難な滞留者に対し、避難行動などを支援する。

１　旅客者の安全確保
対策部は警察署と連携して公共交通機関に避難情報などを伝達し、旅客者の安全確保を求める。事業者は道路施設や車両の安全性を確認し、旅客者の安全を確保する。なお、事業者が安全性を確保できない場合は、直近の指定避難所へ旅客者を誘導する。

２　宿泊客等の安全確保
対策部は警察署と連携して宿泊施設や観光施設の管理者に気象情報や避難情報を伝達し、安全確保を求める。施設の管理者は施設の安全性を確認し、宿泊客等の安全を確保する。施設の管理者は相互に協力して、危険が生じた施設の宿泊客を安全な施設へ移送するなどの措置を実施するものとする。なお、施設管理者が安全を確保できない場合は、直近の指定避難所へ宿泊客等を誘導する。

| 対策部 | 教育対策部・健康福祉対策部 |
|---|---|

## 第７節　物資（食料と生活必需品）の供給対策

災害により食料や生活必需品が確保できない被災者に対して、速やかに供給を行い、人身の安全に万全を期するものとする。

１　食料の供給対象者

食料の供給対象者は、次のとおりであるが、高齢者や乳幼児、障がいのある人に対して優先的に供給するものとする。また、食物アレルギー対象者等への供給には十分注意を払うものとする。

（１）避難所等に避難する被災者
（２）住家が被害を受け炊事ができない人（在宅被災者）
（３）病院やホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
（４）災害応急対策に従事する人

２　生活必需品の供給対象者

生活必需品の供給対象者は次のとおりである。

（１）住家が被害を受けた人
（２）被服や寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した人
（３）生活必需品がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な人

３　物資の確保

教育対策部は避難所へ配送する食料や生活必需品を公的備蓄品（資料編に掲載）のほか、本編第４章に示す民間事業者との協定や県への応援要請を活用し確保、配送するものとする。避難者から必要とされる食料や物資は時間の経過とともに変化するため、避難所を運営する教育対策部は、健康福祉対策部と連携して必要な物資を確保するものとする。健康福祉対策部は、実施に当たり高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児、食事制限のある者等のニーズにも配慮する。

なお、急を要する場合は避難所から直接、供給可能な最寄りの商店へ物資の発注を行えるものとし、その指示は教育対策部が行う。この場合、あわせて発注記録を残すよう伝える。

必要とされる食料や生活必需品（再掲）

<table>
<tr><td>被災状況</td><td>発災直後<br>ライフライン断絶</td><td>発災～3日目<br>ライフライン断絶</td><td>3～4日目<br>電気、水道一部復旧</td><td>5日目以降<br>電気、水道復旧</td></tr>
<tr><td>食料品の条件</td><td colspan="2">調理不要の食品</td><td>主食＋副食品</td><td>自炊食材</td></tr>
<tr><td rowspan="2">食料品</td><td>アルファ米<br>乾パン<br>水<br>粉ミルク</td><td>おにぎり<br>弁当<br>パン<br>缶詰<br>飲料</td><td>カップラーメン<br>カップ味噌汁<br>レトルト食品<br>果実</td><td>米穀<br>野菜<br>食肉<br>魚類<br>漬物<br>味噌・醤油・塩</td></tr>
<tr><td colspan="4">粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルゲン除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品</td></tr>
<tr><td>医薬品</td><td colspan="4">医薬品、医療器具、医療用品</td></tr>
<tr><td>燃料等</td><td colspan="4">ＬＰガス、ＬＰガス器具（卓上ガスコンロ）、小型エンジン発電機</td></tr>
<tr><td>生活必需品</td><td colspan="4">毛布、哺乳ビン、タオル、トイレットペーパー、生理用品、ティッシュペーパー、カイロ、軍手、ロープ、バケツ、ポリタンク、マッチ、ライター、紙おむつ、大人用おむつ、おしりふき、ローソク、懐中電灯、乾電池、運動靴、ガムテープ、ポリ袋、雨具、シャツ、下着類、作業衣、なべ、やかん、ラップ、洗剤、せっけん、洗面セット、紙皿、茶碗、紙コップ、箸、スプーン、文房具、防犯ブザー、ホイッスル、仮設トイレ等</td></tr>
<tr><td>衛生物資</td><td colspan="4">消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル、非接触型体温計、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガード、靴カバー、間仕切り、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド含む）、受付用パーティション、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式等</td></tr>
</table>

※障がいのある人等に対する車いす、補聴器、ストマ用装具等の補装具など、きめ細かな対応についても考慮する

４　県への要請

食料の供給が困難な場合又は緊急物資が不足し、必要があると認めるときは、県に次に定める事項を可能な限り明らかにして供給あっせんを要請する。

（１）供給あっせんを必要とする理由
（２）必要な緊急物資の品目及び数量
（３）引渡しを受ける場所及び引受責任者
（４）連絡課及び連絡担当者
（５）荷役作業員の派遣の必要の有無
（６）その他参考となる事項

５　不足する物資の募集

近隣から物資を調達できない場合、健康福祉対策部は市のホームページや報道機関を通じて物資を募集する。

（１）ニーズの把握

一般的に夏の水害ではタオルやＴシャツなどが、冬の災害では毛布やバスタオルなどが大量に必要となる。健康福祉対策部は、避難所を運営する教育対策部を通じて被災者が必要とする物資を把握する。

（２）募集記事に明記する事項

物資の整理に時間を費やさないよう必要な物資を必要な数量だけ確保することや、扱いが困難な古着や生ものが届かないようにすることなど、募集に当たっては次の項目を明記する。

① 必要とする物資と数量
② 最低受付個数
③ 受け付けない物資（古着や生ものなど）
④ 内容物表示（品名、数量、サイズ）の依頼
⑤ 届け先
⑥ 問合せ先

（３）募集した物資の整理保管

受け付けた物資は種類別に台帳に記録し、内容物の表記がある面を表側にして、種類別に積み上げる。なお、物資の出入りがある場合はその都度、台帳に記録し在庫管理を徹底する。なお、物資の一時集積場所や配送の手段は、第２編第３章第５節第５款に示す。

６　食料の供給における留意

すべての被災者が必要な食事を摂ることができるよう、食料の調理、加工に要する器具、熱源等を設置、提供するとともに、食物アレルギーや文化的配慮を十分に周知できるよう関係機関との調整を図る。この運用に要する人材の配置について、関係機関等と調整の上、確保する。

（１）米穀を幼児から高齢者までが食することができるように炊飯等の加工を行うため、炊飯場を設置する。
（２）弁当・おにぎり、米飯、パン、副菜等を「かめない」「飲み込みにくい」人に合わせて調理、加工できるよう、小規模な調理のできる調理場を設置する。
（３）育児用調整粉乳を調乳するために必要な清潔なスペース、ほ乳瓶等の必要な器具、器具の洗浄・消毒を行うための資材類が整備された、調乳場を設置する。

７　炊き出しの実施

教育対策部は、各給食センターの被害状況を把握し、炊き出しが実施できるかを検討する。大規模な被害により炊き出しの実施が困難である場合は、県や自衛隊、ボランティアなどに要請を行う。この場合、被災者が平等に機会を得られるよう実施場所などの調整に教育対策部があたる。なお、炊き出しの実施場所は、原則として指定避難所の敷地内を利用するものとする。

８　地域内輸送拠点の確保

状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図る。

| 対策部 | 現地対策本部・教育対策部 |
|---|---|

# 第８節　給水対策

災害により飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料水に適する水を得ることができない人に対し、必要最小限の飲料水と生活用水の確保を図る。

１　給水対象者

災害により現に飲料に適する水を得ることができない人

２　水源及び給水量

（１）水源

市は浄水場、配水池、宍粟防災センターに設置する60ｔ貯水槽等の給水施設（運搬給水基地）の使用を原則に、予備水源の量、水質等を把握し迅速に給水を実施する。

（２）給水量

目標とする給水量は１人１日当たり、３日目までが３Ｌ、10日目までが３～20Ｌ、20日目までが20～100Ｌ、以降は速やかに施設を復旧させ、被災前の水準をめざす。なお、３日目までの給水は、ペットボトルの飲料水を想定しているため、教育対策部が避難所へ配送する物資に必要量の飲料水がある場合は、４日目以降の給水計画と施設の早期復旧を優先する。

１人１日当たりの目標給水量

| 期間 | 水量（1人1日当たり） | 水の用途 | 給水方法 |
|---|---|---|---|
| 3日目まで | 3Ｌ | 飲み水 | ペットボトル |
| 4～10日 | 3～20Ｌ | 調理、洗面 | 給水車 |
| 11～20日 | 20～100Ｌ | 浴用、洗濯 | 仮設配管給水 |
| 21日目以降 | 100Ｌ～被災前の水準 | 通常生活 | 各戸給水 |

３　給水方法

（１）土木水道対策部は運搬給水基地からの拠点給水、給水車等による運搬給水を実施する。

① 被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い給水基地から給水車等により運搬供給する。

応急給水用資機材の保有状況

| 種類 | 数量 |
|---|---|
| 給水車（2.8㎥） | 1台 |
| ポリ容器（300Ｌ以上） | 5個 |
| ポリ容器（50Ｌ以上300Ｌ未満） | 2個 |
| ポリ容器（18Ｌ以上50Ｌ未満） | 149個 |
| ポリ袋（5Ｌ以上20Ｌ未満） | 400袋 |

（２）人員や資材が不足する場合は、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」による応援や、自衛隊の災害派遣を要請する。なお、要請を行うに当たり、次の事項を明らかにする。

① 給水を必要とする人員
② 給水を必要とする期間及び給水量
③ 給水する場所
④ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
⑤ 給水車両借り上げの場合は、その必要台数
⑥ その他必要な事項

（３）給水は医療機関や救護所、避難所など、緊急性の高い施設から実施する。

４　広報
応急給水を実施する場合には、しーたん通信や広報車を活用し、その日時や場所、１人当たりの給水量などを広報するものとする。

５　給水施設の応急復旧
給水施設が破損した場合は、宍粟市管工事組合と結ぶ「災害等相互応援に係る協定」を活用し、迅速かつ効果的に応急復旧を行う。

| 対策部 | 土木水道対策部 |
|---|---|

## 第９節　住宅対策

災害により住宅を失い、又は破損等のため居住できない世帯に実施する対策の優先順と主要な対策の具体を示す。

### 第１款　住宅対策の種類と優先順

１　災害直後、直ちに市が行う必要のあるもの
（１）住宅の応急修理
（２）住居の障害物除去
（３）空き家のあっせん（公営住宅及び民間賃貸住宅）
（４）仮設住宅の建設
（５）緊急時復旧工事のための建築基準法を適用しない区域の指定
（６）建築基準法による建築制限、禁止区域指定
（７）住宅復旧資材の値上がりの防止及び資材の手当、あっせん

２　前１に続きできるだけ早期に市が実施すべきもの
（１）住宅金融公庫による災害復興住宅の復興融資及びマイホーム新築資金貸付（特別貸付）
（２）公営住宅法による災害公営住宅の建設
（３）公営住宅法による公営住宅の復旧
（４）罹災都市借地借家臨時処理法に基づく地区指定
（５）土地区画整理法による土地区画整理の設計及び事業実施
（６）都市再開発法による市街地再開発事業の計画及び実施
（７）民間住宅の復興に対する支援

### 第２款　住宅の応急修理

住宅が半壊、又は半焼し、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない人に対し、居室、炊事場、トイレ等最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、市が応急修理を実施する。なお、建築業者が不足したり、建築資機材を調達したりすることが困難なときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあっせん、調達を依頼するものとする。
１　被害戸数（大規模半壊、半焼・半壊、準半壊）
２　修理を必要とする戸数
３　調達を必要とする資機材の品目及び数量
４　派遣を必要とする建設業者数
５　連絡責任者
６　その他参考となる事項

### 第３款　住居の障害物除去

住居に流入した土石等の障害物により、日常生活に著しい支障を及ぼしている人に対し、障害物の除去を行う。なお、対応が困難であるときは県に対し、次の事項を示して応援を求める。
１　除去を必要とする住家戸数
２　除去に必要な人員
３　除去に必要な期間

４　除去に必要な機械器具の品目別数量
５　除去した障害物の集積場所の有無
６　その他参考となる事項

**第４款　仮設住宅の建設**

被災者等への応急仮設住宅の建設、管理は市長が実施する。なお、災害救助法が適用された場合は、市長は知事から通知された事項を行うものとするが、大規模災害など市で対応が困難な場合には、知事に支援を要請するものとする。

１　供給対象者
（１）住家が全焼、全壊又は流出した人
（２）住居する住家がない人
（３）自らの資力をもって、住宅を確保することのできない人

２　供給方法
（１）建設用地の選定
① 用地の選定に当たっては、原則として市有地、あるいは公有地とする。平時から、あらかじめ建設可能な土地及び戸数を把握しておく。
② 被災者が相当期間居住することを考慮して飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、所有者と賃貸契約を締結するものとする。
③ 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。
④ 障がいのある人、高齢者等の要配慮者に配慮した用地とする。
⑤ 学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。
（２）建設資機材及び業者の確保
応急仮設住宅及び住宅の応急修理その他の応急工事を迅速かつ的確に実施するため、建設業者と協定の締結を推進するものとする。

３　県への協力要請
大規模災害により市が対応できない場合は、次の事項を県に示して、供給のあっせんを要請するものとする。
（１）被害戸数
（２）設置を必要とする型別戸数、建設場所
（３）連絡責任者

４　住宅の構造
住宅の構造は、高齢者、障がいのある人向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮するものとする。

５　入居者の選定
入居者の選考に当たって民生委員・児童委員の意見を確認し、被災者の資力、その他の生活条件等を十分調査の上認定するものとする。また、高齢者、障がいのある人の優先入居等、要配慮者に十分配慮するものとする。

６　生活環境の整備
仮設住宅の整備とあわせて、集会施設等を整備するとともに、地域の自主的な組織づくりを促進するものとする。なお、地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要なひとり暮らしの高齢者や障がいのある人等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努めるものとする。

| 対策部 | 市民生活対策部・健康福祉対策部 |
|---|---|

# 第10節　感染症対策

災害が発生した場合、生活環境の悪化や被災者の病原菌に対する抵抗力の低下など、感染症が蔓延する可能性が高くなる。対策部は龍野健康福祉事務所や自主防災組織、住民などと連携し消毒や予防活動を実施する。

## 第１款　消毒

感染症が発生するおそれがある場合、早期に消毒を実施する必要がある。本来なら、消毒はその場所の管理者が行うべきものであるが、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第27条第２項に基づき、感染症を予防する目的で知事が指示した場合は、市が汚染された場所やその疑いのある場所（家屋や工場、店舗を問わず全ての場所）を消毒する。以下にその手順と必要な薬剤などを示す。

１　消毒の手順

| 順 | 項目 | 内容 |
|---|---|---|
| 1 | 消毒が必要な場所の把握 | 本部室や地域の情報をもとに、消毒が必要な地域や場所を把握する。 |
| 2 | 薬剤と資機材の確保 | 資機材：作業服（長袖、長ズボン）、ゴーグル、マスク、ゴム手袋、噴霧器、移動用車両<br><br>薬　剤：「（2）消毒に使用する薬剤の例示」による（平成21年台風９号災害では、床下や屋外には消石灰を、屋内の壁や床、家財には塩化ベンザルコニウム液を使用） |
| 3 | 消毒方法の決定 | 職員が消毒を行うのが原則であるが、状況によっては各戸に薬剤とその使用方法を配付し対応を求める。この場合でも高齢者のみの世帯などについては、職員が消毒を実施する必要がある。<br>次の事項の消毒を実施する。<br>1　飲料水の消毒<br>2　家屋の消毒<br>3　トイレの消毒<br>4　芥溜（ごみだめ）、溝渠（こうきょ）の消毒<br>5　患者輸送用器などの消毒 |
| 4 | 消毒範囲の設定 | 把握した情報から、消毒が必要な建物や範囲を決定する。後に被害が明らかになった場所はその都度、対応する。 |
| 5 | 人員の確保 | 人員が不足する場合は、本部室を通じて他の対策部や県、協定に基づく市町村の応援を要請する。 |
| 6 | 実施班の編成 | 他の市町村の応援要員を受入れた場合、市の職員が各班に1人は入るよう班編成を行う。班編成が決まれば、移動用の車両を班の数だけ確保するよう総務対策部へ要請する。 |
| 7 | 職員研修の実施 | 薬剤の希釈方法や消毒の方法、注意事項などの研修を行い、応援職員に必要な知識を与える。 |
| 8 | 広報 | しーたん通信などで消毒を実施する旨を周知する。また、各戸に対応を求める場合は、薬剤の使用方法などをまとめたビラを作成し、薬剤とともに届ける。 |
| 9 | 消毒の実施 | 各班に分かれ消毒を実施する。希釈に必要となる水は、現地で水道水などを調達する。作業が終了すれば、班ごとに作業日報を作成し、その日の業務を終える。 |

2　消毒に使用する薬剤の例示　参考文献：水害時の消毒法（社団法人名古屋市薬剤師会）

| 対象 | 薬剤名 | 調達先 | 量の積算 | 使用方法 |
|---|---|---|---|---|
| 床下、屋外 | 消石灰 | 農協、ホームセンター | 1軒20kg(1表) | 全体にまんべんなくふりかけ、飛散しないようジョウロなどで軽く水をまく。<br><br>※泥を取り除く間がない場合は、そのまま散布 |
| | クレゾール石けん液 | 薬局 | 1軒300ml | 30倍に希釈し噴霧器、もしくはジョウロなどで濡れる程度に散布する。<br><br>※泥を取り除く間がない場合は、そのまま散布 |
| | オルソ剤 | 薬局 | 1軒200ml | 50倍に希釈し噴霧器、もしくはジョウロなどで濡れる程度に散布する。<br><br>※泥を取り除く間がない場合は、そのまま散布 |
| 壁、床、家財 | 塩化ベンザルコニウム液 | 薬局 | 10％製品の場合、1軒につき100ml | 塩化ベンザルコニウム（塩化ベンゼトニウム）の濃度を0.1％に希釈し、噴霧器で散布するか、浸した布でふく。その後は風通しをよくし、乾燥させる。<br><br>※10%製品の場合は100倍に希釈（10mlに水1,000ml）<br>※製品ごとに原液濃度が異なるため希釈に注意<br>※食品工場では消毒用アルコールを使用 |
| | 塩化ベンゼトニウム液 | 薬局 | | |
| 食器 | 次亜塩素酸ナトリウム<br><br>※煮沸消毒で対応可(沸騰後30分以上煮沸する) | 薬局 | － | 次亜塩素酸ナトリウムの濃度が0.02％になるよう希釈し、水洗いした食器を浸す。5分以上浸した後、自然乾燥させる。<br><br>※界面活性剤が含まれるものは、すすぎが必要<br>※10％製品の場合は2mlに水1,000ml<br>※製品ごとに原液濃度が異なるため希釈に注意 |
| 井戸水 | 次亜塩素酸ナトリウム | 薬局 | － | 汚染された井戸水は飲まない方がよい。やむを得ない場合のみ煮沸するか、残留塩素が1～2ppmの濃度になるよう調整し、30分以上放置してから飲用する。<br><br>※界面活性剤が含まれるものは使用不可<br>※10％製品の場合は水1リットルにつき1滴<br>※製品ごとに原液濃度が異なるため希釈に注意 |
| 廃棄物集積所の害虫駆除など | スミチオン乳剤 | 農協<br>薬局 | － | 散布方法や対象となる害虫により希釈濃度が変わる。薬剤の使用法を確認のうえ使用すること。 |

【注意を要する事項】
1　泥などの汚れは、薬剤を散布する前に洗い流すか、雑巾などで拭き取ること
2　長袖、長ズボン、ゴーグル、マスク、ゴム手袋を着用し、皮膚や目に薬剤がかからないようにすること
3　皮膚に薬剤が付着した場合は、大量の水と石けんでよく洗い流すこと。目に入った場合は水で15分以上洗い流し、医師の診察を受けること
4　使用する直前に希釈すること
5　希釈濃度を守ること
6　浄化槽には散布しないこと
7　他の薬剤などと混合しないこと
8　誤飲を防ぐよう薬剤を小分けにしない。やむを得ない場合は薬剤名を容器に明記すること

### 第２款　ねずみ、昆虫等の駆除

県（龍野健康福祉事務所）は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第28条に基づくねずみ族、昆虫等の駆除について、住家の被害戸数などの基準に基づき、その対象地域を定める。対策部は県の指示に基づき、速やかにねずみ、昆虫等の駆除にあたる。

1　ねずみ族、昆虫等の駆除に当たっては、感染症の発生を防止し、又はそのまん延を防止するため必要最小限度のものとする。
2　ねずみ族、昆虫等の駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。

### 第３款　生活用水の供給等

県の指示に基づき速やかに生活用水の供給を行うこととし、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じた方法によって行う。

**第４款　報告**

１　対策部は感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに県に報告する。

２　感染症法に基づく知事等の指示により消毒など災害防疫を行った場合、県に被害状況・感染症対策活動状況・災害時感染症対策所要見込額を報告する。

**第５款　災害時感染症対策完了後の措置**

災害時感染症対策活動を終了したときは、速やかに災害時感染症対策完了報告書（災害防疫完了報告書）を作成し、県に提出する。

| 対策部 | 健康福祉対策部 |
|---|---|

## 第11節　健康対策

対策部は県（ＤＨＥＡＴ）と連携し、被災者のこころのケアと健康管理を行うための巡回健康相談や訪問指導、巡回栄養相談などを実施する。

１　巡回健康相談

（１）対策部は県や医師会、応援医療チームなどと連携し、医師や保健師などによる巡回健康相談を実施する。対象は避難所や仮設住宅の被災者、在宅の被災者とし、健康に関するさまざまな相談に応じるとともに、高齢者や障がいのある人、妊産婦、乳幼児等、特に配慮を要する人をはじめ、被災者の心身の健康状況の把握に努めるものとする。支援が必要な者については、医療機関（医療救護班）やこころのケアチーム（ＤＰＡＴ）等、保健、医療、福祉等関係機関と連携して支援を行う。

（２）巡回健康相談や家庭訪問・健康教育により、衛生管理や危険防止を行い、良好な生活環境を確保し、生活習慣病の悪化・増加の防止、感染症や食中毒、高齢者の生活不活発病等の予防に努める。また、要配慮者の優先度、ニーズに応じ、医療機関への入院、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への移送あるいは被災地外への避難等の保健・医療や福祉サービスを調整する。

（３）サービス提供に向け、県、保健・医療・福祉関係者、民生委員・児童委員、地域住民等との連携を図るためのコーディネートを行う

（４）市、県及び県看護協会は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう、訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施するとともに、コミュニティや見守り体制づくりを推進する

２　巡回栄養相談

対策部は県と連携し栄養士による巡回栄養相談を実施する。対象は避難所や仮設住宅の被災者、在宅の被災者とし、栄養状態の確認とその改善を図るための指導を行う。

避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。巡回栄養相談の実施に当たり、連携して要配慮者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。

３　職員の健康管理

災害対策が長期間に及ぶ場合、対策部は職員の身体的、精神的な健康状態を調査し、その結果を総務対策部に報告するものとする。総務対策部は直ちに異常が認められる職員を休ませるとともに、適切なローテーションを組み直すよう各対策部に指示する。

４　精神科救護所の設置と巡回

県は精神科救護所を設置し、被災された精神障がいのある人の継続的医療の確保と精神疾患の急発を予防するための巡回相談を実施する。

５　食品衛生に関する広報

対策部は、県と連携し、梅雨期や夏期等を中心に、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。

| 対策部 | 市民生活対策部・消防団・宍粟警察署 |
|---|---|

# 第12節　遺体の収容と火葬

災害により多数の死者が発生したと想定される場合、市が警察署や消防団などと連携し、遺体の捜索や収容、火葬などの一連の業務を担い、人心の安定を図る。

## 第１款　行方不明者の捜索

本章第５節第４款に示す。

## 第２款　遺体の安置と引き渡し

災害による死者や行方不明者が発生した場合、早期に遺体の身元を確認し、遺族に引き渡す必要がある。住民の安否にかかわることであり、また、問合せも殺到するおそれがあることから、迅速な対策の実施が求められる。以下に、多数の遺体が発見された場合の手順と措置を示す。なお、このような事態が発生した場合、市が大規模の被害を受けているものと想定できることから、自衛隊の災害派遣や緊急消防援助隊など、本編第４章に示す「広域応援要請及び派遣」を最大限に活用し、即時に対策を実施するものとする。

遺体の収容から引き渡しまでの手順

| 順 | 項目 | 内容 |
|---|---|---|
| 1 | 遺体数の把握 | 本部室や総務対策部、警察署などから死者や行方不明者の情報を収集し、遺体の収容数を想定する。 |
| 2 | 遺体安置所の選定 | 次の各項目を基本に遺体収容場所を確保する。<br>・屋内施設を基本とする。<br>・市内に複数箇所を確保する。<br>・避難場所・医療救護施設等、他の用途と競合しないこと。<br>・施設は、想定される死者発生数に対応する広さを有するものとし、検視場所、遺体安置場所、遺族待機場所を有すること。<br>・照明設備、水道設備を有していること。 |
| 3 | 協力の要請 | 医師会と葬祭事業者、消防団に次の処置について協力を求める。<br>医師会：遺体の縫合<br>葬祭事業者：棺とドライアイスの確保、遺体の搬送と洗浄、消毒<br>消防団：行方不明者の捜索 |
| 4 | 遺体の収容 | 捜索により発見された遺体を搬送、収容し、発見の日時や場所、氏名などを確認の上、情報を表記する札を掲示するとともに、遺体処理台帳を作成する。 |
| 5 | 遺体の検視、検案 | 警察官の検視と医師の検案が速やかに行われるよう協力する。 |
| 6 | 遺体の処置 | 医師会と葬祭事業者の協力のもと、遺体の洗浄と消毒、縫合を行い、棺にドライアイスとともに収め安置する。 |
| 7 | 遺体の身元確認 | 警察署と連携し身元引受人の発見に努めるとともに、行方不明者に関する遺族の相談に応じる。数多く身元不明者がある場合は、遺体ごとに身体の特徴や服装、人相などを用紙に記すか、所持品などを写真に収めるかして掲示する。 |
| 8 | 遺体の引き渡し | 身元が判明した場合は、だれにいつ引き渡したかを遺体処理台帳に記載し、遺族に引き渡す。 |
| 9 | 行旅死亡人の処理 | 一定の期間、安置しても身元が確認できず、引取人のない遺体は「行旅病人及行旅死亡人取扱法」の規定に基づき処理する。 |
| 10 | 期間の延長 | 処置期間（10日以内）が不足する場合は、県知事に処置期間の延長を要請する。 |

## 第３款　遺体の埋火葬

災害による死者が多数ある場合、市内斎場施設の被害状況を確認の上、全遺体の火葬処置を検討する。以下に、市が埋葬を行う基準とその手順などを示す。

### １　埋葬の基準

市が埋葬を実施する基準は次のとおりである。

（１）緊急避難を要するため、遺族が埋葬を行うことが困難である場合
（２）遺族がない場合
（３）墓地や火葬場の浸水、流失等により個人では埋葬を行うことが困難な場合
（４）その他埋葬を行うことが困難な場合

### ２　遺体の埋火葬手順

| 順 | 項目 | 内容 |
|---|---|---|
| 1 | 遺体数の把握 | 本部室や総務対策部、警察署などから死者や行方不明者の情報を収集し、遺体の数を想定する。 |
| 2 | 市営斎場の状況確認 | 市営斎場の被害やライフラインの状況、斎場職員の出勤状況を確認し、火葬に必要な物品（火葬用品、灯油、骨つぼなど）の調達を依頼する。なお、斎場に被害がある場合は、復旧見込みを確認する。 |
| 3 | 火葬方法の検討 | ① 死者数や被害状況、市営斎場の機能を総合的に判断し、全遺体の火葬計画を策定する。<br>② 県に被害状況を報告し、必要があれば市外斎場の利用について協力を要請するとともに、その利用方法を調整する。 |
| 4 | 斎場利用の情報提供 | 火葬計画に基づき、遺族に市内外で利用できる斎場やその日時などの情報を提供する。 |
| 5 | 遺体の火葬 | ① 埋火葬許可書を発行し、斎場へ遺体を搬送する。搬送手段の確保が困難な場合は、関係機関やボランティアへ協力を要請する。<br>② 市外の斎場を利用する場合は、当該火葬場と協議し、遺体を搬送する。<br>③ 埋火葬台帳を作成し、埋葬年月日や死亡者氏名、埋葬費などを記す。 |
| 6 | 遺骨、遺留品の一時保管 | 遺骨と遺留品を遺体が収容されていた安置所に一時保管する。 |
| 7 | 期間の延長 | 火葬期間（10日以内）が不足する場合は、県知事へ火葬期間の延長を要請する。 |

### ３　市営斎場

| 斎場名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|
| あじさい苑 | 姫路市安富町安志726 | 66-3353 |
| しらぎく苑 | 宍粟市一宮町杉田503-3 | 72-0912 |
| つつじ苑 | 宍粟市千種町千草793-6 | 76-2210（千種市民協働センター）） |

# 第６章　交通輸送対策

道路や橋梁が損壊する被害が発生した場合、通行者の安全を確保するための交通規制措置や、重症患者の緊急搬送を実施するための交通路の確保が急務となる。また、被災者の食料や生活必需品を確保する上でも輸送路の確保が急がれる。本章では、これらの応急対策について必要な事項を示す。

| 対策部 | 本部室・土木水道対策部・現地災害対策本部・宍粟警察署 |
|---|---|

## 第１節　交通応急対策

災害が発生するおそれがある場合、土木水道対策部は宍粟警察署や国、県とともに道路パトロールを強化し、異常の発見に努めるとともに、二次災害を防ぐ措置を行う。

１　交通規制の実施

道路パトロールにより土木水道対策部が異常を発見した場合、当該道路管理者と宍粟警察署、本部室へ通報するとともに、二次被害を防ぐためにバリケードを設置し、次表に示す根拠に基づき、交通を規制するための措置を行う。なお、異常の発見者が他の機関である場合もまた同様の措置を行うものとする。

交通規制の実施者とその範囲

| 実施者 | 範囲 | 根拠法 |
|---|---|---|
| 道路管理者 | ① 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合<br>② 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合 | 道路法<br>第46条第1項 |
| 公安委員会 | 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき | 道路交通法<br>第4条第1項 |
| | 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急対策を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき【第2編第3章第9節に示す県内40路線が緊急交通路指定予定路線に位置づけられる】 | 災害対策基本法<br>第76条 |
| 警察署長 | 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき | 道路交通法<br>第5条第1項 |
| 警察官 | 道路の破損、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険を生ずるおそれがある場合 | 道路交通法<br>第6条第4項 |

２　通報連絡体制

道路や橋梁などの異常を発見した者は、速やかに警察官、又は市長に通報するものとする。通報を受けた警察官、又は市長は、当該管理者に連絡するとともに、本部室は本編第３章第４節第１款に示す「防災情報の伝達手段」に基づき住民や関係機関に周知する。なお、電力や通信、水道、その他道路占用工作物の被害による場合は、直ちに当該機関に通報する。通報を受けた機関は、それぞれが定める業務計画により、速やかに応急処置を実施し道路交通を確保するものとする。

３　交通規制に伴う措置

交通規制を実施する場合、規制を行う区間や対象、期間などを宍粟警察署に連絡するとともに、立番を配置するなど、交通の混乱を未然に防ぐ措置を実施するものとする。

## 第２節　緊急輸送対策

市は定期的に治療を要する難病患者や人工透析患者、又は災害による負傷者の搬送を最優先に、緊急輸送対策を実施する。

| 対策部 | 土木水道対策部・現地災害対策本部 |
|---|---|

### 第１款　緊急輸送の対象

緊急輸送対策を実施する対象は、おおむね次のとおりとする。

| 項目 | 輸送対象の想定 |
|---|---|
| 人命救助 | ・傷病者と救助救急活動の従事者<br>・緊急輸送経路の応急復旧に要する人員や物資 |
| 被害の拡大防止 | ・消防水防活動や交通規制等に要する人員や物資<br>・政府や県、市の災害対策要員<br>・ライフラインの初動応急対策に要する人員や物資 |
| 災害応急対策 | ・食料や飲料水、生活必需品<br>・被災地の外へ輸送を要する傷病者や被災者<br>・災害復旧に要する人員や物資 |

| 対策部 | 土木水道対策部・現地災害対策本部 |
|---|---|

### 第２款　道路の啓開

対策部は人工透析患者や負傷者の搬送路確保を最優先に、第２編第３章第９節に示す緊急輸送道路のほか、患者と医療機関を結ぶ市道の啓開を実施する。ただし、旧町間を結ぶ緊急輸送道路は全て国県道であるため、被害が発生した場合は、いかに迅速に管理者へ状況を伝えられるかが重要となる。口頭で被害を連絡するほか、現場のデジタル画像を送信するなどの手段で国県担当者の状況把握を促し、着手を急がせる工夫も必要となる。また、被害規模や被害箇所数などから、管理者の対応が困難であると思われる場合は、復旧事業者が必要に応じて他の事業者を活用できるよう管理者へ助言することも必要である。なお、市道の啓開は市が直営で行うほか、本編第４章に示す「災害時における応急対策業務に関する協定」を活用し迅速に対応する。また、県は、市から要請があり、かつ、市における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制等を勘案し、市が管理する市道について、啓開又は災害復旧に関する工事を市に代わって自ら行うことが適当であると認められるときは、これを行うことができる。

| 対策部 | 土木水道対策部・現地災害対策本部 |
|---|---|

### 第３款　車両の撤去

災害時に道路上において故障や立ち往生車両による緊急車両等の通行不能を解除するため、道路管理者は以下の手順で対応する。なお、下記の行為により生じた損失については、災害対策基本法第82条において損失補償を行うものとする。

１　措置をとる区域又は区間

道路管理者等は、当該措置をとるときは、区間の起終点を示すことによって路線ごとに道路の指定を行うほか、必要に応じて一定の区域内を包括的に指定する。

２　県公安委員会との連携

（１）指定の通知

道路管理者等が、道路区間の指定をしようとする場合は、あらかじめ、公安委員会及び所轄警察署に道路の区間及びその理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後に通知する。

（２）公安委員会からの要請（災害対策基本法第76条の４）

県公安委員会は、災害対策基本法第76条第１項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者等に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、災害対策基本法第76条の６に基づく道路管理者等による権限の行使を要請することができる。

３　措置をとる区域又は区間の周知

道路管理者等は、道路区間の指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間内にある者に対し、道路情報板、立看板、ラジオ等を活用して周知させる措置をとる。

| 対策部 | 総務対策部・現地災害対策本部 |
|---|---|

## 第４款　車両の確保と緊急交通路の通行

対策部は災害応急対策に要する車両を確保し、各対策部の要請にあわせ配車を行う。

１　車両の確保

市が所有する公用車から災害復旧に使用できる車両を確保し、各対策部の要請に応じて配車の調整を行う。車両が不足する場合は、本編第４章に示す「災害時における障害物除去等の協力に関する協定」に基づく要請を行うほか、県、その他の民間事業者に協力を求めるものとする。なお、数多くの車両を同時に必要とする災害応急対策は、次表のものが想定される。

同時に数多くの車両を要すると想定される業務

| 項目 | 対策部 | 備考 |
|---|---|---|
| 消毒 | 市民生活対策部 | 感染症対策 |
| 応急危険度判定 | 土木水道対策部 | 建物の倒壊危険度を判定 |
| 家屋被害認定調査 | 市民生活対策部 | 罹災証明書に記載する家屋被害の程度を調査 |

２　緊急交通路の通行

兵庫県公安委員会が災害対策基本法に基づき規制する「緊急交通路」の通行に関しては、公安委員会が発行する「緊急」の標章及び確認証明書が必要となる。その詳細は第２編第３章第９節に示す。

交通規制の実施者と車両標の発行者

| 実施者 | 範囲 | 根拠法 |
|---|---|---|
| 道路管理者 | ① 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合<br>② 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合 | 道路法<br>第46条第1項 |
| 公安委員会 | 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき | 道路交通法<br>第4条第1項 |
| | 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急対策を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき<br>【第2編第3章第9節に示す県内40路線が緊急交通路指定予定路線に位置づけられる】 | 災害対策基本法<br>第76条 |
| 警察署長 | 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき | 道路交通法<br>第5条第1項 |
| 警察官 | 道路の破損、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険を生ずるおそれがある場合 | 道路交通法<br>第6条第4項 |

３　燃料の確保

緊急通行車両の燃料は、本編第４章第４節第３款に示す「災害時における燃料の優先供給に関する協定」を活用し、速やかに補給を要請する。

# 第７章　ライフライン対策

電話や電気、ＬＰガスの事業者との連携手段や、市が管理する水道や下水道などの復旧手段など、住民の生活を支えるライフラインの応急対策について、必要な事項を示す。

| 対策部 | 本部室・現地災害対策本部 |
|---|---|

## 第１節　ライフライン事業者との連携

対策部は電話と電気、ガスの早期復旧を図るため、各事業者と次のとおり連絡体制を確立し、被害情報と対策情報を共有するとともに、本編第３章第５節に示す方法により住民へ伝達する。また、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。

１　市の連絡窓口

市の対策部（連絡窓口）は、本部室と現地災害対策本部とする。なお、災害対策本部を設置するまでは、市長公室危機管理課と市民局まちづくり推進課が対策にあたる。

市の連絡先

| 課名等 | 対策部名等 | 電話番号 | ＦＡＸ番号 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 宍粟市役所 危機管理課 | 本部室 | 0790-63-3119 | 0790-63-3064 | 直通 |
| | | 0790-63-3000 | 0790-63-3061 | 代表 |
| 一宮市民局<br>まちづくり推進課 | 現地災害対策本部 | 0790-72-1000 | 0790-72-1596 | 代表 |
| 波賀市民局<br>まちづくり推進課 | 現地災害対策本部 | 0790-75-2220 | 0790-75-3599 | 代表 |
| 千種市民局<br>まちづくり推進課 | 現地災害対策本部 | 0790-76-2210 | 0790-76-8020 | 代表 |

２　電話

住民や消防団などからの通報をもとに、電話の不通状況やその原因を確認し、ＮＴＴ西日本兵庫支店災害対策室に復旧を要請する。ＮＴＴ西日本は対策部に対し自らが把握する被害状況を通知するとともに、その復旧にあたる。

ＮＴＴ西日本の連絡先

| 支店等 | 課名等 | 電話番号 | ＦＡＸ番号 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 兵庫支店（神戸） | 災害対策室 | 078-393-9440 | 078-326-7363 | |
| | 113担当 | 078-393-8320 | 078-325-1346 | 休日・夜間 |
| 兵庫支店（姫路） | 公共担当 | 079-225-2877 | 079-225-2875 | |
| | | 0120-184244 | | |
| 電話の故障<br>（住民の通報先） | － | 113 | － | 固定電話から |
| | － | 0120-444-113 | － | 携帯電話から |

３　電気

住民や消防団などからの通報をもとに、停電の状況やその原因を確認し、関西電力送配電姫路本部に復旧を要請する。関西電力は対策部に対し自らが把握する被害状況を通知するとともに、その復旧にあたる。

関西電力送配電株式会社の連絡先

| 支店等 | 電話番号 | ＦＡＸ番号 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 姫路本部 | 平常時：0800-777-3081 | 079-227-0615 | 休日夜間とも |

４　ガス

住民や消防団などからの通報をもとに、ＬＰガスの被害状況を確認し、次に示す事業者に復旧を要請する。各自業者は対策部に対し自らが把握する被害状況を通知するとともに、その復旧にあたる。

ＬＰガス取扱い事業者の連絡先

| 地域 | 事業者名 | 電話番号 | ＦＡＸ番号 |
|---|---|---|---|
| 山崎 | ホンジョウプロパン（株） | 0790-63-1234 | 0790-62-0096 |
| | (有)長尾商店 | 0790-62-0245 | 0790-64-0511 |
| | (株)ＪＡドリーム住まいるガスセンター山崎出張所 | 0790-62-8991 | 0790-63-1771 |
| | 三木産業（株）山崎工場 | 0790-62-0429 | 0790-64-2037 |
| | 三保産業（株）兵庫営業所 | 0790-63-0695 | 0790-64-3785 |
| 一宮 | (有)丸居商店 | 0790-72-1133 | 0790-72-1135 |
| | (有)志水礦油店 | 0790-72-0267 | 0790-72-0268 |
| | (有)一宮産業 | 0790-74-0143 | 0790-74-0143 |
| | (有)小林建材店 | 0790-72-0121 | 0790-72-0510 |
| | (株)グリーンホームハリマ | 0790-72-1660 | 0790-72-1668 |
| 波賀 | (協)波賀ガスセンター | 0790-75-2252 | 0790-75-2252 |
| 千種 | (有)千種ガスセンター | 0790-76-2502 | 0790-76-2502 |
| － | 一般社団法人　兵庫県ＬＰガス協会 | 078-361-8064 | 078-361-8073 |

| 対策部 | 土木水道対策部 |
|---|---|

## 第２節　給水対策

本編第５章第８節に示す。

# 第８章　生活支援対策

前章までは、主に災害救助法に基づく被災者の応急救助策を示したが、本章では被災者の生活再建に必要となる支援策を示す。

| 対策部 | 本部室・現地災害対策本部 |
|---|---|

## 第１節　総合相談窓口の開設

災害救助法が適用されるような大規模な災害が発生した場合、対策部は総合相談窓口となる復興支援室を開設する。復興支援室は被災者の相談に応じるとともに、市が実施する支援制度の解説を行う。

１　支援制度の整理と周知

対策部は復興支援室の開設に先立ち、各対策部が実施する支援制度の概要をまとめた冊子を作成し、ホームページに掲示するとともに、自治会や避難所を通じて被災者に配付する。

２　復興支援室の開設

対策部は必要に応じて復興支援室を開設し、前１に示す冊子などをもとに、被災者の相談に応じる。開設場所は「罹災証明書」の発行窓口に併設するものとし、あらかじめその場所を次のとおり想定する。なお、人員が不足する場合は、他の対策部から職員を補充するほか、県に支援を要請するものとする。

復興支援室の開設場所

| 地域 | 開設場所 | 罹災証明書の発行窓口 |
|---|---|---|
| 山崎 | 宍粟市役所1階　市民ロビー | 宍粟市役所1階　税務課窓口 |
| 一宮 | 一宮市民協働センター1階　まちづくり推進課窓口 | 同左 |
| 波賀 | 波賀市民協働センター1階　まちづくり推進課窓口 | 同左 |
| 千種 | 千種市民協働センター1階　まちづくり推進課窓口 | 同左 |

| 対策部 | 市民生活部 |
|---|---|

## 第２節　罹災証明書の発行と被災者台帳の作成

被害認定調査をもとに発行する罹災証明書は、家屋の被害程度を市長（火災は宍粟消防署長）が証明するもので、災害救助法による救助や被災者生活再建支援法による支援金の支給、市税の減免、義援金の支給など、あらゆる支援制度の適用基準となるため、市長は災害対策基本法第90条の２第１項に基づき、被災者の求めに応じ遅滞なく住家の被害やその他の被害の状況を調査し、被害の程度を証明し交付する。

市長は、被災者援護の効率的な実施に必要な場合は同法第90条の３に基づき罹災証明書の発行基礎となる被害認定調査を基に各種支援措置の実施状況や配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。なお、台帳情報の取扱いについては、本節４の（１）～（５）に示すとおりとする。

１　罹災証明書の発行手順

被害認定調査と罹災証明書の発行手順、必要な措置を次表に示す。なお、被害認定調査は内閣府の定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により実施する。必要な調査表や指針などは「内閣府防災情報のページhttp://www.bousai.go.jp/taisaku/unyou.html」に示される。

| 順 | 項目 | 内容 |
|---|---|---|
| 1 | 方針の確認 | 次の要素を考慮し、被害認定調査の実施方針と罹災証明書の発行方針を決定する。<br>① 被災家屋数<br>② 罹災証明書の発行が求められる各種施策に関する動き<br>③ 国や県、他の被災自治体の動き<br>④ 被害認定調査の実施期間<br>⑤ 罹災証明書の発行期間　など |
| 2 | 調査方法の決定 | 調査は内閣府の定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により実施するが、次の事項は被害家屋の状況により決定する。<br>① 一定範囲の全棟を調査するか、あるいは自治会や被災者からの申し出によるか（水害の場合は自治会や被災者の申し出によるものとする）<br>② 外観目視調査と立入調査を別々にするか、あるいは当初から立入調査を実施するか（水害の場合は当初から立入調査とする） |
| 3 | 実施に関する広報 | 方針が決まり次第、速やかにその内容を広報する。このとき、罹災証明書と罹災届出証明書との違い、被災建築物応急危険度判定と被害認定調査との違いを被災者に正確に伝達する。 |
| 4 | 調査範囲の設定 | 調査の必要な世帯を決定する。後に被害状況が明らかになった場合は必要に応じて追加する。 |
| 5 | 人員の確保 | 調査人員が不足する場合は他の部署の応援を要請する。さらに必要に応じて県への支援を要請する。なお、職員の派遣期間はできるだけ長期（おおむね7日以上）となるよう調整する。 |
| 6 | 資機材の確保 | 調査に必要な資機材を準備する。<br>① 調査携行品：調査票、住宅地図、デジタルカメラ、ヘルメット、傾斜計（さげふり）、コンベックス、画板<br>② 調査員用車両<br>③ パソコン、カードリーダー（写真データ取り込み用） |
| 7 | 罹災台帳の作成 | 被害認定調査の判定結果を入力するための罹災台帳を作成する。罹災台帳には家屋データや地番、被害状況や住民基本台帳データなどを集約し罹災証明書の発行日欄を設ける。※後に被災者台帳のベース資料とする。 |
| 8 | 班の編成 | 1班2人の調査班を編成する。うち1人は宍粟市の職員とする。 |
| 9 | 研修の実施 | 調査方法の研修を実施する。 |
| 10 | 調査の実施 | 班別に調査を実施し、終了した班から、その結果を罹災台帳に入力するとともに、写真をパソコンに取り込み整理する。 |
| 11 | 結果の通知 | 判定結果とともに必要な手続きを被災者へ通知する。通知書には整理番号を付番するなど、罹災証明書が効率的に発行できるような措置を行う。 |
| 12 | 罹災証明書の発行 | 罹災証明書の発行窓口を市役所1階税務課と市民協働センターまちづくり推進課に開設し申請を受け付けるとともに、罹災台帳に基づき、罹災証明書を発行する。 |
| 13 | 被災者台帳の作成 | 罹災台帳を基に被災者台帳を作成する。外部団体への被災者情報提供の同意書は罹災証明書の発行受付時等に記入を依頼する。 |
| 14 | 再調査の受付 | 再調査を受け付けた場合、被災者の立会いのもと再調査を実施する。その結果、被災度判定に変更があった場合は、罹災台帳を修正する。 |
| 15 | 判定委員会の開催 | 再調査で申請者の了解が得られなかった場合は「宍粟市被害家屋等調査判定委員会規程」に基づき判定委員会を開催する。専門知識を有する建築士や不動産鑑定士、学識経験者など、委員会への出席を要請する必要がある場合もある。 |

## 2　証明書の種類

罹災証明書は本来、住家を対象に罹災の事実とその程度を世帯ごとに証明するもので、さまざまな支援制度の適用基準となるものである。しかし、一方では民間事業者の損害保険金の請求などにも利用されるため、住家以外の建物などを対象とした被災証明書、物品を対象とした罹災届出証明書を求められる場合がある。このため、市は次表の区分により証明書を取り扱うものとする。

なお、証明書の交付番号は発行にあたる課の文書番号を使用するものとするが、緊急時でそのいとまがない場合は適宜、発行元が分かる記号などを付し付番できるものとする。

罹災証明書等の種類

| 名称 | 対象 | 証明する事項 | 証明書の用途 |
|---|---|---|---|
| 罹災証明書 | 住家（店舗や倉庫などとの併用住宅を含む） | 罹災の事実とその程度 | 各種の被災者支援制度 |
| 被災証明書 | 非住家 | 被災の事実とその程度 | 損害保険金の請求など |
| 罹災届出証明書 | 主に物品 | 罹災の届出があった事実 | 損害保険金の請求など |

３　被災者台帳の掲載・記録項目

被災者台帳は、被災者の援護を効率的に行うために個々の被災者の被害状況や支援の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約するために住宅の被害調査をもとに作成する。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

被災者台帳には以下の事項を記載する。

（１）氏名
（２）生年月日
（３）性別
（４）住所又は居所
（５）住家の被害、その他市長が定める種類の被害の状況
（６）援護の実施状況
（７）要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
（８）電話番号その他連絡先
（９）世帯構成
(10)罹災証明書の交付状況
(11)市長が台帳情報を宍粟市以外の者に提出することに被災者本人の同意がある場合の提出先
(12)前号に定める提出先に情報提供した場合の日時とその旨
(13)その他、被災者援護のために市長が必要と認める事項

４　外部からの情報収集と情報提供

被災者救護のために使用する場合に対し、外部団体へ以下のとおり提供する。

（１）市役所内における台帳情報(法第90条の４第１項第２号)
　被災者援護に必要な場合は市役所内部でデータ共有する。
（２）被災者台帳整備のための他の地方公共団体への情報提供依頼(法第90条の３第４項)
　関係地方公共団体等へ被災者台帳に必要な情報提供を求めることができる。
（３）他の地方公共団体からの台帳情報提供依頼(法第90条の４第１項第３号)
　他の地方公共団体より被災者援護のために台帳情報の提供を求められた場合は、本人の同意なく情報提供を行う。
（４）本人の台帳情報提供依頼(法第90条の４第１項第１号)
　本人により台帳情報の提供を求められれば提供する。
（５）本人の同意を得た台帳情報提供(法第90条の４第１項第１号)
　本人が同意している場合は、提供依頼のある同意先に台帳情報を提供する。

| 交付番号 | |
|---|---|

# 罹災証明書

| | | | |
|---|---|---|---|
| 世帯主住所 | | | |
| 世帯主氏名 | | | |
| 世帯構成員 | 氏　　名 | 続　柄 | 生年月日 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| | |
|---|---|
| 罹災原因 | 年　　月　　日の　　による |

| | |
|---|---|
| 被災住家※の所在地 | 兵庫県宍粟市 |
| 住家※の被害の程度 | □全壊　□大規模半壊　□中規模半壊　□半壊　□準半壊　□準半壊に至らない（一部損壊） |
| 浸水区分 | |

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

| | |
|---|---|
| 特記事項 | |

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年　　月　　日

宍粟市長　　印

（裏面）

・ この証明は災害救助の一環として応急的な救済を目的に、市長が確認できる被害について証明するものです。民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。

・ 罹災証明書は世帯ごとに発行します。「罹災程度」は、日常的に使用する住宅（別棟がある場合は含む）を対象に判定します。住宅に付随する家財道具や門柱、門扉などの外構は、この証明の対象とはなりません。

・ 集合住宅の場合、一棟全体で判定します。部屋によっては、この証明の「罹災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。

・ 「罹災程度」は家屋を屋根、壁、構造体などの部位別に、表面に現れた被害を観察して判定します。表面に現れない被害がある場合には、「罹災程度」と異なることもあります。

| 交付番号 | |
|---|---|

# 被災証明書

| | |
|---|---|
| 所有者住所 | |
| 所有者氏名 | |

| | |
|---|---|
| 被災原因 | 年　　月　　日の　　による |

<table>
<tr><td>被災住家<br>の所在地</td><td colspan="4">兵庫県宍粟市</td></tr>
<tr><td rowspan="3">被災物件の<br>種類及び<br>被災の事実<br>又は被害の<br>程度</td><td colspan="2" rowspan="2">□住　家※</td><td colspan="2">□全壊　□大規模半壊　□中規模半壊<br>□半壊　□準半壊　□準半壊に至らない<br>（一部損壊）</td></tr>
<tr><td>浸水区分</td><td>□床上　□床下</td></tr>
<tr><td>□非住家</td><td>□店舗<br>□事務所<br>□工場<br>□倉庫<br>□その他<br>（　　）</td><td>□被害あり</td></tr>
</table>

※本証明書における住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物以外のものをいう。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象外となる住家）

| | |
|---|---|
| 特記事項 | |

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年　　月　　日

宍粟市長　　印

# 罹災届出証明書 交付願

| 交付番号 | |
|---|---|

**太枠内をご記入ください。**

| | |
|---|---|
| 申請者<br><br>**罹災者ご本人でない場合は委任状が必要です** | 住　所<br>電話　　－　　－ |
| | フリガナ |
| | 氏　名 |

下記の内容について証明願います。

| | |
|---|---|
| 罹 災 日 時 | 年　　月　　日　　時　　分ごろ |
| 罹 災 場 所 | 宍粟市　　町 |
| 罹災者氏名 | |
| 罹災者住所 | |
| 届出の内容 | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

上記のとおり、罹災の届出があったことを証明します。

年　　月　　日

宍粟市長　　㊞

| 対策部 | 全対策部 |
|---|---|

# 第３節　被災者の支援制度

被災者の生活再建を支援する制度は、支援の方法（給付、貸付、現物支給、助成、税の減免）もその分野も多岐にわたる。以下に支援制度とその適用条件、実施する担当課などを示す。各対策部は住民生活の速やかな再建を図るために、これら制度の実施に早期に着手するものとする。

## １　平成21年台風第９号災害において実施した制度

### （１）市の支援制度（県補助制度を含む）

| 制度名称 | 適用条件 | 根拠 | 種別 | 範囲 | 担当課 |
|---|---|---|---|---|---|
| 災害見舞金 | 災害 | 宍粟市災害等見舞金支給規則 | 給付 | 建物、死亡、負傷 | 秘書広報課 |
| 災害弔慰金 | 住家の滅失が市内で5世帯以上あるときほか | 宍粟市災害弔慰金の支給等に関する条例 | 給付 | 死亡 | 社会福祉課 |
| 災害障害見舞金 | | 平成12年厚生省告示第192号「災害弔慰金の支給が行われる災害の範囲等」 | 給付 | 負傷疾病による障害 | |
| 災害援護資金 | | | 貸付 | 住宅補修 | |
| 災害復旧に係る借入金利子補給 | 一定基準の災害（市独自基準） | 宍粟市災害復旧に係る借入金利子補給金交付要綱 | 助成 | 市内金融機関で借入 | 消防防災課 |
| 市税の軽減<br>▽申告納付等の期限延長▽納税の猶予▽個人市民税の減免▽固定資産税（都市計画税）の減免▽国民健康保険税の減免 | 災害 | 宍粟市税条例施行規則ほか | 軽減 | － | 税務課 |
| 医療保険料の軽減<br>▽後期高齢者医療保険料の減免▽後期高齢者医療保険料一部負担金の免除▽国民健康保険一部負担金の減免と猶予▽福祉医療一部負担金の免除▽国民年金保険料の免除▽介護保険料の減免▽介護給付サービス利用者負担金の減免▽障害福祉サービス利用者負担金の減免▽要援護者の緊急ショート利用料の減免 | 災害 | － | 軽減 | － | 市民課<br>社会福祉課<br>高年・障害福祉課 |
| 上下水道料金の減免 | 災害 | 宍粟市水道事業料金減免規程ほか | 軽減 | － | 水道部管理課 |
| 幼保保育料の減免 | 災害 | 宍粟市立幼稚園保育料徴収条例ほか | 軽減 | － | こども未来課 |
| 民家等へ流入した小規模な土砂の撤去支援 | 平成21年台風第9号災害 | 要綱等なし…重機借上、燃料費、回送費10分の10、業者発注は2分の1 | 助成 | 住宅等土砂撤去 | 生活衛生課 |
| ゴミ運搬に係るトラック等リース料の経費負担 | 平成21年台風第9号災害 | 要綱等なし…トラック借上げ料10分の10 | 助成 | 災害廃棄物の運搬 | 生活衛生課 |
| 被災住宅等解体廃棄物運搬補助 | 平成21年台風第9号災害 | 宍粟市被災住宅等解体廃棄物運搬等補助金交付要綱 | 助成 | 住宅廃棄物の運搬処理 | 生活衛生課 |
| 合併浄化槽復旧支援 | 平成21年台風第9号災害（一宮） | 宍粟市浄化槽維持管理事業補助金交付要綱、宍粟市浄化槽の設置助成に関する条例施行規則 | 助成 | 合併浄化槽の復旧 | 水道部管理課 |
| 農地及び農業用施設の土砂撤去支援 | 平成21年台風第9号災害 | 宍粟市被災農地等災害復旧事業補助金交付要綱 | 助成 | 農地土砂撤去 | 農業振興課 |
| 鳥獣被害防護柵復旧支援 | 平成21年台風第9号災害 | 宍粟市鳥獣被害防護柵設置事業補助金交付要綱 | 助成 | 鳥獣被害防護柵の復旧 | 農業振興課 |
| 民有林林道内の流木・土砂等撤去支援 | 平成21年台風第9号災害 | 宍粟市林業振興基盤整備促進事業補助金交付要綱 | 助成 | 林道土砂撤去 | 森づくり課 |
| 災害関係の証明書等発行手数料の減免 | 平成21年台風第9号災害 | － | 軽減 | り災証明書、住民票など | 税務課 |
| ボランティア災害共済加入負担金の免除 | 平成21年台風第9号災害 | － | 助成 | ボランティア | 社会福祉課 |
| 美しい村づくり資金災害資金利子補給（一部県負担） | 局地天災 | 宍粟市美しい村づくり資金利子補給規則 | 助成 | 農家経営 | 農業振興課 |
| 被災者生活再建支援（県補助）<br>※被災者生活再建支援法で救われない半壊、床上浸水の世帯を支援するために創設 | 平成21年台風第9号災害 | 宍粟市被災者生活再建支援金交付要綱 | 給付 | 住宅 | 消防防災課 |
| 中小企業融資利子補給（県補助） | 平成21年台風第9号及び6月9日～8月2日の豪雨 | 宍粟市平成21年台風第9号等災害対策中小企業融資利子補給金交付要綱 | 助成 | 事業再建 | 商工労政課 |
| 住宅災害復興融資利子補給（県補助） | 平成21年台風第9号災害 | 宍粟市住宅災害復興融資利子補給制度実施要綱 | 助成 | 住宅補修、建築 | 都市整備課 |
| 高齢者住宅再建支援（県補助） | 平成21年台風第9号災害 | 宍粟市高齢者住宅再建支援事業実施要綱 | 助成 | 住宅建設、購入 | 都市整備課 |
| 住宅再建に伴う一時転居者支援（県補助） | 平成21年台風第9号災害 | 宍粟市住宅再建に伴う一時転居者支援事業実施要綱 | 助成 | 住宅再建の一時転居 | 都市整備課 |
| 農業近代化資金利子補給（一部県負担） | 平成21年台風第9号災害 | 宍粟市農業近代化資金利子補給規則 | 助成 | 農業施設復旧 | 農業振興課 |
| 野生動物防護柵災害復旧事業補助金（県補助） | 平成21年台風第9号災害 | 宍粟市野生動物防護柵災害復旧事業補助金交付要綱 | 助成 | 野生動物防護柵の復旧 | 農業振興課 |

### （２）国、県などの支援制度

| 実施者 | 制度名称 | 適用条件 | 根拠 | 種別 | 範囲 | 担当課 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 兵庫県 | 災害援護金 | 住家滅失が市内で5世帯以上あるときほか | 災害援護金等の支給に関する規則 | 給付 | 住宅、死亡、重症 | 社会福祉課 |
| | 被災者生活復興資金貸付 | 平成21年台風第9号災害 | 平成21年度被災者生活復興資金貸付制度要綱 | 無利子貸付 | 家財・自動車購入、住宅補修 | 社会福祉課 |
| | ひょうご住宅災害復興ローン | 平成21年台風第9号災害 | 平成21年度災害に係るひょうご住宅災害復興ローン制度要綱 | 貸付 | 住宅建設、補修 | 都市整備課 |
| | 県税の軽減<br>▽申告、納付等の期限延長<br>▽納税の猶予<br>▽軽油取引税の免除<br>▽個人事業税の減免<br>▽不動産取得税の減免<br>▽自動車税の減免<br>▽自動車取得税の減免<br>▽納税証明書交付手数料の減免 | 災害 | － | 軽減 | － | 龍野県税事務所 |
| | 経営円滑化貸付（災害復旧枠） | 平成21年台風第9号災害（中小企業者） | － | 貸付 | － | 商工労政課 |
| | 借換貸付の金利引き下げ | 平成21年台風第9号災害（中小企業者） | － | 助成 | 既借入金の金利引下げ | 商工労政課 |
| | 地域産業振興資金貸付（災害復旧貸付） | 平成21年台風第9号災害（地場産業従業員20人以下） | － | 貸付 | － | 商工労政課 |
| | 災害復旧高度化事業 | 災害（兵庫県手延素麺協同組合） | － | 無利子貸付 | 製造設備の組合員リース | 商工労政課 |
| | 福祉医療機構災害復旧貸付利子補給 | 平成21年台風第9号災害（医療機関） | － | 助成 | 施設機能復旧 | 健康増進課 |
| | 地域医療機能復旧支援 | 災害（在宅当番医制に参加している病院） | － | 助成 | 施設機能復旧 | 健康増進課 |
| | 生活衛生融資（災害復旧貸付） | 災害（生活衛生関係営業者） | － | 貸付 | 営業復旧 | 生活衛生課 |
| 国 | 被災者生活再建支援 | 住家滅失が市内で10世帯以上 ほか | 被災者生活再建支援法 | 給付 | 住宅 | 消防防災課 |
| | 災害救助法による救助 | 住家滅失が市内で60世帯以上 ほか<br>施行令第1条<br>※一部は所得制限あり。適用時に国から要領が示される。 | 災害救助法 | 原則現物支給の直接執行 | 住居の障害物除去<br>住宅の応急修理<br>学用品の給与<br>埋葬<br>※世帯支援に関するもの | 都市整備課<br>学校教育課<br>生活衛生課 |
| 県社会福祉協議会 | 生活福祉資金の災害援護資金 | 災害で困窮した市民税非課税世帯 | － | 貸付 | 住宅補修、家財購入 | 社会福祉協議会 |
| 住宅金融支援機構 | 災害復興住宅融資 | 災害 | － | 貸付 | 住宅 | 金融機関 |

２　災害弔慰金、災害障がい見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

（１）　実施機関

市

（２）　実施内容

①「災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく条例」の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した住民の遺族、世帯主に対して、災害弔慰金や、災害障がい見舞金の支給及び災害援護資金の貸付を行う。

②これらの支援措置の早期実施を図るため、家屋被害認定士を活用して発災後速やかに被災状況を調査し、被災台帳を作成するなど、罹災証明書等の交付体制を整備する。

３　被災者生活再建支援金

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援することにより住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

なお、被災者生活再建支援金の支給事務については、都道府県から被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第６条第１項に規定する被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）に委託している。

（１）適用災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害

① 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

② 10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害

③ 100世帯以上の住宅が全壊した都道府県における自然災害

④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、５世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満）における自然災害

⑤ ①～③の区域に隣接し、５世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満）における自然災害

⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が２以上ある場合に、５世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満）若しくは２世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口５万人未満）における自然災害

（２）支給対象世帯

① 住宅が全壊した世帯

② 住宅が半壊又は住宅の敷地被害により、やむを得ず解体した世帯

③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯

④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

⑤ 半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）

（３）支給額(下記アとイの合計で最大300万円)

住宅の再建の態様等に応じて定額渡し切り方式で支給（使途限定なし）

| 区分<br>((2)支給対象世帯) | ア 基礎支援金<br>住宅の被害程度に応じて支給 | イ 加算支援金<br>住宅の再建方法に応じて支給 |
|---|---|---|
| ①、②、③世帯 | 100万円 | 建設・購入　200万円<br>補修　100万円<br>賃借　50万円 |
| ④世帯 | 50万円 | |
| ⑤世帯 | － | 建設・購入　100万円<br>補修　50万円<br>賃借　25万円 |

４　災害ケースマネジメントの推進

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるとともに、その実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

５　住宅復旧の主な種類と順序

（１）住宅金融支援機構による災害復興住宅の建設、購入または補修資金の融資
（２）公営住宅法による災害公営住宅等の建設
（３）公営住宅法による既設公営住宅等の復旧
（４）罹災都市借地借家法に基づく地区指定
（５）土地区画整理法による土地区画整理事業の計画及び実施
（６）都市再開発法による市街地再開発事業の計画及び実施
（７）民間住宅の復興に対する支援

６　公営住宅法による災害公営住宅

災害公営住宅は、原則として市が建設し、管理するものとする。ただし、被害が広域的かつ甚大な場合は、県が補完的に建設、管理するものとする。なお、建設に必要な要件は次のとおりである。

（１）暴風雨、洪水その他の異常な自然現象による場合その他の異常な自然現象による場合
① 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
② 市の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
③ 滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の10％以上のとき
（２）火災による場合
① 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
② 滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の10％以上のとき
（３）入居者の条件
次のいずれにも該当すること。
① 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
② 政令月収が、公営住宅法施行令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額以下の世帯であること
（４）建設戸数
被災滅失戸数の30％以内（激甚災害の場合は50％以内）
（５）国庫補助
標準建設費の２／３国庫補助（激甚災害の場合は３／４）
（６）建設年度
原則として災害発生年度、やむを得ない場合は翌年度

７　公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

既設公営住宅の事業主体は、既設公営住宅が、災害（火災にあっては、地震による火災に限る。）により滅失し、又は著しく損傷した場合において、国庫から補助を受けて復旧を実施する。

（１）国庫補助適用の基準
① 再建設の場合
公営住宅の種別については、滅失したものと同一にする必要があるが、構造については、再度の災害や、合理的な土地利用等に配慮して定める。再建設用地は、原則として従前の建設地であるが、やむを得ない場合は移転をすることができる。
② 補修の場合

１戸当たりの復旧費が11万円以上のものを対象として、それらの一事業主体内での合計が、県営住宅で290万円、市営住宅で190万円以上になった場合を対象とする。

③ 宅地の復旧の場合

(ｱ) 滅失した公営住宅を再建設する場合

従前地の場合は、造成費を国庫補助対象とし、別の敷地の場合は、用地取得造成費は起債対象とする。

(ｲ) 既設公営住宅団地の宅地のみが被害を受けた場合

用地造成費は起債対象とする。

（２）国庫補助率

| 被害別 | 復旧工事別 | 補助率 |
|---|---|---|
| 滅失 | 再建設 | 1／2 |
| 損傷 | 補修 | 1／2 |

※激甚法の適用を受けた場合は、補助率のかさ上げがある

８　被災住宅に対する融資等（災害復興住宅建設、購入又は補修資金の貸付）

災害の被災者に対しては、被災住宅の復旧に必要な資金として、住宅金融支援機構の融資制度が設けられている。

（１）目的

自然災害による被災住宅の復興資金として融資する。

（２）対象となる災害

① 地震、豪雨、噴火、津波などの自然現象により生じた災害

② 自然災害以外の原因による災害のうち、住宅金融支援機構が個別に指定するもの

（３）融資を受けることができる住宅の基準

① 新築家屋（建設）の基準

(ｱ) 店舗等の併用住宅は、住宅部分がおおむね１／２以上であること。

(ｲ) 建築基準法その他関係法令に適合すること。

(ｳ) 各戸に居住室、台所及びトイレを備えていること。

(ｴ) 土地の権利が転貸借でないこと。

(ｵ) 共同建て住宅又は重ね建て住宅の場合は、耐火構造の住宅又は準耐火構造の住宅であること。

② 補修の基準

上記(ｱ)、(ｲ)、(ｳ)、(ｴ)、(ｵ)のとおり。

（４）条件（令和６年８月１日現在）

① 融資限度額（建設融資の場合）

土地を取得する場合･････････････････････････････････ 5,500万円

土地を取得しない場合･････････････････････････････ 4,500万円

② 貸付利率

（団体信用生命保険に加入する場合）

年1.50％（令和６年８月１日現在）

③ 償還期間

建設・購入の場合は35年以内（据置３年以内、補修の場合は据置１年）

（５）融資の手続き

融資を希望する者は、市の発行する罹災証明の交付を受け、住宅金融支援機構に申込書（その他必要な書類を含む）と併せて郵送で提出する。

| 対策部 | 本部室・会計対策部 |
|---|---|

# 第４節　義援金の受入れと配分

市が実施する公的支援のほか、対策部は災害の規模や被害の状況に応じて義援金を募集し、被災者に配分する。

## １　義援金の受入れ

義援金の受入れに関して必要な事項とその手順を以下に示す。

義援金の受入手順

| 順 | 項目 | 内容 |
|---|---|---|
| 1 | 実施の判断 | 本部室の情報などをもとに、死者や行方不明者、住家の被害状況を把握し、義援金の必要性を判断する。 |
| 2 | 口座の開設 | 金融機関と調整し、義援金の受入専用口座を開設する。<br>※平成21年の台風第9号災害では、西兵庫信用金庫、ゆうちょ銀行、ハリマ農業協同組合の3金融機関に口座を開設している。 |
| 3 | 窓口の開設 | 現金を受入れるための窓口を市役所1階と、市民協働センターまちづくり推進課に開設するとともに、募金箱を設置する。 |
| 4 | 募集の広報 | 義援金の振り込み方法や送金方法など、受入れに関する情報を庁内ウェブやホームページ、広報紙、しーたん通信などで広報する。 |
| 5 | 領収書の発行 | 指定された災害の義援金（税務署に確認が必要）は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する地方公共団体に対する寄附金に該当する。個人が義援金を支払った場合には、特定寄附金として寄附金控除（所得控除）の対象となり、法人が義援金を支払った場合には、その支払額の全額が損金算入の対象となる。義援金を支払った人が控除を受けるには、市が発行する領収書が必要となるため、寄附金控除を希望する人には、市長名の領収書を発行する。<br><br>①寄附金控除額、又は寄附金の損金算入額の計算<br>個人が義援金を支払った場合<br>所得税における寄附金控除は次の算式で計算する。なお、特定寄附金の額の合計額は所得金額の40％相当額が限度となる。<br>【その年中に支出した特定寄附金の額の合計額－2千円＝寄附金控除額】<br>法人が義援金を支払った場合<br>法人税における損金算入額は、支出した義援金の額の全額となる。<br><br>②適用を受けるための手続き<br>所得税：確定申告書に寄附金控除に関する事項を記載するとともに、確定申告書の提出の際に義援金の領収書を添付、又は提示する必要がある。<br>法人税：確定申告書に義援金の金額を記載し、寄附金の明細書を添付するとともに義援金の領収書を保存する必要がある。<br><br>※市が他の市町村へ贈るための義援金を募る場合は、市が発行する領収書では寄附金控除が受けられない可能性がある。（市が募金募集委員会に参加するなどした場合を除く）この場合は、寄附金控除を考慮する必要がない募金箱で義援金を募集する。なお、寄附金控除を受けたい人がある場合は、直接被災地や日本赤十字社、兵庫県募金募集委員会などへ義援金を送るよう勧めるものとする。 |

## 2　義援金の配分

募集した義援金の配分に関して必要な事項とその手順を示す。

義援金の配分手順

<table>
<tr><th>順</th><th>項目</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>1</td><td>配分委員会の設置</td><td>「宍粟市災害義援金配分委員会要綱」に基づき、義援金配分委員会を設置する。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>配分基準の作成</td><td>罹災証明書の「罹災程度」を指数化し、義援金を公平に配分する。なお、平成21年台風第9号災害時の配分指数は次のとおりである。
<table>
<tr><td colspan="5">平成21年台風第9号災害の義援金配分指数</td></tr>
<tr><td>被害区分</td><td>全壊</td><td>大規模半壊</td><td>半壊</td><td>床上浸水</td></tr>
<tr><td>指数</td><td>100</td><td>50</td><td>40</td><td>20</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="4">小中学校、幼稚園、保育所に在籍する子どものいる世帯に一律3,000円を支給</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>3</td><td>配付方法の検討</td><td>被災者を励ます意味合いから、平成21年台風第9号災害では被災者宅を1軒ずつ訪問し、義援金を手渡している（対象世帯220件、19班体制）。配分回数は2回、1次が被災から約3か月後、2次が約8か月後であった。なお、兵庫県や日本赤十字社、報道機関などで作る兵庫県災害義援金募集委員会の義援金も市が届けることになるため、市の義援金と配付時期を合わせるよう配慮する。なお、被災世帯数によっては、手渡しが困難な場合もあるため、被害状況と応援人員を考慮し配付方法を検討する必要がある。</td></tr>
<tr><td>4</td><td>状況の公表</td><td>義援金の受入状況や配分状況をホームページや広報紙などで随時公表する。</td></tr>
</table>

# 第９章　雪害対策

雪害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に必要となる応急対策を示す。なお、本章に記載のない事項は、前章までに示す事項に基づき対策を実施するものとする。

| 対策部 | 土木水道対策部（建設課）・現地災害対策本部（地域振興係） |
|---|---|

## 第１節　道路の除雪対策

対策部は姫路河川国道事務所や龍野土木事務所、宍粟警察署の防災関係機関と連携し、それぞれが所管する道路の除雪にあたる。

１　気象情報の収集

降雪量の予測は第２編第３章第４節に示す雪氷気象情報や気象庁ホームページなどで、実況の積雪深は河川ライブカメラシステムや姫路河川国道事務所ホームページ、職員の巡視を通じて確認するものとする。

２　連携を要する防災関係機関

降雪による交通渋滞や孤立集落が発生するおそれがある場合に連携する防災関係機関を以下に示す。豪雪時においては、これら機関が管轄を越えた除雪作業を実施するものとする。

なお、国道29号における緊急時の対策本部は、宍粟市に大雪警報が発令され、波賀町野尻で12時間の降雪量が50ｃｍを超えるとの予測又は波賀町戸倉で３時間の降雪量が20㎝を超えるとの予測がでたときに姫路河川国道事務所に設置される。

除雪に関する防災関係機関の連絡先

| 名称 | 課名等 | 電話番号 | ＦＡＸ番号 |
|---|---|---|---|
| 姫路河川国道事務所 | 道路管理第二課 | 079-282-8512 | 079-282-9477 |
| | 道路情報室 | 079-222-3686 | 079-222-5845 |
| 山崎維持出張所 | － | 0790-62-0714 | 0790-63-0204 |
| 龍野土木事務所宍粟事業所 | － | 0790-62-0049 | 0790-62-8904 |
| 宍粟警察署 | － | 0790-62-0110 | 0790-62-9110 |
| 宍粟市役所（除雪対策本部） | 代表（休日夜間） | 0790-63-3000 | － |
| | 建設課 | 0790-63-3069 | 0790-62-9939 |
| 一宮市民協働センター（除雪対策本部） | 北部事務所 | 0790-72-1000 | 0790-72-1596 |
| 波賀市民協働センター（除雪対策本部） | 北部事務所 | 0790-75-2220 | 0790-75-3599 |
| 千種市民協働センター（除雪対策本部） | 北部事務所 | 0790-76-2210 | 0790-76-3379 |

３　除雪の基準

市道の除雪は路面の積雪深がおおむね10ｃｍ以上に達したときに開始するものとするが、地域や気象に応じて各除雪対策本部が決定する。

４　除雪計画の作成

対策部は除雪対策本部の組織や連絡体制、実施計画などを定める「除雪計画書」を毎年度更新し、その対策にあたるものとする。

| 対策部 | 本部室・現地災害対策本部・土木水道対策部 |
|---|---|

## 第２節　住宅の雪害対策

自力で除雪が行えず、日常生活に支障をきたす高齢者世帯などを対象に、対策部は住宅の除雪を実施するものとする。なお、この場合であっても、原則として自主防災組織や消防団など、共助の力を活用した地域ぐるみの除雪を優先するものとする。

１　住宅除雪の推進

対策部は積雪の状況や地域の実情に応じて、次の対策を実施するものとする。なお、市は、単独で雪下ろしを実施することが困難な高齢者世帯等に対し、雪下ろし及びそれに伴う排雪に要した費用の一部を補助するために「宍粟市高齢者世帯等屋根の雪下ろし補助金交付要綱」を創設している。

（１）地域内一斉除雪の呼びかけ
（２）地域ぐるみ除雪に合わせて行う市道の除雪
（３）自力で除雪ができず地域の支援も届かない世帯の住宅の除雪
（４）隣接する住宅に被害が及ぶおそれがある所有者が不明の空き家の除雪

２　災害救助法による除雪

知事が災害救助法の適用を決定した場合、同法に基づく除雪（障害物の除去）を行うことができる。高齢者や障がいのある人などの自ら除雪ができない世帯が対象となる。

| 対策部 | 産業対策部・本部室・現地災害対策本部 |
|---|---|

## 第３節　雪崩対策

対策部は県と協力して次の雪崩対策を行う。なお、県が定義する「雪崩危険箇所」は資料編に掲載する。

１　緊急パトロールによる危険箇所の把握
２　亀裂や崩壊箇所の応急措置と計測機器の設置
３　避難情報の発令と警戒区域の設定
４　住民への周知

| 対策部 | 西はりま消防組合宍粟消防署・消防団・本部室・現地災害対策本部 |
|---|---|

# 第10章　大規模火災対策

大規模火災が発生した場合に必要となる応急対策を示す。なお、本章に記載のない事項は、第８章までに示す事項に基づき対策を実施するものとする。

１　伝達体制

消防庁「火災・災害等即報要領（資料編に掲載）」に該当する大規模火災が発生した場合、西はりま消防組合と本部室は本編第３章に示すとおり住民や県、消防庁、防災関係機関にその状況を伝達する。

２　消火体制

西はりま消防組合は、火災の通報を受けた場合、速やかにその規模を把握するとともに、迅速に部隊の配置を行う。特に大規模な火災の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め対策にあたるものとする。

３　相互応援協定の運用

西はりま消防組合は、「兵庫県広域消防相互応援協定」など、本編第４章に示す広域応援要請の円滑な運用に努める。なお、広域災害又は市全域災害等で、必要がある場合には、知事に応援出動指示権の発効等を要請する。

４　他機関との連携

西はりま消防組合は消防団や警察署と相互に協力し、住民の安全を確保するとともに、消火救急活動にあたる。

５　救急搬送業務

西はりま消防組合は、大規模火災の発生時における要救護者の緊急搬送等に当たり、必要に応じて市内の医療機関や隣接消防機関等へ応援を求める。

６　消火活動

西はりま消防組合は状況に応じて現場指揮本部を設置し、消防団などと連携して消火にあたるとともに、状況把握を行い隣接消防機関等への応援要請を準備する。また、地上隊による消火が困難であるときは、本編第４章に示す兵庫県消防防災ヘリコプターなどによる空中消火体制を要請する。空中消火体制に必要となる事項を以下に示す。

（１）陸空通信隊の編成
（２）林野火災用防災地図の作成（林野火災の場合）
（３）空中消火補給基地の設定
（４）ヘリポート等の設定

７　住民、自主防災組織等との連携

（１）防火管理者等

不特定多数が出入りする施設等の防火管理者、その他法令に定める防火等の管理に責任を有する者は、それら施設の消防計画に基づき、従業員等に指示して施設の出火防止、避難の指示等にあたる。

（２）住民及び自主防災組織

住民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において自発的に初期消火活動を行う。消防隊到着後は消防隊の指示に従い、支援の要請があれば可能な限り消防隊に協力する。

８　避難情報の発令

本部室は火災の延焼により危険が及ぶおそれのある地域に、避難指示を発令するとともに、避難所を開設するなどの対策にあたる。

| 対策部 | 西はりま消防組合・消防団・本部室・現地災害対策本部 |
|---|---|

# 第11章　危険物等事故の対策

消防法に基づく危険物等の事故が発生した場合に必要となる応急対策を示す。なお、本章に記載のない事項は、第８章までに示す事項に基づき対策を実施するものとする。

## 第１款　危険物等の事故における連絡系統

次款以降に示す事故が発生した場合の情報連絡系統を次図に示す。関係機関は相互に連携し事態の収拾を図る。なお、消防庁「火災・災害等即報要領（資料編に掲載）」に該当する事故である場合、西はりま消防組合と本部室は本編第３章に示すとおり住民や県、消防庁、防災関係機関にその状況を伝達する。

防災関係機関等の情報連絡系統図

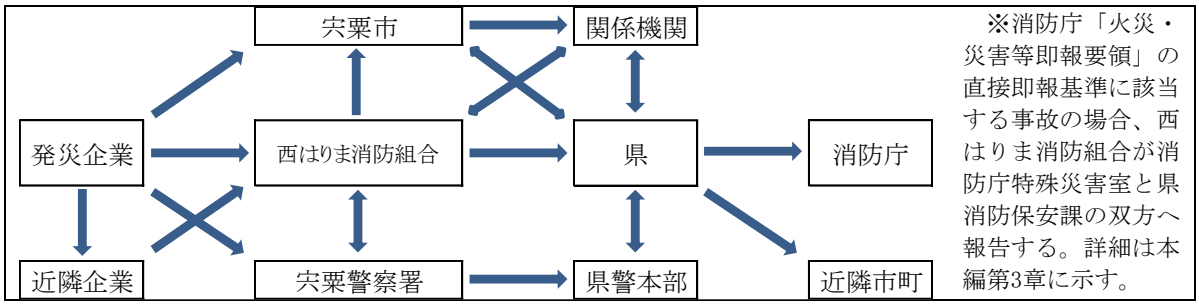


## 第２款　危険物事故の対策

消防法に定める危険物（石油等）の応急対策については、当該事業所等が、地元消防本部等に通報のうえ、当該事業所等の定める計画により実施するが、災害の規模、態様によっては、市、県、その他関係機関が総合的な対策を実施する。

１　事業所等が実施する措置

危険物施設の所有者、管理者及び占有者で、その権限を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、直ちに次の措置をとるものとする。

（１）連絡通報

① 責任者は、発災時に直ちに119番で西はりま消防組合に連絡するとともに、必要により、付近住民並びに近隣事業所に通報するものとする。

② 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急に取りまとめ、必要に応じて関係機関に通報するものとする。

（２）初期防除

責任者は、各種防災設備を効果的に活用し、迅速なる初期防除を行うものとする。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最前の方途を講ずるものとする。

（３）医療救護

事業所内救急班は、応急救護を実施するものとする。

（４）避難

責任者は、事業所自体の計画により、従業員等の避難を実施するものとする。

（５）住民救済対策

事業所は被災地区の僅少なものについて、事業所自体の補償で救済するものとする。

２　市等が実施する措置

災害規模や様態に応じ、対策部は関係機関との密接な連絡協力のもとに次の応急対策を実施するものとする。

（１）災害情報の収集及び報告
市長は、災害現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生の即報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行うものとする。
（２）災害広報
災害による不安、混乱を防止するため、市、県、報道機関等は相互に協力して、広報車、新聞、テレビ、ラジオ、しーたん通信、災害写真等を媒体とする広報活動を行う。
（３）救急医療
被災地における負傷者等の救出及び救急医療業務は、当該事業所、警察署、消防署、消防団、医療関係、県、その他関係機関と連携して行う。
（４）消防応急対策
西はりま消防組合及び消防団は、危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。
（５）避難
市長は、被災の状況によっては避難のための立退きの指示、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。
（６）交通応急対策
道路管理者は交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域及びその周辺の交通対策に万全を期するものとする。
（７）給水
市は必要により飲料水の供給を行うものとする。
（８）住民救済対策
住民の救済対策については、事業所、市、県、その他関係機関が合同してこれにあたる。なお、被災地区の拡大により災害救助法が適用される場合は、その定めによるものとする。

**第３款　高圧ガス事故の対策**

高圧ガスの製造施設等については、火災、爆発、漏えい等により周辺住民に対し大きな被害を与えるおそれがある。災害による被害を最小限にとどめ、従業員並びに周辺住民に対する危害防止を図るため、当該事業所は関係機関と連携し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立するものとする。

１　当該事業所等が実施する措置
（１）緊急通報
高圧ガス関係事業所は、高圧ガス施設が発災又は危険な状態となった場合はあらかじめ定められた情報伝達経路により防災関係機関（県、市、消防本部、警察）に通報するものとする。
（２）災害対策本部等の設置
事業所は、高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施するものとする。
（３）応急措置の実施
事業所及び防災関係機関は連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を実施するものとする。
① 状況により、設備の緊急運転停止
② 火災が発生した場合、消火、高圧ガスの移動、安全放出、冷却散水
③ ガスが漏えいした場合、緊急遮断等の漏えい防止措置
④ 状況により、立入禁止区域及び火気使用禁止区域の設定
⑤ 状況により、防災要員以外の従業員の退避
⑥ 発災設備以外の設備の緊急総合点検
⑦ 交通規制措置

（４）防災資機材の調達

事業所は、防災資機材が不足又は保有していない場合、直ちに近隣の事業所あるいは市等から調達するものとする。

（５）被害の拡大防止措置

事業所は、可燃性ガス又は毒性ガスが漏えいした場合は、携帯用のガス検知器等で漏えいしたガスの濃度を測定し、拡散状況等の把握に努めるものとする。

２　市が実施する措置

（１）防災関係機関との連絡調整

対策部は高圧ガス関係事業所より高圧ガス施設が発災又は危険な状態となった旨の報告を受けた場合、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図るものとする。

（２）防災資機材の調達

対策部は当該事業所による防災資機材の確保が困難な場合、連携して防災資機材を調達するものとする。

（３）避難

対策部は被害が拡大し事業所周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について防災関係機関と協議し、必要に応じ避難の指示を行うものとする。

**第４款　火薬類事故の対策**

火薬類に関する事故における応急措置及び被害の拡大防止措置を示す。

１　事業所等が実施する措置

（１）緊急通報

火薬類施設が発災又は危険な状態となった場合、事業者はあらかじめ定められた情報伝達経路により防災関係機関（県、市、消防機関、警察）等に通報することとする。

（２）災害対策本部の設置

火薬類に関する災害が発生した場合、事業者は速やかに事業所内に災害対策本部等を設置し、防災関係機関と連絡して応急対策を実施することとする。

（３）応急措置の実施

事業者は防災関係機関との連絡を密にし、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずることとする。

① 火薬類製造所における応急措置

(ｱ)作業者は原則として機械を停止して安全な場所に移動し、待機するとともに合成反応の仕込みの停止等の二次災害防止のための措置を行うよう努めることとする。

(ｲ)火災、爆発が発生した場合、主として延焼防止活動を行うとともに、消防機関（先着の消防隊員）に消火活動等に必要な情報を提供することとする。各監督者は、その判断により防災要員以外の作業者を定められた順路に従って、安全な場所へ避難させることとする。

② 火薬庫における応急措置

(ｱ)事業者は、火薬庫周辺に山火事が発生し、又はその延焼により貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれが生じた場合、貯蔵中の火薬類を近隣の火薬倉庫等に速やかに搬出することとする。なお、搬出に当たっては、警察、消防機関及び市などの関係機関に対して、連絡を密にして対処することとする。

(ｲ)事業者は、時間的余裕がない等の事情により搬出ができないときは、消防機関（先着の消防隊員）に山火事の消火活動等に必要な情報を提供するとともに、火薬類に対して状況に応じた安全措置を行うこととする。

③ 販売所（庫外貯蔵所）における応急措置

(ｱ)事業者は、庫外貯蔵所周辺に火災が発生し、又はその延焼により貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれが生じた場合、貯蔵中の火薬類を自社の火薬庫等に速やかに搬出することとする。搬出に当たっては、警察、消防機関及び市等の関係機関に対して、連絡を密にして対処することとする。

(ｲ)事業者は、時間的余裕がない等の事情により搬出ができないときは消防機関（先着の消防隊員）に消火活動等に必要な情報を提供するとともに、火薬類に対して状況に応じた安全措置を行うこととする。

④ 消費場所における応急措置

(ｱ)火薬類の使用者は、土砂崩れ、鉄砲水等により火薬類が土中に埋没した場合、火薬類が存在するおそれのある場所を赤旗等で標示し、見張人を置き、関係者以外を立入禁止とすることとする。なお、土砂を排除した後、現場の状況に応じた適切な方法で火薬類を回収又は廃棄することとする。

(ｲ)火薬類の使用者は、雷が消費場所周辺に発生すれば、発破作業を中止することとし、雷雲の発生、接近を察知するため、作業前に気象情報を把握するとともに、発破発生場所に雷検知器又はラジオを持ち込むこととする。

⑤ 運搬中における応急措置

(ｱ)運搬者は、火薬類の運搬作業中に事故等が発生した場合、安全な場所に車両又は火薬類を移動させ、火薬類が落下・散乱した場合は、速やかに回収し火薬類の盗難防止のため、警戒監視することとする。

(ｲ)運搬者は、車両に損傷を受けたとき等の緊急措置が必要な場合、荷送人又は運搬事業主へ速やかに報告し、その指示を受けることとする。荷送人は必要な指示を行うとともに、代替車の手配及び近隣火薬庫占有者等への保管委託に協力することとする。

(ｳ)市、県及び関係団体は、荷送人等が行う近隣火薬庫占有者等への保管委託に協力することとする。

２　市が実施する措置

（１）防災関係機関との連絡調整

対策部は火薬類関係事業所より火薬類施設が発災又は危険な状態となった旨の通報を受けた場合、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図るものとする。

（２）防災資機材の調達

対策部は当該事業所による防災資機材の確保が困難な場合、連携して防災資機材を調達するものとする。

（３）避難

対策部は被害が拡大し事業所周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について防災関係機関と協議し、必要に応じ避難の指示を行うものとする。

**第５款　毒物劇物事故の対策**

当該事業所等は、災害により、毒物又劇物保管施設等が被害を受け、住民の保健衛生上危害を受け、又はそのおそれがある場合には、市、県、消防本部、その他関係機関の協力のもとに迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

１　事業所等が実施する措置

（１）緊急通報

事業所は毒物・劇物が流出し付近住民に保健衛生上の危害を及ぼす危険が発生した場合には、龍野健康福祉事務所、市、西はりま消防組合、宍粟警察署等へ緊急通報を行うものとする。

（２）緊急措置の実施

事業所は危害防止のためのマニュアルに即した緊急措置を実施する。

２　市等が実施する措置

（１）火災時の措置

西はりま消防組合及び消防団は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大の防止に努めるものとする。

（２）被災者の救出救護等

西はりま消防組合は被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

（３）広報活動及び避難

市長は速やかに地域住民に対し広報活動を実施し、必要があれば避難の指示を行うものとする。

| 対策部 | 西はりま消防組合・消防団・本部室・現地災害対策本部 |
|---|---|

# 第12章　突発重大事案の対策

航空機事故や大規模交通事故などの突発的な災害が発生した場合に必要となる応急対策を示す。なお、本章に記載のない事項は、第８章までに示す事項に基づき対策を実施するものとする。

１　突発重大事案の定義

航空機事故、大規模交通事故、爆発事故、サリン等の発散事故、雑踏事故等の突発的災害であって、多数の死傷者を伴う社会的反響の大きい事案、又は多数の死傷者を伴うおそれがあり、大きな社会的反響が予想される事案をいう。

２　伝達体制

消防庁「火災・災害等即報要領（資料編に掲載）」に該当する事案である場合、西はりま消防組合と本部室は本編第３章に示すとおり住民や県、消防庁、防災関係機関にその状況を伝達する。

３　現地災害対策本部の設置

（１）市長は突発重大事案が発生した場合、原則として現地又は適当な場所に現地災害対策本部を設置するものとする。

（２）現地災害対策本部の構成は、市、防災関係機関、県とし、必要により事故原因者の参加を求めるものとする。

４　現地災害対策本部の機能

現地災害対策本部は、防災関係機関の効率的な活動及び事故の規模、被災状況など情報の統一化を図るため、次に掲げる事項を処理し、総合的な連絡調整にあたるものとする。

（１）災害情報の収集及び伝達
（２）広報
（３）防災関係機関の情報交換
（４）防災関係機関相互間における応急対策の調整
（５）防災関係機関に対する応援要請
（６）その他必要な事項

５　現地災害対策本部の設置場所

（１）市長は事故現場付近で防災関係機関の連絡責任者が集合しやすい場所を選んで本部を設置し、表示するものとする。

（２）各防災関係機関の連絡責任者は、現地災害対策本部において、必要な連絡調整にあたるものとする。

６　現地災害対策本部の廃止

市長は事案に対する応急措置及び救急救助活動が終了したときは、各防災機関の意見を聴いて、現地災害対策本部を廃止するものとする。

７　サリン等の発散による被害発生時の措置

（１）警察官又は消防吏員は、サリン等又はサリン等の疑いがある物質の発散により、人の生命又は身体の被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、法令の定めるところにより、相互に連携し、その被害に係る場所への立入りを禁止し、又はこれらの場所にいる者を退去させ、サリン等を含む物品を回収又は廃棄し、その他その被害を防止するために必要な措置をとるものとする。

（２）住民はサリン等若しくはサリン等の疑いがある物質若しくはこれらの物質を含む物品を発見し、又はそれらが所在する場所を知ったときは、速やかに警察官等に通報するものとする。
（３）市はサリン等又はサリン等の疑いがある物質の発散により、人の生命又は身体の被害が生じており、又は生じるおそれがあると認めるときは、時機を失することなく県に自衛隊等の専門家の派遣を要するものとする。

# 第13章　道路災害対策

第１編第８節に想定する道路災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に必要となる応急対策を示す。なお、基本的な事項は、前章までに示す事項に基づき対策を実施する。

## 第１款　危険物等への対策

１　第一報の情報伝達

道路管理者は、道路構造物の被災等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとる。

この場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。

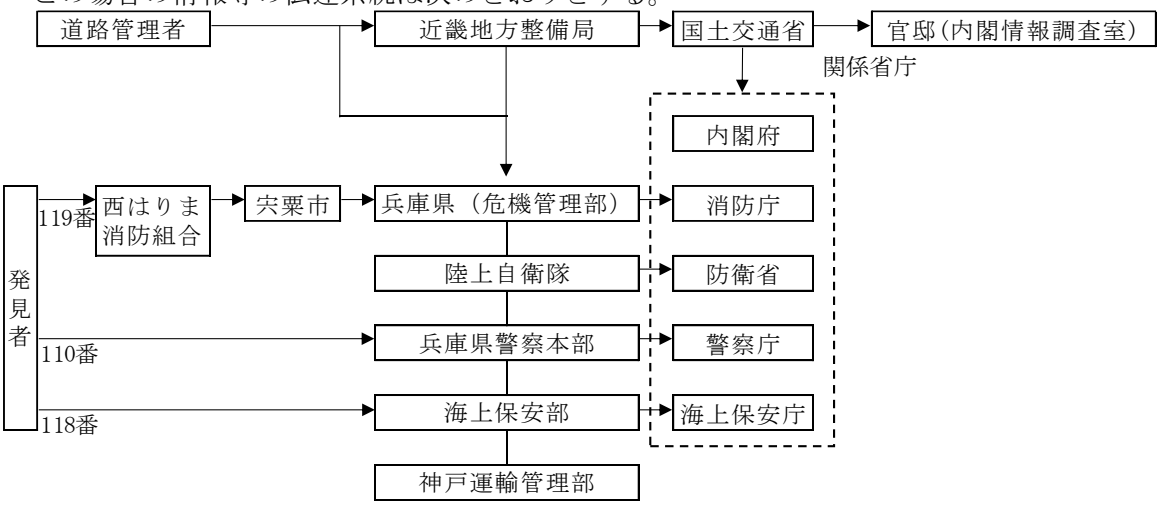


２　災害広報

（１）市、県、報道機関等は、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して、広報車、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行う。

（２）県は、危険物等の流出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、住民の生命身体に危険が生じる恐れがある場合は、市と連携して、直ちに関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報を行い、一般への周知を図る。

３　危険物等の特定

（１）西はりま消防組合、県警察本部、県その他関係機関は、責任者等を通じて危険物等の情報を収集する。

また、責任者等を通じても危険物等の種類が特定されない場合は、県立健康科学研究所、県警刑事部科学捜査研究所等と連携し、又は県を通じて専門家・専門機関等と連携をとり、危険物等の種類の特定に努める。

（２）市、県その他関係機関は、危険物等が特定された後、必要に応じて物質の特性と身体への影響等について、報道機関等を通じた緊急の広報を行う。

４　現場の安全確認、患者の移動及び除染

責任者、西はりま消防本部、県警察本部、県、その他関係機関は連携して次の活動を行う。

（１）危険区域を画すため、警戒線を張り、関係者以外の立入を禁止し、安全地帯を設定すること

（２）負傷者等を汚染された環境から搬出すること

（３）負傷者等の除染を行うこと

消防機関及び警察機関は、関係機関との連携の下に、負傷者等に対する救助、一次除染及び救急搬送活動、物質の検知及び情報収集活動を実施する。

５　救急搬送等
西はりま消防本部は、医療機関、（財）日本中毒情報センター、県、その他関係機関と連携をとり、負傷者等を医療機関へ搬送する。

６　消防応急対策
西はりま消防本部は、危険物等の火災の特性（爆発を伴う大規模火災の危険性等）に応じた消防活動を迅速に実施する。

７　避難
市は、管轄の警察署と協力して避難のための立退きの指示、避難所の開設及び避難所への受入れを行う。

８　災害警備
県警察本部は、関係機関の協力の下に被災地域における社会秩序の維持に万全を期する。

９　交通応急対策
道路管理者、県警察本部は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、周辺道路の交通対策に万全を期する。

10　自衛隊、日赤等の出動
県は、必要に応じ自衛隊及び日本赤十字社兵庫県支部等に出動要請を行う。

11　専門家・専門機関等による助言
県は、必要に応じて危険物等取扱に関する専門家・専門機関等と連絡をとり、助言等の協力を求める。

12　環境モニタリング
県は、災害の規模・態様に応じて環境モニタリング調査を実施する。市は、その測定場所の選定、確保及び現場立会いを行う。

13　住民救済対策
市、県、企業、その他関係機関は、合同して住民の救済対策を講ずる。

14　風評被害の影響の軽減
（１）市、県、その他関係機関は、各マスメディアの協力を得ながら、次の事項について的確な情報提供を行うことにより、道路災害等による風評被害等の未然防止を図る。
① 道路等の使用又は供用の状況
② 被災した構造物等の復旧状況
③ 危険物等の流出等の場合の緊急時モニタリングの結果
④ その他風評被害の未然防止又は軽減のために必要な情報
（２）万一、風評被害等が発生したと認められる場合は、農林水産物、地場産業の商品等の適正な流通の促進及び観光振興のため、広報活動の強化等により影響の軽減を図るとともに、農林水産業対策、観光対策等に十分な配慮を行う。

**第２款　雑踏事故の対策**
１　第一報の情報伝達
歩道上等において雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、イベント等の主催者、主催者から警備を委託された者又は雑踏事故の発見者（以下、本節において「主催者等」という。）は、防災関係機関への通報等、的確な対応をとる。
この場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。

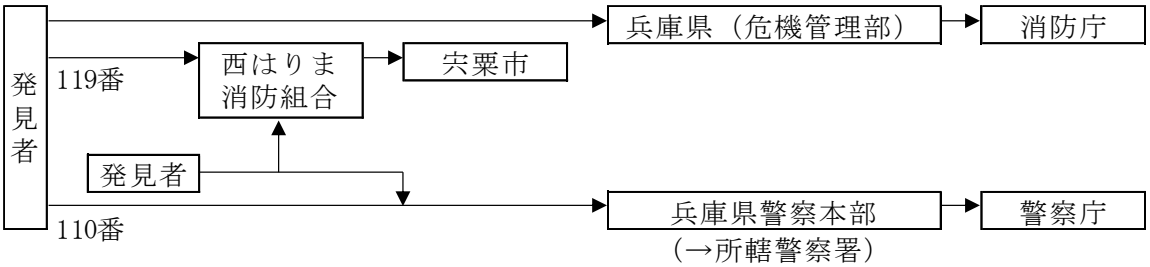


２　関係機関の情報連携

行事等の主催者等、西はりま消防組合、警察署、県、市、市医師会等の関係機関は、雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一報の伝達から応急対策の終了まで、相互に情報を交換するなど、特に緊密な情報連携を図る。

３　雑踏事故発生のおそれがある場合の現場の対応

（１）群衆の密度、行動等から雑踏事故の発生のおそれがあると認識した主催者、警備員、警察官等は、相互に連絡をとり、拡声器等を使用して群衆に対し周辺の状況を説明し、警備員等への協力を求めるとともに、必要に応じて入場制限、誘導等の措置により群衆の分断、整理を行う。

（２）西はりま消防組合は、雑踏事故の発生のおそれがあるとの通報を受けた場合、直ちに現場の確認のため職員を急行させる。

４　雑踏事故発生時の対策

関係機関は、次に定める対策など、事故の態様に応じ、必要な対策を実施する。

（１）行事等の主催者等

行事等の主催者等は、雑踏事故が発生した場合には、迅速に消防機関、警察署、県等にその旨通報するとともに、負傷者を搬送し、救護活動に必要な場を確保するなど応急措置に努める。

（２）西はりま消防組合

①会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を実施する上で必要な状況の迅速かつ的確な把握に努め、救助活動に迅速に着手する。

②必要に応じて広域応援を他の消防機関又は県に要請する。

③多数の負傷者が発生した場合、速やかに災害救急医療情報システムを活用し、災害拠点病院、市医師会へ情報提供し、協力を依頼するとともに、必要に応じて災害拠点病院等の医師と連携をとり、医療上の助言を得るなど、医療機関と連携をとり、医師の派遣及び搬送先の医療機関の確保を的確に行う。

# 第14章　原子力事故対策

第１編第８節に想定する原子力事故が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に必要となる応急対策を示す。なお、本章に記載のない事項は、前章までに示す事項に基づき対策を実施するものとする。

| 対策部 | 西はりま消防組合・本部室 |
|---|---|

## 第１節　情報の収集と伝達

消防庁「火災・災害等即報要領（資料編に掲載）」に該当する原子力事故が市内で発生した場合、対策部は当該原子力事業者の通報や現場から情報を収集し、本編第３章に示すとおり住民や県、消防庁、防災関係機関などに伝達する。なお、市に影響を及ぼす範囲の近隣市町で原子力事故が発生した場合に備え、以下に情報伝達経路の全体像を示す。

１　福井県に立地する原子力施設事故災害発生時の情報伝達

（１）事態発生の第一報

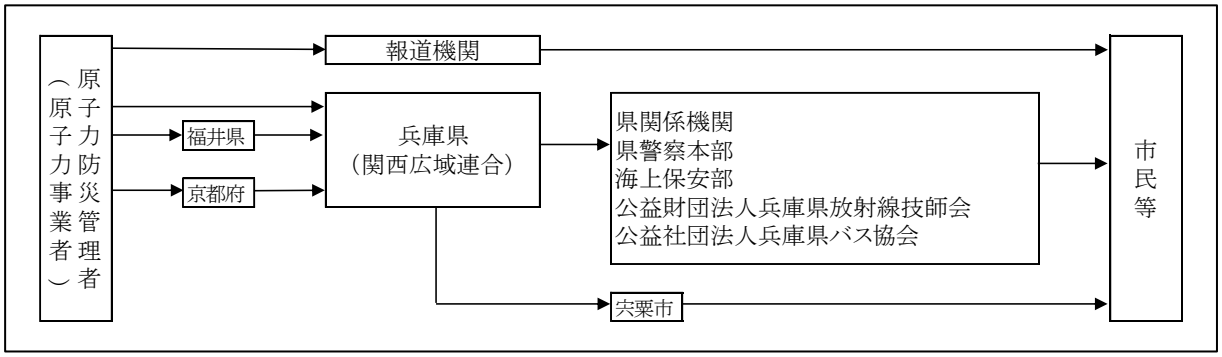


（２）警戒事態・施設敷地緊急事態

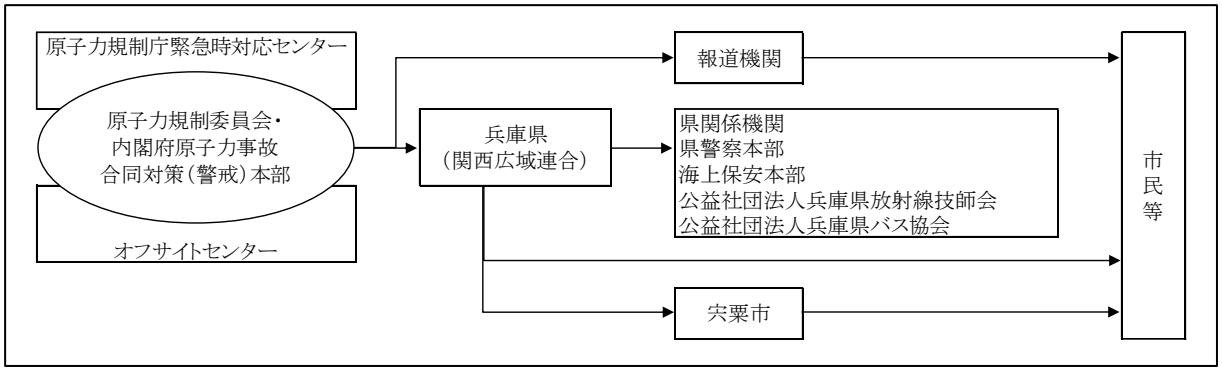


（３）全面緊急事態

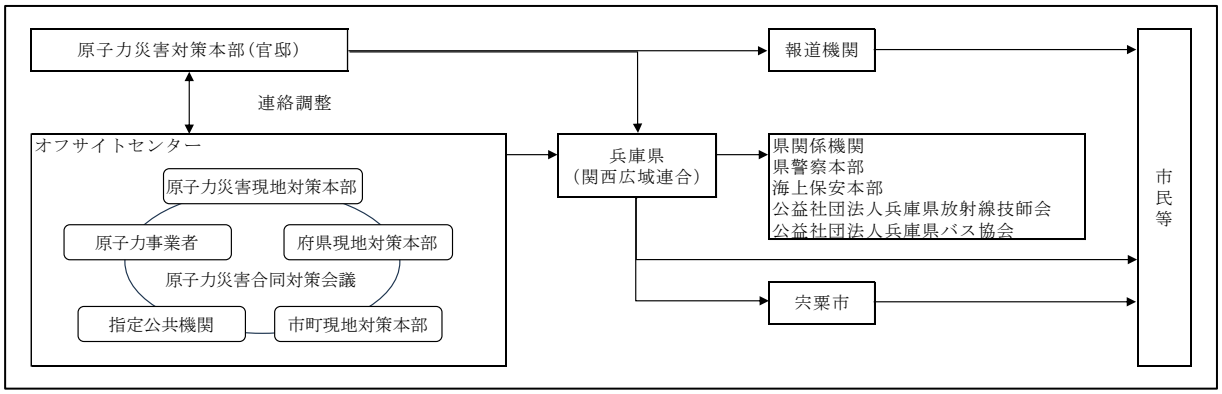

2　放射性物質輸送中の事故、放射性物質取扱い施設における事故等発生時の情報伝達系統図

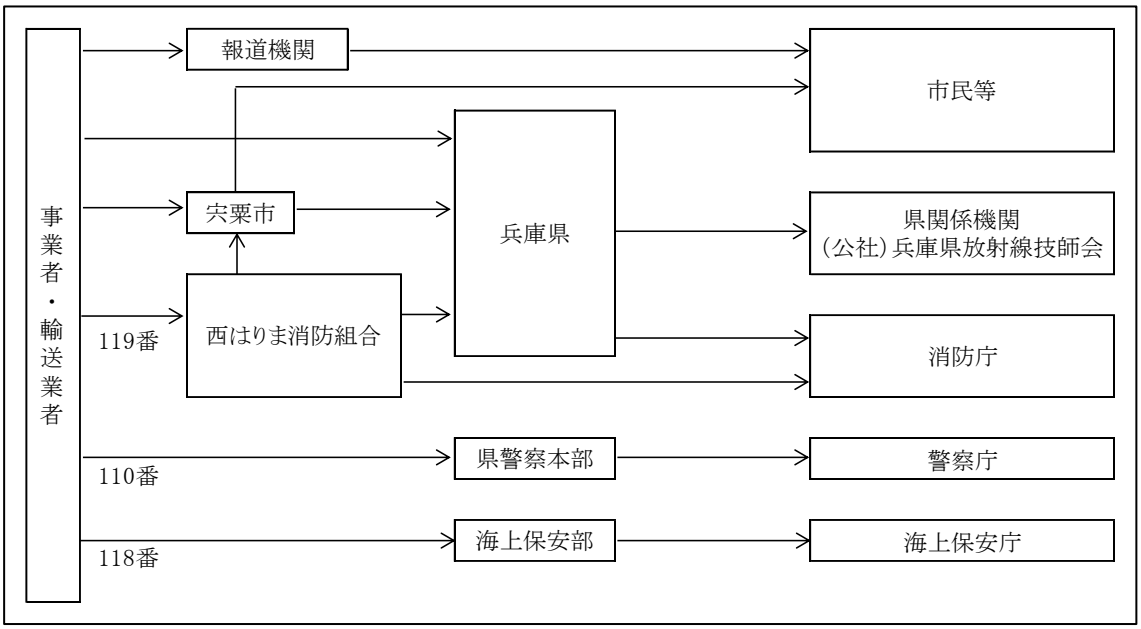


3　不法廃棄等事案発生時の情報伝達系統図

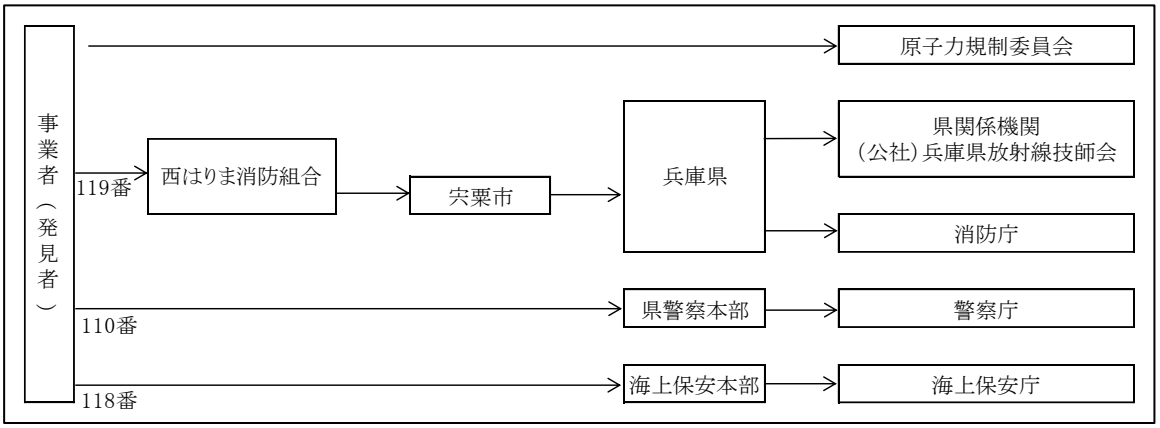


4　相談活動

被災者のための相談窓口を設け、住民からの相談又は要望事項を聴取し、その解決を図る。

| 対策部 | 西はりま消防組合・本部室・土木水道対策部・産業対策部 |
|---|---|

## 第２節　緊急時モニタリングの実施

放射性物質又は放射線の異常な放出、あるいはそのおそれがある場合、対策部は周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報を得るための「緊急時モニタリング」を実施する。

1　原子力事業者等の措置

原子力事業者等は空間放射線量率、大気中及び環境試料中の放射能濃度等の測定を継続的に実施し、その結果を国（文部科学省、経済産業省、国土交通省）、県、市に定期的に連絡するものとする。原子力緊急事態宣言が行われた後においては、国の現地対策本部にも同様の連絡を行う。

２　県の措置

県は、国の指示に基づき、測定頻度の増加や監視の強化を行い（環境放射線のモニタリングの強化）、その調査結果を速やかに公表する。また、国、立地県及び原子力事業者等が実施し、オフサイトセンターに集約された緊急時モニタリングの結果を収集する

モニタリングポストの測定データに高い値が見受けられた場合には、国や専門機関と連携してモニタリングカーなどの可搬型測定機器、県や各消防本部が所有する放射線測定器（サーベイメータ）等を活用して、環境中の空間放射線量率の測定を実施するなど、監視体制を強化する。

調査結果について、速やかに関係機関等に連絡するとともに県民等に情報提供する。災害等により、国のホームページによる公表がされない場合は、県は、緊急時モニタリングセンターへ情報提供を求める。また、県内のモニタリングポストの測定結果を取りまとめ、独自に公表するとともに、必要な防護措置をとるための資料とする。

モニタリング情報のほか、必要に応じて国や専門機関から大気中放射性物質の拡散予測の情報を取得し、活用を図る。活用方法については、国や原子力発電所立地県等関係自治体における検討結果をふまえる。

３　海上保安本部の措置

海上保安本部は海上における緊急時モニタリングに関し、県知事が管区海上保安本部長に対し、要請を行ったときは、巡視船艇を出動させ、現地に動員されたモニタリング要員及び資機材を搭載し、モニタリングのための海上行動に関し必要な支援を行うものとする。

４　消防署の措置

事故等の通報を受け出動した消防職員は、事業所側の放射線管理の専門家及び関係機関と協議した後、消防警戒区域の設定を行い、状況に応じて放射線量の測定を実施、その結果を本部室と県に連絡する。

５　市の措置

本部室は人への影響を加味した空間放射線量率（μＳｖ／ｈ）を測定し、その結果を県へ報告するとともに、ホームページで公表する。さらに、国がリアルタイムでホームページ上に公表している空間放射線量率のデータを監視し、国と連携し県内への影響を調査する。

放射線モニタリング情報

| 機関 | URL |
|---|---|
| 原子力規制委員会 | https://www.erms.nsr.go.jp/nra-ramis-webg/ |
| 宍粟市 | https://www.city.shiso.lg.jp/soshiki/shichokoshitsu/shobobosai/osirase/1386726902784.html |

また、土木水道対策部と産業対策部は必要に応じて飲料水、野菜類、穀類、肉、卵、その他必要と認められる試料の放射能濃度等の測定を行う。

６　実施内容

各主体が行う緊急時モニタリングの実施地域、地点、分析項目、頻度、試料品目、分析核種については、国、専門家等の指導助言のもと、各主体が連絡を密にし、役割に応じて決定することとする。

| 対策部 | 本部室 |
|---|---|

# 第３節　防護対策

周辺住民の被ばくを低減するために必要な防護対策を以下に示す。

１　屋内退避の実施

（１）屋内退避の準備

国からの指示があった場合、又は危険情報を把握した場合には、住民等に対し、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

（２）屋内退避の指示

国から屋内退避の指示があった場合、又は危険情報を把握した場合には、本編３章４節のとおり速やかに住民等に対し広報を行う。なお、屋内退避が長期にわたることが予想される場合には、気密性の低下等を考慮し、避難の実施も検討する必要がある。

（３）屋内退避の際の注意事項

屋内退避の指示を行う場合には、次の注意事項を併せて周知する

① 屋外にいる人は、自宅や近くの建物の中に入ること。
② 地震による被害や余震により自宅への退避が困難な場合は、コンクリート施設等耐震性の高い建物に避難すること。
③ 県や市からの指示があるまでは外出を控えること。
④ ドアや窓を全部閉め、エアコン・換気扇等を止めること。感染症流行下において、自宅等で屋内退避を行う場合にも、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないこと。
⑤ 放射性物質放出後に屋外から帰った場合は、放射性物質を洗い流し、着替えた衣類はビニール袋に保管し、他の衣類と区別しておくこと。
⑥ 食品にはフタやラップをし、また飲料水を確保するため、ペットボトル等に水を入れ、密閉しておくこと。
⑦ テレビ・ラジオ・防災行政無線等による行政機関からの指示などに注意すること。
⑧ 感染症流行下において、自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避すること。

２　避難・一時移転の実施

（１）避難指示の発令基準

市長は次に示す基準に該当する場合に、避難指示を行う。

① 原子力災害対策特別措置法第15条に規定する内閣総理大臣からの避難指示の実施の指示があった場合
② 下表に掲げるＯＩＬ１又はＯＩＬ２に該当すると認められる場合
③ その他、核燃料物質、核原料物質、放射性同位元素又は放射線により地域住民が危険にさらされるおそれがある場合

ＯＩＬ※1による避難及び一時移転に関する指標

| 基準 | 防護措置 | 防護措置の内容 |
|---|---|---|
| ＯＩＬ１<br>初期設定地：地上1ｍで計測した場合の空間放射線量率が500μＳｖ/ｈ | 避難 | 空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するもの。<br>数時間内を目途に区域を特定し、避難を実施。 |
| ＯＩＬ２<br>初期設定地：地上1ｍで計測した場合の空間放射線量率20μＳｖ/ｈ | 一時移転 | 緊急の避難が必要な場合と比較して放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間当該地域から離れるため実施するもの。<br>1日内を目途に区域を特定し、1週間程度内に実施。 |

※1　ＯＩＬ（Ｏｐｅｒａｔｉｏｎａｌ　Ｉｎｔｅｒｖｅｎｔｉｏｎ　Ｌｅｖｅｌ 運用上の介入レベル）：
環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準。放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価するもの。

原子力災害により屋内退避を実施する際に、自然災害が発生し、住宅等の浸水や倒壊等により命の危険が生じるおそれがある場合には、立退きにより自然災害に対する安全を確保し、指定避難所等へ避難し、原子力災害に対する安全を確保することが必要である。

さらに、感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

（２）避難指示の内容

避難指示を行う場合、本部室は次に掲げる事項を伝達する。

① 避難指示を行う地域名
② 避難経路及び避難先
③ 避難時の服装、携行品
④ 避難行動における注意事項

（３）避難所の指定

市長は収容能力や避難経路、避難に要する時間を勘案の上、避難所を指定する。なお、透過力の強いガンマ線などの放射に備える必要があるため、避難所は原則として小中学校などのコンクリート建物から選定する。

３　避難退避時検査の実施

住民が避難・一時移転することとなった場合、汚染程度の把握、吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減、汚染の拡大防止のため、避難退域時検査の実施及び避難退域時検査の結果に応じた除染を行う。

（１）避難退域時検査場所の開設

次の要件を満たす場所に避難退域時検査場所を開設する。

① 住民が避難所等まで移動する経路に面する場所又はその周辺であること。
② 検査場所から避難所等までの移動が容易であること。
③ 検査及び簡易除染の実施に必要な面積が確保できる敷地であること。
④ 資機材の緊急配備、要員の参集が容易であること。

（２）避難退域時検査場所の運営

国や原子力事業者と協力して、避難退域時検査場所の開設・運営を行う。

避難退域時検査の開設・運営に当たっては、指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）、（公財）高輝度光科学研究センター、（公社）兵庫県放射線技師会の支援を得ることとする。

感染症流行下においては、バックグラウンド値等に配慮しつつ、テント運営等により屋外での実施が可能な会場や十分に換気が可能な会場を優先して選定する、検査等の順番を待つ住民等が待合スペース等に滞留しないようにするなど、３つの密を避ける。

（３）避難退域時検査場所の運営

「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」（原子力規制庁）により、避難退域時検査及び簡易除染を実施する。

避難退域時検査における除染基準

| 基準の種類 | 基準の概要 | 初期設定地 | 防護措置の内容 |
|---|---|---|---|
| ＯＩＬ４ | 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準 | β線：40,000ｃｐｍ | 避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施 |
| | | β線：13,000ｃｐｍ【1か月後の値】 | |

４　避難所の開設・運営、広域一時滞在

住民等に避難・一時退避を指示したときは、必要に応じて避難所の開設・運営並びに広域一時滞在又は受入れを行う。その際、本編第５章第２節に示すとおり実施する。

原発事故時の兵庫県内における防護措置実施フロー

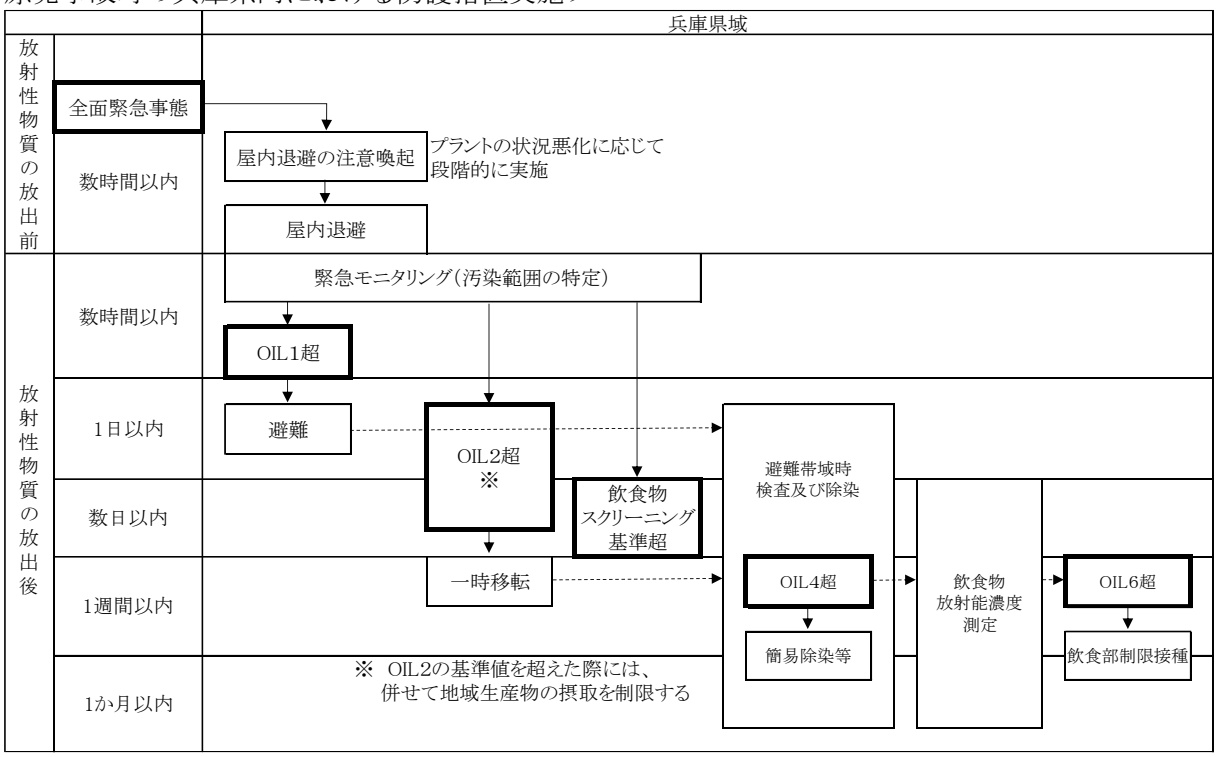


| 対策部 | 西はりま消防組合・健康福祉対策部・本部室 |
|---|---|

# 第４節　救急医療対策

負傷者の発見から通報、搬送、救急医療の提供に至るまでの対策を以下に示す。なお、除染や負傷者の搬送に当たっては、兵庫県災害対策本部内に設置される原子力災害医療調整官の助言の下、活動を行う。

## 第１款　救急対策

原子力災害等に係る負傷者を発見した者（発見者、原子力事業者、放射性同位元素取扱い事業者など）は、直ちに西はりま消防組合に通報する。また、原子力事業者、又は放射性同位元素取扱い事業者は、被害の状況や汚染の有無を直ちに関係機関に通報する。

１　負傷者の救出

（１）モニタリング

事業者の放射線管理の専門家と十分に連携を図り、西はりま消防組合はモニタリングを行うなど、職員に十分な汚染、被ばく管理を行った上で除染等の活動を行う。

（２）救出

事業者は負傷者を速やかに救出する。西はりま消防組合は災害の規模、内容等を放射線管理の専門家及び関係機関と協議し、状況に応じ必要な人員機材を出動させ消防警戒区域の設定を行う。重傷者については、除染よりも救命処置を優先させ、必要最低限の汚染拡大防止措置を行って直ちに医療機関へ搬送する。その際、汚染を伴う傷病者の搬送については、搬送先の医療機関の受入体制が整っていることが必要となることから、搬送前に患者の被ばく状況を伝達して確認する必要がある。なお、救出活動は事業者側の放射線管理の専門家等と連携を図るものとする。

（３）除染等

事業者は放射性物質に汚染された負傷者（以下「汚染者等」という。）がいるときは、必要に応じて、汚染状況の検査（原子力施設における事故等にあっては、避難退域時検査）、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等の所要の措置を行い、速やかに医療施設へ搬送する。

２　医療施設への搬送

（１）西はりま消防組合は災害の規模、内容等を放射線管理の専門家及び関係機関と協議し、状況に応じて職員と搬送車両を現場に出動させ搬送にあたる。搬送に当たっては、放射能の測定等により負傷者の状態把握に努めるとともに、職員の十分な汚染、被ばく管理を行うものとする。

（２）簡易な除染で十分に除染できない場合には、患者を原子力災害拠点病院等へ搬送する。また、原子力災害拠点病院で対応できない場合は、原子力災害医療・総合支援センター（広島大学）へ搬送する。

（３）搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じる。

① 救急指定病院の患者搬送車の活用

② その他の応急的に調達した車両の活用

③ 隣接市町への広域応援要請

（４）西はりま消防組合は搬送を要すると判断した場合は、二次汚染を防止するために必要な措置を講じ、出動を要請する。なお、移送に際しては、専門家の指示をふまえることとする。

（５）西はりま消防組合は放射線により被ばくした者（被ばくしたおそれのある者を含む。）、放射性物質により汚染された者（汚染されたおそれのある者を含む。）（以下「汚染・被ばく者等」という。）等を搬送する場合は、以下の事項に留意することとする。

① 二次汚染を防ぐため搬送に従事する職員は、直読式個人線量計（ポケット線量計、アラームメータ等）、ゴム手袋、帽子、汚染防止衣、マスク等を着装する。

② 機材の二次汚染を防ぐため、担架に直接触れないようにビニール毛布等を使用する。また、救急車の床をビニールシートなどでカバーする。

③ 過度の被ばく、又は汚染を受けたと判断される負傷者の搬送に当たっては、頭部を三角巾で、体幹四肢をビニールシート（濡れているとき）・毛布等で包み、直接身体に触れないよう注意する。なお、負傷者の発汗、過剰保温に留意する。

３　医療関係者の出動要請並びに現場及び搬送中の救急措置

（１）事業者は事故等の規模や内容を考慮の上、医療機関に対し、緊急被ばく医療が行える医療関係者の出動を要請する。

（２）県は事故等の状況により自ら必要があると認めるとき、又は事業者等から要請があり必要と認めたときは、緊急被ばく医療を行える医療関係者を現場へ出動させるものとする。なお、その際には放射線管理の専門家の同行を要請する。

４　負傷者の収容

（１）負傷者の収容は事業者が特に指示する場合を除き、次のとおり行う。

① 汚染・被ばく者等

第２編第５章第４節に示す緊急被ばく医療施設

② その他の負傷者
下記の施設を活用する。
(ｱ)災害拠点病院
(ｲ)２次救急医療機関
(ｳ)救急告示病院・診療所
(ｴ)その他の医療施設
(ｵ)救護所

（２）負傷者が死亡した場合、死体の見分、その他所要の処理を行う必要があることから、西はりま消防組合は速やかに県警察本部に連絡を行う。死体見分に支障が生じるほどの多数の死者が発生した場合は、日本法医学会に対し応援を要請するとともに、医師会を通じて臨床医の協力も得ることとする。

５　関係機関への協力要請
対象原子力災害等の規模や内容により必要がある場合、本部室は時機を失することなく関係機関に協力を要請するものとする。

**第２款　スクリーニングによる医療対策**

緊急被ばく医療が必要か否かを判定するスクリーニングは、国や県から派遣されるスクリーニングチームにより実施される。健康福祉対策部は国や県に協力し、スクリーニングを実施する会場（救護所、病院、保健所、避難所など）を選定するとともに、業務を補助する。県は必要があると認めるときは、あらかじめ協力体制を構築している(社)兵庫県放射線技師会に対し、放射能汚染の計測等に係る協力を要請する。

スクリーニングの結果、除染が必要と認められる住民は、第２編第５章第４節に示す緊急被ばく医療施設、又は放射線障がい専門病院に移送する。なお、搬送に当たっては県、県警察本部、神戸市、自衛隊、海上保安庁のヘリコプターの利用も検討する。

**第３款　健康相談の実施**

国や指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）等と連携し、避難所等において、災害対応の段階や対象区域等に応じて、避難者等を対象とした健康相談（原子力災害発生直後から避難所等までの行動状況や健康状態の把握）を実施する。必要に応じ、放射性物質による表面汚染等に関する検査（放射線サーベイ検査）を実施する。

また、健康福祉対策部は、住民等の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置するよう務める。さらに、避難生活者の心身の健康を確保するため、必要に応じ、避難所等における巡回相談を実施する。

| 対策部 | 西はりま消防組合 |
|---|---|

## 第５節　消火対策

放射性物質や放射性同位元素の輸送事故に伴う火災、又は取扱い事業所での火災が発生した場合に必要となる消火活動を以下に示す。

１　放射性物質輸送中の火災
（１）　事業者の措置
① 原子力事業者等
原子力事業者等は核燃料物質等の運搬を行う車両に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれがある火災が起こったときは、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちにその旨を西はりま消防組合に通報する。（原子炉等規制法第64条第１項）
② 放射性同位元素取扱い事業者等
放射性同位元素取扱い事業者等は、放射性輸送物に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれのある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちにその旨を西はりま消防組合に通報する。（放射線障害防止法第33条第１項）

（２）西はりま消防組合の措置

① 情報の収集

西はりま消防組合は通報があった際に内容等を関係機関と情報共有した後、放射性物質の漏えい、放射線の放出並びにそのおそれの有無を確認する。また、輸送責任者や同行する専門家から次表に示す情報を収集し、消火活動にあたる。輸送責任者や専門家が負傷するなど協力が得られない状況にある場合は、輸送物の形式や標識、表示から収納物を把握し、サーベイメータ等により放射線量を計測するとともに、本部室や県、関係機関に状況を連絡し専門家の支援を要請する。なお、輸送車両には「放射性物質の取扱い方法等を記載した書類」の携行が義務づけられている（Ｌ型輸送物を除く）ため、可能な場合はこれを活用し収納物の把握を行う。

収集する情報

| 放射性物質自体の性状 | 火災等による放射性物質への影響 |
|---|---|
| ・火気、熱気に対する危険性<br>・禁水性、劇毒性<br>・汚染又は汚染拡大の可能性 | ・輸送容器の亀裂等の有無及び程度<br>・火災と輸送容器との位置関係<br>・放射線の強度等の検出状況<br>・周辺への影響の可能性 |

② 放射線量の確認

事業者等に対し、放射線の測定状況、放射線危険区域の設定状況を確認し、必要に応じて西はりま消防組合でも放射線測定を実施する。

その際、放射線管理要員、測定員等の協力や測定器の借用など、事業者と積極的に連携する。Ｂ型輸送物や一部のＡ型輸送物には放射線測定器の携行が義務づけられているため、これの活用も考慮する。

③ その他

消防庁が定める放射性物質輸送時消防対策マニュアルに基づき行動する。

２　放射性同位元素取扱い事業所の火災

（１）放射性同位元素取扱い事業者の措置

放射性施設に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれがある火災が起こったときは、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちにその旨を西はりま消防組合に通報する。

（２）西はりま消防組合の措置

① 消防活動

放射性同位元素取扱い事業所の火災は、放射線による被ばくや放射性同位元素による汚染のおそれがあることから、事業者の協力を求めるとともに、消防庁が定める「放射線物質輸送時消防対策マニュアル」「放射線施設等の消防活動のための手引」に基づき、あらかじめ作成した警防計画や次の点に留意して消火活動を行う。

(ｱ) 火災が放射線施設等に係るものか否か、又は放射線施設等への延焼危険の有無
(ｲ) 放射性同位元素の拡散危険の有無
(ｳ) 要救助者の有無
(ｴ) 放射線量

② 放射線量の確認

事業者等に対し、放射線の測定状況、放射線危険区域の設定状況を確認し、必要に応じて西はりま消防組合でも放射線測定を実施する。

その際、放射線管理要員、測定員等の協力や測定器の借用など、事業者と積極的に連携する。

３　進入統制ラインの設定

放射線危険区域及び準危険区域（後述）が設定されるまでの間、消防隊員の出入りを統制する区域を示す進入統制ラインを設定する。

| 目的 | 設定の基準 | 留意点 |
|---|---|---|
| 放射線危険区域及び準危険区域が設定されるまでの間の不要な被ばくと汚染拡大防止 | 空間線量の測定値が、バックグラウンドレベル（平時の放射線量）と同程度であり、かつ、周囲の状況や関係者情報から現場指揮者がそれ以上進入することが危険であると判断した位置に設定 | ・空間線量率が上昇した場合は後退して設定<br>・警戒テープや標識で表示<br>・除染区域等を設定することを考慮<br>〔区域設定後〕<br>・防護措置を行っている者のみ進入可<br>・汚染検査等を行った者のみ退出 |

４　放射線危険区域等の設定

消防活動を行うため、対策を行う区域を設定する。

| | 目的 | 設定基準 | 留意点 |
|---|---|---|---|
| 消防警戒区域 | ・消防活動エリアの確保<br>・住民等の立入制限<br>・前進指揮所、現場指揮本部の設置<br>・救護所、2次トリアージ場所の設置 | ・放射線のレベル、放射性物質の汚染に関する事業者又は専門家の意見を考慮設定<br>・進入統制ラインの外側に設定<br>※輸送事故の場合は暫定的に輸送物から100mの範囲 | ・原則、検出活動の結果を待つことなく、十分広い区域を設定<br>・警戒テープや標識で表示<br>・区域が事業所境界を越える場合、市と連携して周辺住民の迅速な避難・退避を実施 |
| 準危険区域 | ・汚染検査所、除染所、1次トリアージ場所の確保 | ・関係者の情報を得て協議の上設定<br>・現場に関係者がいない場合、汚染範囲を管理できる位置に設定<br>・除染区域はバックグラウンドレベルと同程度 | ・準危険区域外へ汚染を拡大させない<br>・除染の際は、汚染、負傷の程度等を勘案しトリアージを実施<br>・汚染物は容器や袋に収納<br>・区域設定後は、準危険区域の位置で進入統制を実施 |
| 放射線危険区域 | ・不要な被ばくと汚染拡大の防止 | ・関係者の情報を得て協議の上設定<br>・関係者がいない場合、以下の条件を考慮し設定<br>①0.1mSv/h以上の放射線が検出される区域<br>②火災等発生時に放射性物質の飛散が認められ又は予想される区域<br>③煙、流水等で汚染が認められ又は予想される区域 | ・後刻に範囲が拡大されないよう、汚染のおそれを考慮して広く設定<br>・ロープ及び標識等により範囲を明示<br>・必要に応じ放射線防護服を着用<br>・区域が事業所境界線を越える場合、西はりま消防組合と連携して周辺住民等の迅速な避難・退避を実施 |

５　被ばく管理の実施

放射線危険区域及び準危険区域で活動する隊員に個人線量計を携帯させ、放射線管理を実施する。

| 区分 | 被ばく線量限度 | 個人警報線量計の警報設定値 |
|---|---|---|
| 通常の消防活動 | 1回の活動あたり10ｍＳｖ以下 | 左記の値未満で設定 |
| 人命救助等の緊急時活動 | 100ｍＳｖ | 30～50ｍＳｖの範囲で設定 |

６　汚染検査・除染措置の実施

準危険区域内に除染区域（汚染検査所・除染所）を設置する。

事業者が汚染検査、除染を実施できない場合は、消防隊員が汚染検査及び除染を実施する。

７　消防隊員の安全確保

放射線危険区域への進入に当たっては、防護服とともに自給式呼吸器等を着装するとともに、ポケット線量計、熱蛍光線量計（ＴＬＤ）等の個人被ばく測定用具を所持する。危険区域からの退出前に、原則として汚染検査を行い、必要に応じて除染する。消防活動に従事した隊員については、被ばく状況の記録を行い、必要に応じて健康診断を実施する。

| 対策部 | 土木水道対策部・産業対策部 |
|---|---|

# 第６節　飲食物の摂取制限

放射性物質により汚染された飲料水や飲食物の摂取制限について必要な事項を以下に示す。

１　地域生産物の摂取制限に関する基準

県は、以下に示す基準を超える場合は、地域生産物※の摂取制限を実施する。

地域生産物の摂取制限の基準

| 基準の種類 | 基準の概要 | 初期設定値 | 防護措置の概要 |
|---|---|---|---|
| ＯＩＬ2 | 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準 | 20μＳｖ/ｈ（地上1ｍで計測した場合の空間放射線量率） | 1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施 |

※「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

２　スクリーニング検査の実施

県は、国等が実施する緊急時モニタリングの結果、飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域が県内に存在することが判明したときは、国の指示・要請又は独自の判断により、スクリーニングの検査計画を策定し、検査を行う。

スクリーニング検査の実施基準

| 基準の種類 | 基準の概要 | 初期設定値 | 防護措置の概要 |
|---|---|---|---|
| 飲食物に係るスクリーニング基準 | ＯＩＬ6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準 | 0.5μＳｖ/ｈ（地上1ｍで計測した場合の空間放射線量率） | 数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定 |

３　摂取制限及び出荷制限に関する基準

（１）県は、国の指示等があったとき、及び県が実施した放射性核種濃度測定の結果が食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）等を超え、地域的な広がりが確認された場合には、地域・品目を限定して飲食物の出荷制限を行う。また、空間放射線量率等に基づき、以下のとおり飲食物の摂取制限を行う。

① 空間放射線量率がＯＩＬ２を超える地域では、一時移転の措置を講ずるとともに、当該地域の地域生産物の摂取制限を行う。飲食物の放射性核種濃度の測定結果がＯＩＬ６の基準を超えた場合は、飲食物の摂取制限を行う。

② 空間放射線量率が飲食物に係るスクリーニング基準の値を超える地域では、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、飲食物中の放射性核種濃度測定の結果がＯＩＬ６を超えた場合には、摂取制限を行う。

（２）出荷制限及び摂取制限は、県域で実施することを原則とするが、市ごとの管理が可能である場合、管理状況等を考慮し、市・地域ごとに細分して区域が設定される。

（３）県は、飲食物の出荷制限等が必要な場合は、市に対してその旨要請するとともに、県民に対して広報する。

飲食物の摂取制限の基準

| 基準の種類 | 基準の概要 | 初期設定値 | | | 防護措置の概要 |
|---|---|---|---|---|---|
| ＯＩＬ６ | 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準 | 核種 | 飲料水、牛乳・乳製品 | 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 | 1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施 |
| | | 放射性ヨウ素 | 300Ｂｑ/kg | 2,000Ｂｑ/kg | |
| | | 放射性セシウム | 200Ｂｑ/kg | 500Ｂｑ/kg | |
| | | プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 | 1Ｂｑ/kg | 10Ｂｑ/kg | |
| | | ウラン | 20Ｂｑ/kg | 100Ｂｑ/kg | |

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）

セシウム（放射性物質のうち，セシウム134及びセシウム137をいう。）は，次の表の第1欄に掲げる食品の区分に応じ，それぞれ同表の第２欄に定める濃度を超えて食品に含有されるものであってはならない。

| 第1欄 | 第2欄 |
|---|---|
| ミネラルウオーター類（水のみを原料とする清涼飲料水をいう。） | 10Ｂｑ／ｋｇ |
| 原料に茶を含む清涼飲料水 | 10Ｂｑ／ｋｇ |
| 飲用に供する茶 | 10Ｂｑ／ｋｇ |
| 乳児の飲食に供することを目的として販売する食品（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）第２条第１項に規定する乳及び同条第12項に規定する乳製品並びにこれらを主要原料とする食品（以下この表において「乳等」という。）であって，乳児の飲食に供することを目的として販売するものを除く。） | 50Ｂｑ／ｋｇ |
| 上記以外の食品（乳等を除く。） | 100Ｂｑ／ｋｇ |

備考　第2欄に定める濃度の測定については，飲用に供する茶にあっては飲用に供する状態で，食用植物油脂品質表示基準（平成12年農林水産省告示第1672号）第2条に規定する食用サフラワー油，食用綿実油，食用こめ油及び食用なたね油にあっては油脂の状態で，加工食品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第513号）別表２に規定する乾燥きのこ類及び乾燥野菜類並びに乾燥させた海藻類及び乾燥させた魚介類等にあっては飲食に供する状態で行わなければならない。※

※加工食品品質表示基準

| | |
|---|---|
| 乾燥きのこ類 | （日本標準商品分類（以下「商品分類」という。）に示された乾燥きのこ類のうち、）しいたけ、きくらげ |
| 乾燥野菜 | （商品分類に示された乾燥野菜のうち、）フレーク及びパウダーを除くものとし、かんぴょう、割り干しだいこん、切り干しだいこん、ぜんまい、わらび、いもがらなど |
| 乾燥させた海藻類 | （商品分類に示された加工海藻類のうち、）こんぶ、干わかめ類、干ひじき、干あらめ、寒天など |
| 乾燥させた魚介類 | （商品分類に示された素干魚介類のうち、）本干みがきにしん、棒たら、さめひれなど（煮干魚介類のうち、）干あわび、干なまこなど |

※ＯＩＬ６は緊急時の防護措置のための基準である一方、食品衛生法に基づく基準値は、生涯の被ばくを考慮するなど平常時も含めて評価された値である。

４　摂取制限の実施

対策部は国や県、若しくは自らが実施する緊急時モニタリングにより、飲料水や飲食物、農林水産物の汚染度が、前１の基準を越え、又はそのおそれがあると認められるときは、国の指導や助言、指示、又は県の指示に基づき、直ちに次の措置を行う。

（１）飲料水の摂取制限

水道対策部は汚染水源の使用と汚染飲料水の飲用を禁止する措置を行う。

（２）飲食物の摂取制限

産業対策部は汚染飲食物の摂取を制限、又は禁止する措置を行う。

（３）農林水産物の採取及び出荷制限

産業対策部は農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

| 対策部 | 本部室・西はりま消防組合 |
|---|---|

# 第７節　汚染の除去

放射性物質により汚染された物質の除去について必要な事項を以下に示す。

１　事業所外運搬災害等及び放射性物質取扱い事業所災害等の場合

（１）除去及び除染

① 事業者の措置

事故責任を有する事業者は、放射性物質による汚染物質の除去と除染を行う。

※事故等による放射性物質による汚染の除去は、原子力事業者、放射性同位元素取扱い事業者及びこれらの者から運搬を委託された者の義務である。（原子炉等規制法第 64 条、放射線障害防止法第 33 条）

（２）関係機関の措置

県と本部室、その他防災関係機関は、事業者の速やかな汚染物質の除去と除染が行われるように汚染物質の一時保管場所の提供に協力する。

（３）除去及び除染の確認

県と本部室は国の専門家の助言をふまえ、事業者による除去と除染作業の確認を行う。

２　不法廃棄等事案の場合

（１）必要な措置の実施

市（本部室）、西はりま消防組合、警察は、放射性物質を発見した旨の通報を受けたときは、県、原子力規制委員会に連絡するとともに、必要に応じて放射線量の測定、周囲の立入禁止等の措置をとる。

なお、病院、大学、研究機関、工場等、放射性物質の取扱いに関する許可を受け、あるいは届出を行っている機関において、管理区域外で放射性物質が発見されたときは、県は、当該機関に対して法令に基づく措置（必要な防護対策の実施、除染、管理の徹底、原子力規制委員会への報告等）を行うよう、助言する。

連絡先

| |
|---|
| 原子力規制委員会　原子力規制庁　総務課事故対処室<br>ＴＥＬ：03-5114-2112　ＦＡＸ：03-5114-2183 |

確認・連絡するべき事項

| |
|---|
| ① 発見場所<br>② 連絡担当者の氏名／連絡先<br>③ 発見した物質の詳細（名称、状態、表示、形状、重量、寸法等）<br>④ 放射性物質の保管状況（住宅の有無など周囲の状況等）<br>⑤ 放射線量の値（測定器までの距離など測定条件、測定器等）<br>⑥ 放射性物質の所有経緯<br>⑦ 放射性同位元素等規制法や原子炉等規制法の許可等の有無<br>⑧ 他機関への連絡の有無 |

（２）除去及び除染

管理者は当該放射性物質の除去等を行う。この際、市（本部室）、その他関係機関は必要な協力を行う。ただし、当該不法廃棄等を行った者が直ちに判明したときは、不法廃棄等を行った者に除去と除染を実施させる。

（３）不法廃棄者等の捜査

警察署は当該不法廃棄等を行った者の捜査を行う。

３　環境汚染への対処

事業者等が行う放射性物質による環境汚染の除去に対し、必要な協力を行う。

| 対策部 | 本部室・教育対策部・避難所担当職員・小中高等学校・健康福祉対策部 |
|---|---|

# 第８節　県外からの避難者の受入れ

関西広域連合の広域避難ガイドラインに基づく、福井県に立地する原子力施設の事故等における県外からの避難者の受入れについて定める。

１　広域避難に係る情報伝達と受入準備

（１）ＰＡＺ※1圏の住民の受入れを行う場合

①警戒事態発生時

県は、国、関西広域連合又は原子力事業者から警戒事態発生の連絡を受けた場合、広域避難を受入れる可能性のある市町に対し、速やかに連絡する。

市は、県から警戒事態発生の連絡を受けた場合、速やかに関係部局、避難所等の施設管理者等に広域避難の受入可能性があることを連絡する。

②施設敷地緊急事態発生時

県は、国、関西広域連合又は原子力事業者から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合、広域避難を受入れる可能性のある市町に対し、速やかに連絡をする。

市は、県から施設緊急事態発生の連絡を受けた場合、速やかに関係部局、避難所等の施設管理者又は運営責任者等にその旨を連絡し、避難者の受入れに係る支援体制を整える。

市は、避難元府県から県及び避難元市町を通じて避難所等の開設準備の要請を受けた場合、避難所等の開設準備を開始する。

③ 全面緊急事態発生時

県は、国、関西広域連合又は原子力事業者から全面緊急事態発生の連絡を受け、避難元府県から広域避難の受入要請があった場合、受入予定の市町に対し、受入要請を行う。

市は、避難受入れの要請を受けた場合、速やかに市の関係部局、避難所等の施設管理者又は運営管理者等にその旨を連絡する。

（２）ＵＰＺ※2圏の住民の受入れを行う場合

① 警戒事態及び施設敷地緊急事態発生時

県は、国、関西広域連合又は原子力事業者から警戒事態又は施設敷地緊急事態の発生について連絡を受けた場合、広域避難を受入れる可能性のある市町に対し、速やかに連絡をする。

市は、速やかに関係部局、避難所等の施設管理者等にその旨を連絡する。

② 全面緊急事態発生時

県は、国、関西広域連合又は原子力事業者から全面緊急事態発生の連絡を受けた場合、広域避難を受入れる可能性のある市町に対し、速やかに連絡する。

市は、速やかに関係部局、避難所等の施設管理者又は運営責任者等にその旨を連絡し、避難者の受入れに係る支援体制を整える。

市は、避難所等の開設準備の要請を受けた場合、避難所等の開設準備を開始する。

③ ＯＩＬに基づく避難等が指示された後

県は、避難等が指示され広域避難の受入要請を受けた場合、受入予定の市町に対し、受入要請を行う。

市は、避難受入れの要請を受けた場合、速やかに市の関係部局、避難所等の施設管理者又は運営管理者等にその旨を連絡する。

※1　ＰＡＺ（Ｐｒｅｃａｕｔｉｏｎａｒｙ Ａｃｔｉｏｎ Ｚｏｎｅ　予防的防護措置を準備する区域）：急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、ＥＡＬ（緊急時活動レベル）に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域

※2　ＵＰＺ（Ｕｒｇｅｎｔ Ｐｒｏｔｅｃｔｉｖｅ ａｃｔｉｏｎ Ｐｌａｎｎｉｎｇ Ｚｏｎｅ　緊急防護措置を準備する区域）：
原子力規制委員会が制定した原子力災害対策指針において、「原子力災害対策重点区域」として新たに設定された区域の一つ。確率的影響のリスクを低減するため、緊急防護措置を準備する区域。原子力施設から概ね半径30kmの区域。

情報連絡系統図

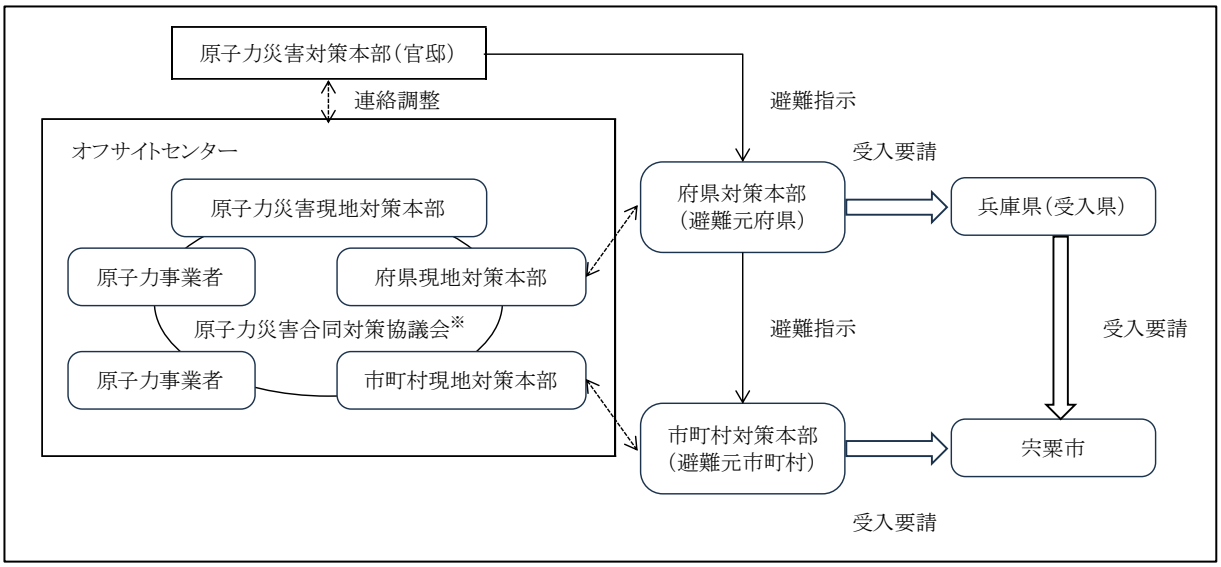


※避難等の実施方針等について、関係者の情報共有、相互協力のための調整を行う場

２　避難ができない場合

災害等やむを得ない理由で、広域避難ガイドラインに定められた広域避難の受入れが困難となった場合、速やかに県に報告する。

３　避難所の開設・運営

（１）避難所等の解説

① 開設準備

県から避難所の開設準備を要請された場合、速やかに避難所となる施設の管理者に対し、避難所の開設準備を行うよう指示する。

また、あらかじめ指定した運営責任者を避難所に派遣し、避難者の受入準備を行う。

② 開設

県から避難所の開設を要請された場合、速やかに避難所の運営責任者に対し、避難所の開設を指示する。

③ 開設期間

避難所の開設期間は、おおむね２か月程度を目安とする。ただし、小中学校等の教育施設を避難所としている場合は、教育への影響に配慮し、避難所の早期解消を図る。

（２）避難所における受入れ

市は、避難所における受入れに当たって、避難者の確認を行い、避難者名簿を作成する。

避難受入時の確認内容の例

| |
|---|
| 住所（地区名）、氏名、避難所名、要配慮者かどうかの確認、家族の避難状況、避難退域時検査の有無（ＵＰＺ圏の住民のみ）※等<br>※ ＵＰＺ圏からの避難者の受入れを行う場合、避難所等において、国（避難元府県）が発行する通過証等で、避難退域時検査を受けているかどうかの確認を行う。ＰＡＺ圏の住民は通過証等を携行していないため、避難予定者名簿に基づき、当該避難者がＰＡＺ圏の住民かどうかを確認する。 |

（３）避難所の運営

① 運営主体

避難所の開設当初、避難所の運営を主導して行う。

避難者の受入れがおおむね完了し、避難元市町による避難所での運営体制が整った段階で、避難元市町と協議し、避難者の受入れ及び避難所の運営に関する業務を避難元市町に引き継ぐ。

ただし、避難元市町と協力して、市から直接避難者の自主運営に引き継ぐことがある。

② 運営体制

避難所の開設時には、他の自然災害と同様に職員派遣計画に基づき、避難所ごとに担当職員を配置し、人員が不足する場合は、県に応援職員を派遣するよう要請する。

③ 避難所運営に必要な物資の確保

避難元市町に避難所の運営を引き継ぐまでの間、県と連携して避難所運営に必要な物資を確保するほか、運営主体を引き継いだ後においては、避難元市町の求めに応じて、必要な物資の確保に協力する。

（４）避難生活に支障をきたす可能性のある避難者への対応

病気・けが等により、避難所での生活に支障をきたすおそれのある避難者が発生した場合、医療機関等において応急的な診察・看護を受けられるよう調整を図る。

社会福祉施設への入所が必要な避難者が発生した場合には、その受入先の確保について兵庫県を通じて避難元府県に調整を依頼する。

４　避難者の相談及び情報提供

（１）相談窓口の設置

避難者のさまざまな意見・相談等に適切に対応できるよう避難元市町が必要に応じて設ける相談窓口の設置に協力する。

（２）避難者への情報提供

避難元府県・市町と連携し、避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの避難生活に必要な情報や、帰還支援に関する情報の提供に努める。

広域避難調整・実施フロー

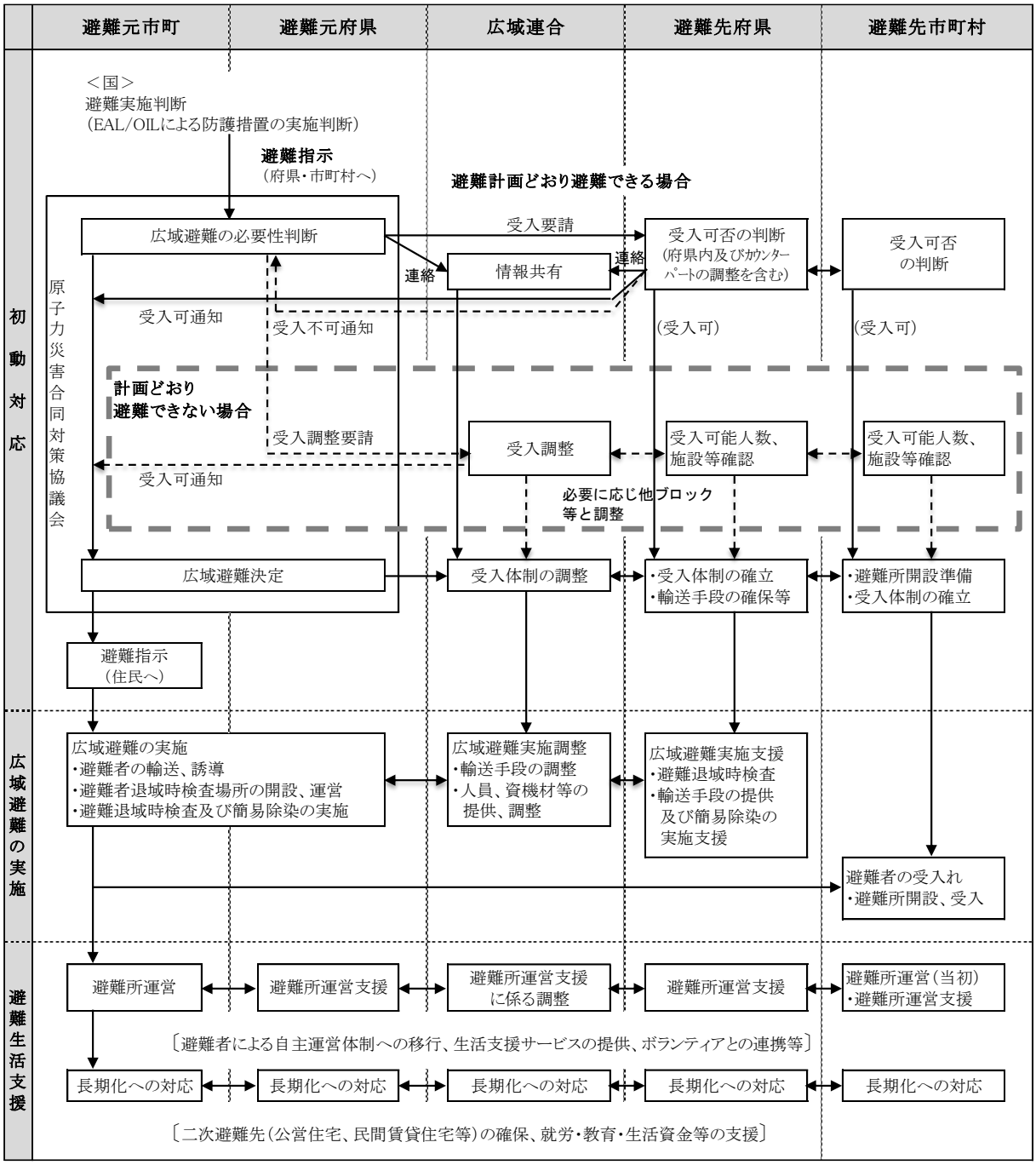


| 対策部 | 本部室・産業対策部 |
|---|---|

# 第９節　環境放射線モニタリング

事後に実施する環境放射線モニタリングについて、必要な事項を以下に示す。

１　核燃料物質等の事業所外運搬事故

環境放射線モニタリングの実施地域や地点、分析項目、頻度、試料品目、分析核種については、国や県、専門家の指導のもと、各主体が連携して役割を決定する。

（１）原子力事業者の措置

原子力緊急事態解除宣言があった場合、原子力事業者は環境放射線モニタリングを行い、その結果を市（本部室）や国、県に報告する。

（２）市の措置

本部室は、公的研究機関や技術者団体による環境放射線モニタリングの実施を県に要請する。また、必要に応じて人への影響を加味した空間放射線量率（μＳｖ／ｈ）を測定し、その結果を県へ報告するとともに、ホームページ等で公表する。さらに必要な場合は、飲料水や野菜類、穀類、肉、卵、その他必要と認められる試料の放射能濃度等の測定を行う。

２　放射性同位元素等の事故

（１）放射性物質取扱い事業者の措置

応急対策がおおむね完了し、放射性同位元素による汚染の除去作業が完了した場合、放射性物質取扱い事業者は環境放射線モニタリングを行い、その結果を市（本部室）や国、県に報告する。

（２）市の措置

前（１）に準ずる。

| 対策部 | 本部室・土木水道対策部・産業対策部 |
|---|---|

## 第10節　制限の解除と風評被害対策

各種制限措置の解除と風評被害の防止策について、必要な事項を以下に示す。

１　各種制限措置の解除

土木水道対策部と産業対策部は、県から各種制限措置の解除の指示があったときは、特別の理由がない限り、立入制限や飲食物の摂取制限、農林水産物の採取出荷制限などの各種制限措置を解除する。

２　安全宣言

本部室と県、その他関係機関は、各種制限措置が全て解除されたときは、地域の安全が回復した旨を発表する。

３　風評被害対策

本部室は国や県、各報道機関の協力を得て、風評被害等の未然防止措置を行う。風評被害が発生した場合、対策部は飲料水や農林水産物、地場産業の商品等の適正な流通の促進と観光振興のための広報活動を強化する。

４　被害を受けた産業に対する支援

風評による影響を受けた業界に対し、地元産品のＰＲ、誘客キャンペーン、物産展等による支援を検討する。

| 対策部 | 本部室・健康福祉部 |
|---|---|

## 第11節　心身の健康相談体制の整備

災害後の健康相談体制の整備について以下に示す。

１　健康調査の実施

市及び県は、国や専門家の意見を聴いて、必要に応じて、応急対策にあたった職員、防護対策を講じた地域の住民等を対象とする健康調査を実施する。

その際、放射線との関連が明らかな疾患だけでなく、こころのケア等も含めた健康状態を把握するための長期的な健康評価の必要性を考慮する。

２　健康相談の実施

市及び県は、通常の健康相談窓口において相談に応じるほか、必要に応じて国や専門機関の相談窓口を紹介する。